2020 年度版

あり5の男女共同参画

(2019年度年次報告書)











2019年度「はがき1枚からの男女共同参画」最優秀作品

認め合う 個性が輝く 参画社会



本書は、愛知県男女共同参画推進条例第14条の規定に基づき、2019年度の男女共同参画の推進に関する施策の実施状況に関する報告を行うものです。

構 成

第1編 愛知の男女共同参画社会形成の状況

データから見た本県の現状について、グラフや表を用いて解 説しています。

第2編 男女共同参画施策のあらまし

2019年度に実施した本県の男女共同参画施策について、「あいち男女共同参画プラン2020」の施策体系に沿って取りまとめるとともに、プランの数値目標について、現況値を掲載しています。

第3編 市町村男女共同参画施策のあらまし

市町村における男女共同参画計画の策定状況等、推進状況を取りまとめました。

はじめに

人口減少や少子高齢化の進展、グローバル経済の一層の進展など、社会情勢が大きく変化する中、本県が持続的に発展し、安心・安全で活力ある地域づくりを進めるためには、性別にかかわりなく、すべての人が個性と能力を発揮して、あらゆる場面で活躍することができる多様性に富んだ男女共同参画社会の実現が不可欠です。

本県においては、2002年3月に制定した「愛知県男女共同参画推進条例」と、2016年3月に 策定した「あいち男女共同参画プラン2020~すべての人が輝き、多様性に富んだ活力ある社会 をめざして~」を両輪として、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組を推進しています。

「あいち男女共同参画プラン2020」では、「女性の活躍」を重点目標の一つとして明確に位置づけるとともに、「男性中心型労働慣行の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進」を基本的施策の一つに掲げるなど、3つの重点目標と10の基本的施策を盛り込むとともに、施策の進捗状況を表す40の指標のそれぞれに具体的な数値目標を掲げました。

2019年度は、現プランの計画期間満了まで残り1年となる年です。男女共同参画社会の実現に向けて、プランに掲げた目標を達成するため、さらなる取組を進めているところです。

本書は、愛知県男女共同参画推進条例第14条の規定に基づく年次報告書として、本県が2019 年度に実施した男女共同参画施策の実施状況等をまとめるとともに、本県の男女共同参画社会 形成の状況について記載したものです。

本書が、男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画に関する理解と認識を深めていただく一助となれば幸いに存じます。

2020年10月

愛知県知事 大村秀章

目 次

第1編	愛知の男女共	同参画社会形成の状況	
基本	本データ		1
I	男女共同参画	i社会に向けての意識改革	7
П	あらゆる分野	における女性の活躍の促進	8
Ш	安心して暮ら	せる社会づくり	14
計画	画の推進		16
第2編	男女共同参画	施等のあらまし	
1		:共同参画行政推進体制について	17
2		:共同参画プラン 2020」の施策体系	18
3	男女共同参画	i施策	
	重点目標 I	男女共同参画社会に向けての意識改革	
	基本的施策 1	男女共同参画の理解の促進	19
	基本的施策 2	子どもにとっての男女共同参画	20
	重点目標Ⅱ	あらゆる分野における女性の活躍の促進	
	基本的施策3	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	21
	基本的施策 4	様々な分野における男女共同参画の推進	23
	基本的施策 5	男性中心型労働慣行の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進	26
	基本的施策 6	就業環境の整備	27
	基本的施策7	女性への就業支援	30
	重点目標Ⅲ	安心して暮らせる社会づくり	
	基本的施策 8	人権の尊重と様々な困難を抱える人々への支援	31
	基本的施策 9	女性に対するあらゆる暴力の根絶	34
	基本的施策 10	生涯を通じた健康づくりの支援	36
	計画の推進		
	(1)推進体	制の整備・充実	37
	(2) ウィル	あいちを拠点とする推進	38
4	「あいち男女	:共同参画プラン 2020」に掲載している数値目標及びその現況値	40
5	県審議会等(法令・条例設置)委員への女性の登用状況	42
第3編	市町村男女共	同参画施策のあらまし	43
参考資	料		
1	男女共同参画	i社会基本法	53
2	女性の職業生	活における活躍の推進に関する法律	56
3	愛知県男女共	:同参画推進条例	62
4	男女共同参画	に関する年表	65
5	男女共同参画]関係施設等	70
6	市町村男女共	:同参画施策担当課室一覧	73

図表目次

四 次 日 次 掲載事項	表	図	ページ
第1編 愛知の男女共同参画社会形成の状況			
基本データ			1
	表1	図1、図2	1~2
男女別人口比率		図3、図4	2~3
50歳時未婚率の推移	表2		3
未婚率の推移	表3	図5	4
平均初婚年齢の推移		図6	5
婚姻・離婚の件数及び率の推移	表4		5
合計特殊出生率の推移		図7	6
一般世帯の家族類型別割合の推移		図8	6
I 男女共同参画社会に向けての意識改革	•		7
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方		図9-1、図9-2	7
Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の促進			8
審議会等委員への女性の登用率の推移		図10	8
県職員の管理職に占める女性割合の推移		図11	8
地方議会に占める女性割合の推移		図12	9
自治会長に占める女性の割合		図13	9
労働力人口	表5		10
労働力率		図14	10
平均勤続年数	表6		11
所定内給与額	表7	図15	11
農業委員に占める女性の割合の推移		図16	12
女性医師の割合の推移		図17	12
週労働時間が60時間以上の就業者の割合		図18	13
子どもの出生年別第1子出産前後の妻の就業経歴		図19	13
Ⅲ 安心して暮らせる社会づくり			14
要介護者から見た主な介護者の続柄		図20	14
DV相談件数の推移		図21	14
平均寿命の推移	表8		15
がんの部位内訳		図22	15
計画の推進			16
市町村の審議会等委員への女性の登用率の推移		図23	16
市町村の男女共同参画計画策定率の推移		図24	16
第2編 男女共同参画施策のあらまし			
「あいち男女共同参画プラン2020」に掲載している数値目標及びその現況値			40
県審議会等(法令・条例設置)委員への女性の登用状況			42
第3編 市町村男女共同参画施策のあらまし			
条例制定状況			43~44
個別計画策定状況			44~46
女性の市町村長、副市町村長、教育長、議長の就任状況			47
市町村における男女共同参画行政の推進状況			48~51
主管課室、行政推進会議、職員研修、懇話会、条例、個別計画、女性団体	別表 1		48~49
審議会等・行政委員会・市町村議会の女性の登用状況	別表 2		50~51

第1編

愛知の男女共同参画社会形成の状況

第一編

愛知の男女共同参画社会形成の状況

基本データ

1 人口

2019年10月1日現在の人口は7,552,873人、うち女性は3,772,474人で、男性より7,925人少ない。(表1)

年齢3区分別人口の割合をみると、15歳未満の年少人口の全体に占める割合は減少傾向にある 一方、65歳以上の老年人口の割合は増加している。(図1・図2)

また、男女人口比率では、64歳までは男性の割合が女性を上回っているが、65歳以上では逆に女性の割合が男性を大きく上回っている。(図3)

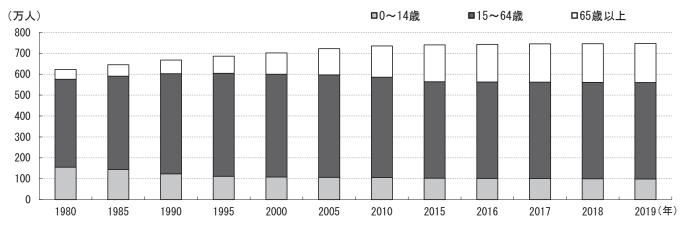
人口ピラミッドでみると、近年の出生者数の減少によりピラミッドのすそが次第に狭まり、「ひょうたん型」に近い形になっている。(図 4)

表 1 年齢 3 区分別人口の推移

			総数(人)			割合(%)	
		総数	0~14歳	15~64歳	65歳以上	0~14歳	15~64歳	65歳以上
	1980年	3, 109, 332	757, 244	2, 089, 215	262, 351	24. 4	67.2	8. 4
	1985年	3, 226, 448	705, 045	2, 200, 786	319, 638	21.9	68.2	9. 9
	1990年	3, 335, 776	603, 488	2, 339, 593	389, 207	18. 1	70. 1	11.7
	1995年	3, 429, 156	547, 081	2, 404, 704	474, 670	16.0	70. 1	13.8
	2000年	3, 517, 602	527, 761	2, 402, 418	579, 363	15. 0	68.3	16. 5
女	2005年	3, 615, 710	521, 468	2, 384, 507	697, 140	14. 4	65. 9	19. 3
性	2010年	3, 706, 499	519, 487	2, 334, 108	827, 335	14.0	63.0	22. 3
	2015年	3, 742, 284	498, 001	2, 237, 679	971, 853	13. 3	59.8	26. 0
	2016年	3, 751, 696	494, 938	2, 229, 075	992, 961	13. 2	59. 4	26. 5
	2017年	3, 760, 990	492, 027	2, 224, 807	1, 010, 840	13. 1	59. 2	26. 9
	2018年	3, 767, 407	488, 459	2, 219, 982	1, 024, 268	13.0	58.9	27. 2
	2019年	3, 772, 474	483, 184	2, 220, 579	1,034,050	12.8	58. 9	27.4
	1980年	3, 112, 306	798, 115	2, 113, 090	199, 862	25.6	67. 9	6.4
	1985年	3, 228, 724	741, 684	2, 257, 381	227, 585	23.0	69. 9	7.0
	1990年	3, 354, 827	633, 295	2, 445, 228	267,076	18.9	72.9	8.0
	1995年	3, 439, 180	573, 911	2, 514, 391	344, 356	16. 7	73. 1	10.0
	2000年	3, 525, 698	553, 519	2, 512, 439	440, 636	15. 7	71. 3	12.5
男	2005年	3, 638, 994	548, 030	2, 516, 565	551, 422	15. 1	69. 2	15. 2
性	2010年	3, 704, 220	545, 767	2, 457, 337	664, 750	14. 7	66. 3	17. 9
	2015年	3, 740, 844	524, 531	2, 380, 978	788, 910	14. 0	63.6	21. 1
	2016年	3, 755, 995	521, 236	2, 382, 444	805, 915	13. 9	63. 4	21. 5
	2017年	3, 765, 921	517, 039	2, 385, 028	818, 959	13. 7	63. 3	21. 7
	2018年	3, 771, 778	512, 612	2, 385, 170	827, 614	13. 6	63. 2	21. 9
	2019年	3, 780, 399	507, 639	2, 392, 777	833, 617	13. 4	63. 3	22. 1

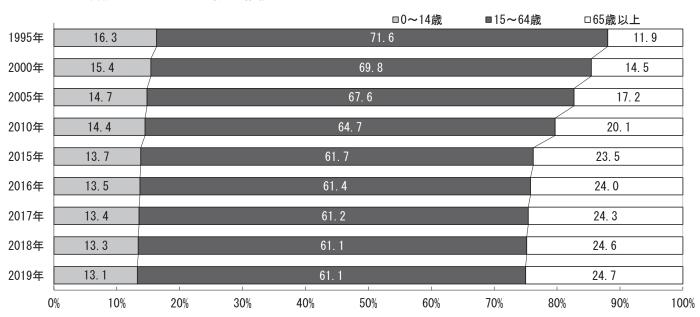
※各年 10 月 1 日現在 ※年齢不詳があるため、年齢別の合計は総数と同一にならない。 資料:2016~2019 年は県県民文化局「あいちの人口」、それ以外は「国勢調査」(総務省)

図 1 年齢 3区分別人口推移



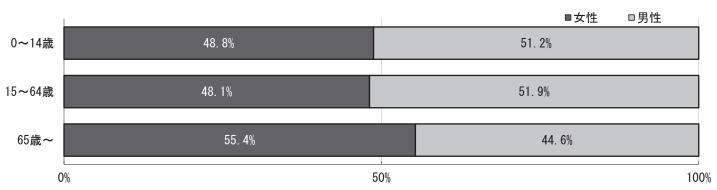
資料:2016~2019年は県県民文化局「あいちの人口」、それ以外は総務省「国勢調査」

図2 年齢3区分別人口の割合の推移



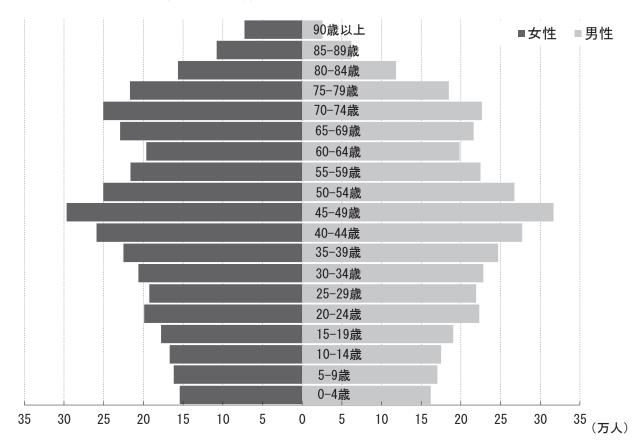
資料:2016~2019年は県県民文化局「あいちの人口」、それ以外は総務省「国勢調査」

図3 年齢3区分別の男女人口比率(2019年10月1日現在)



資料:県県民文化局「あいちの人口」

図4 人口ピラミッド(2019年10月1日現在)



資料:「あいちの人口」(県県民文化局)

2 配偶関係

2015年の50歳時未婚率は、女性が11.39%、男性が22.27%で、男性が女性を10.88ポイント上回っている。(表2)

1995 年から 2015 年までの年齢区分別未婚率の推移をみると、女性は特に 40 歳~44 歳で、男性は特に 45 歳~49 歳で、未婚率が上昇している。(表 3・図 5)

また、2019年の平均初婚年齢は、女性 29.1歳、男性 31.0歳で、男女ともに前年より上昇した。 (図 6)

2019年の婚姻の件数及び率は、前年より増加した。一方、2019年の離婚の件数及び率は前年より減少した。(表 4)

表 2 50歳時未婚率の推移

	女性 (%)					男性(%)						
	1980年	1990年	2000年	2005年	2010年	2015年	1980年	1990年	2000年	2005年	2010年	2015年
愛知県	4.67	3. 46	4. 29	5. 54	8. 30	11. 39	2. 22	4. 94	12. 24	15. 16	18. 67	22. 27
全 国	4. 45	4. 33	5.82	7. 25	10.61	14. 06	2. 60	5. 57	12. 57	15. 96	20. 14	23. 37

資料:国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集 2019」

表 3 年齢区分別未婚率の推移

		女性(%)					男性(%)				
		1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年
20~24歳	愛知県	86.7	87.6	88.0	88.9	91.0	93. 9	93.4	93. 5	94. 1	95. 2
20~246%	全 国	86.8	88.0	88.7	88.9	91.4	93.3	92.9	93. 5	94.0	95.0
25~29歳	愛知県	43.5	49.5	55.8	56.0	57.4	67.0	68. 5	71.8	71.4	72.8
20, 29成	全 国	48.2	54.0	59. 1	60.3	61.3	67.4	69.4	71.4	71.8	72.7
30~34歳	愛知県	15. 3	21.7	27. 1	29.8	29.9	35. 2	40.5	45. 7	45. 9	46.3
30~34成	全 国	19.7	26.6	32.0	34. 5	34.6	37. 5	42.9	47. 1	47.3	47. 1
35~39歳	愛知県	7. 5	10.9	15. 3	19.0	20.4	20.9	24. 2	30.0	34. 3	34. 5
35 39 成文	全 国	10.1	13. 9	18.7	23. 1	23.9	22.7	26. 2	31. 2	35. 6	35.0
40~44歳	愛知県	4. 9	6.6	9.6	14.0	16.2	15. 9	17.5	21.4	27. 2	29. 5
40~446%	全 国	6.8	8.6	12. 2	17.4	19.3	16.5	18.7	22. 7	28.6	30.0
45~49歳	愛知県	4. 1	4. 7	6.5	9.8	13.2	10.9	14. 5	16. 5	20.8	24. 9
40 49 60	全 国	5. 6	6. 3	8.3	12.6	16. 1	11.3	14.8	17. 6	22. 5	25. 9

資料:総務省「国勢調査」

図5 年齢区分別未婚率の推移

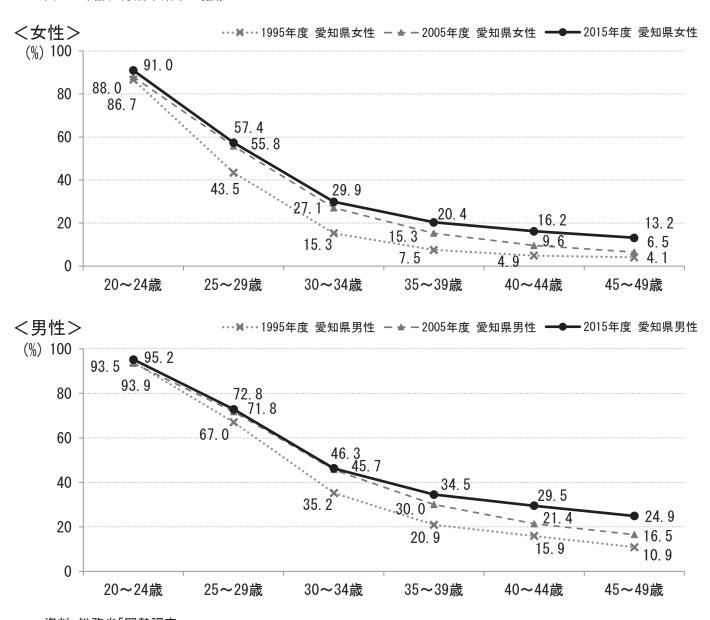
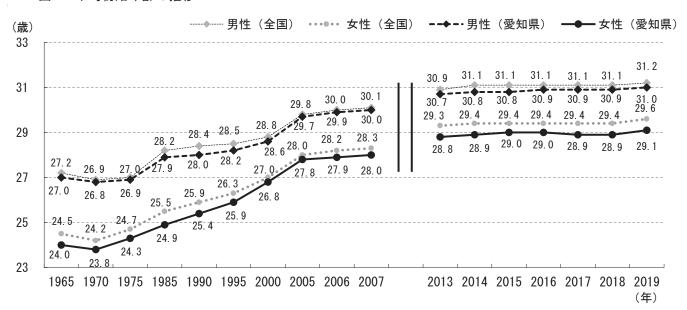


図 6 平均初婚年齢の推移



※2018 年以前の数値は確定数である。

資料:県保健医療局「2019年愛知県の人口動態統計(概数)の概況」

表 4 婚姻・離婚の件数及び率の推移

		婚	姻	離	婚
		件数 (件)	率 (人口千対)	件数 (件)	率 (人口千対)
	1975年	52, 212	8. 9	5, 430	0. 92
	1980年	42,811	6. 9	6, 550	1.06
	1985年	40,875	6. 4	7, 766	1. 21
	1990年	42,060	6. 3	7, 998	1. 21
	1995年	48, 022	7. 1	10, 405	1. 54
	2000年	48, 391	7. 0	13, 841	2. 00
	2005年	43, 948	6. 2	13, 997	1. 97
	2006年	46, 374	6. 5	13, 861	1. 94
	2007年	46, 940	6. 5	13, 772	1. 92
	2008年	47, 120	6. 5	13, 527	1. 88
愛知県	2009年	45, 790	6. 3	14, 513	2. 01
	2010年	45, 039	6. 2	14, 253	1. 97
	2011年	42, 425	5.8	13, 451	1.85
	2012年	42,704	5. 9	13, 494	1.85
	2013年	42, 302	5.8	13, 077	1. 79
	2014年	41, 414	5. 7	12, 782	1. 75
	2015年	41,058	5. 6	13, 102	1. 79
	2016年	40,676	5. 6	12, 465	1. 70
	2017年	40,072	5. 5	12, 471	1. 70
	2018年	39, 117	5. 3	12, 653	1. 73
	2019年	39, 933	5. 5	12, 342	1. 69
全 国	2019年	598, 965	4.8	208, 489	1. 69

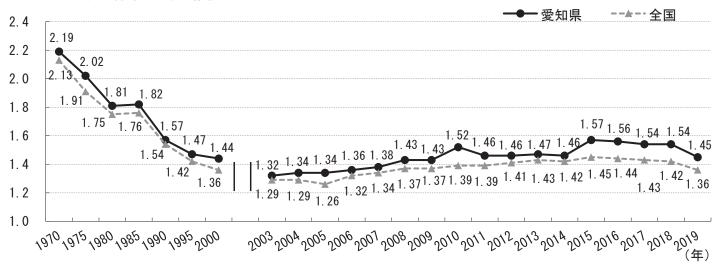
※2018年以前の数値は確定数である。

資料:県保健医療局「2019年愛知県の人口動態統計(概数)の概況」

3 合計特殊出生率

合計特殊出生率は、2015年に上昇し、以降は横ばいで推移していたが、2019年は2014年と同程度まで低下した。

図7 合計特殊出生率の推移



※2018 年以前の数値は確定数である。

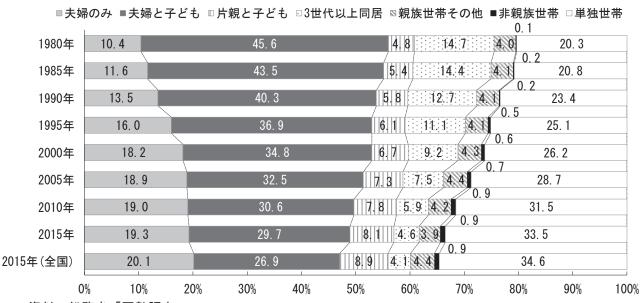
資料:県保健医療局「2019年愛知県の人口動態統計(概数)の概況」

4 世帯

2015年の一般世帯総数は3,059,956世帯で、核家族世帯(夫婦のみ、夫婦と子ども、片親と子ども)は55.9%である。

1980年から2015年の推移をみると、夫婦のみ、片親と子ども、単独世帯の割合が増加したのに対し、夫婦と子ども、3世代以上同居の割合が減少した。

図8 一般世帯の家族類型別割合の推移



I 男女共同参画社会に向けての意識改革

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という性別に基づく固定的な役割分担意識について、2019年に県が実施した調査においては、"反対"(「反対」+「どちらかといえば反対」)が50.6%であったのに対し、"賛成"(「賛成」+「どちらかといえば賛成」)が40.7%と、"反対"が50%を超えた。

"反対"と回答した割合は、性別では女性の方が高く、年齢別では 18・19 歳が最も高くなっている。

図 9-1 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方 【総数、性別】

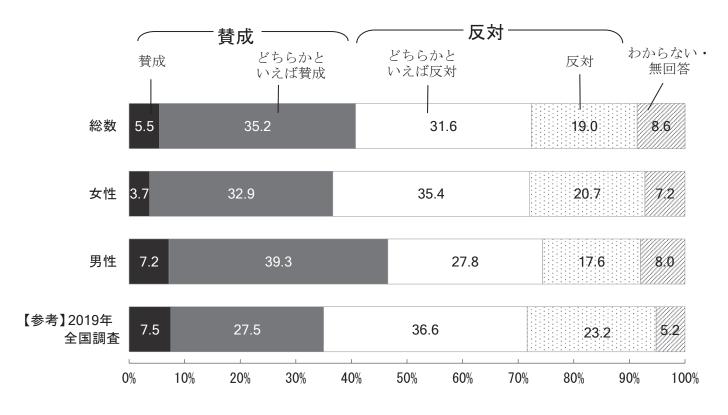
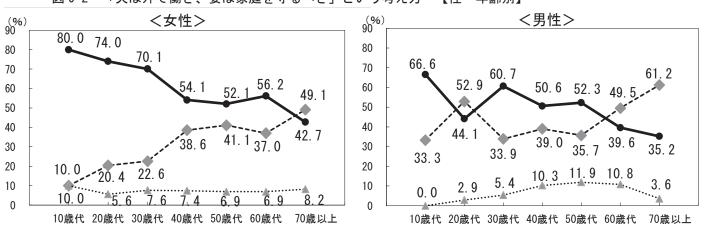


図 9-2 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方 【性・年齢別】



──── 反対 ---◆--- 賛成 ……▲…… わからない・無回答

資料:県民文化局「男女共同参画意識に関する調査」(2019年7月調査) 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(2019年9月調査)

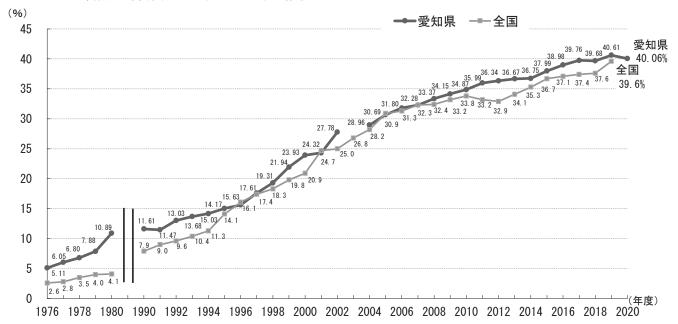
II あらゆる分野における女性の活躍の促進

1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

(1) 県の審議会等委員への女性の登用

2020 年 4 月 1 日現在の県審議会等委員数は 941 人(前年度 958 人)、うち女性数は 377 人(389 人) で、女性の登用率は 40.06%(40.61%)となっている。

図 10 審議会等委員への女性の登用率の推移



※2020年度の全国データは、調査結果が出ていないため空欄としている。

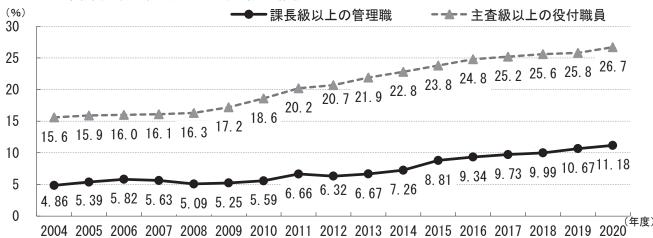
※2003年度の県データは、調査時期を変更したことにより実施していないため空欄としている。

資料:県県民文化局、内閣府「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」

(2) 県の管理職等への女性の登用

2020年4月1日現在の県職員の管理職に占める女性の割合は、課長級以上は11.18%(前年度10.67%)、主査級以上の役付職員(課長級以上を含む。)は26.7%(25.8%)となっている。

図 11 県職員の管理職に占める女性割合の推移

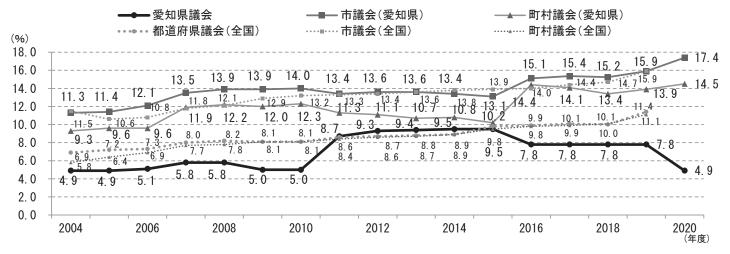


資料:県人事局

(3) 地方議会に占める女性の割合

2020年4月1日現在の地方議会に占める女性の割合は、県議会4.9%(前年度7.8%)、市議会17.4%(15.9%)、町村議会14.5%(13.9%)となっている。

図 12 地方議会に占める女性割合の推移



- ※市議会には、政令指定都市の市議会を含む。
- ※愛知県議会は、2002 年度 (3 月 31 日現在)、2003~2015 年度 (12 月 31 日現在)、2016~2020 年度 (4 月 1 日現在) としている。
- ※全国データは、各年 12 月 31 日現在とする。2020 年度のデータは調査結果がないため空欄としている。

資料:2020年度は県議会事務局、県県民文化局

それ以外は、総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」

2 地域活動への参画

自治会長に占める女性の割合は、2019年4月1日現在6.1%(前年度5.6%)となっている。

図 13 自治会長に占める女性の割合



資料:内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況 (令和元年度)」

3 就業の状況

(1) 労働力人口の状況

2019 年の本県の 15 歳以上人口に占める労働力人口比率は、女性が 55.0%、男性が 74.2% となっている。

表 5 労働力人口(15歳以上)

				15歳以	上人口				
				労働力人口				労働力	完全
×	分	総数(a) (千人)	総数(b) (千人)	男女比	うち就業者 (千人)	うち完全 失業者(c) (千人)	非労働力 人口(千人)	人口比率 (b/a)	失業率 (c/b)
女性	愛知県	3, 285	1,806	42.7%	1,776	30	1, 476	55.0%	1.7%
A II	全 国	57, 330	30, 580	44.4%	29, 920	660	26, 700	53.3%	2.2%
男性	愛知県	3, 265	2, 422	57.3%	2, 373	49	841	74. 2%	2.0%
力压	全 国	53, 590	38, 280	55.6%	37, 330	960	15, 260	71.4%	2.5%
総数	愛知県	6, 550	4, 227	100.0%	4, 149	79	2, 317	64. 5%	1.9%
祁心奴	全 国	110, 920	68, 860	100.0%	67, 240	1,620	41, 970	62.1%	2.4%

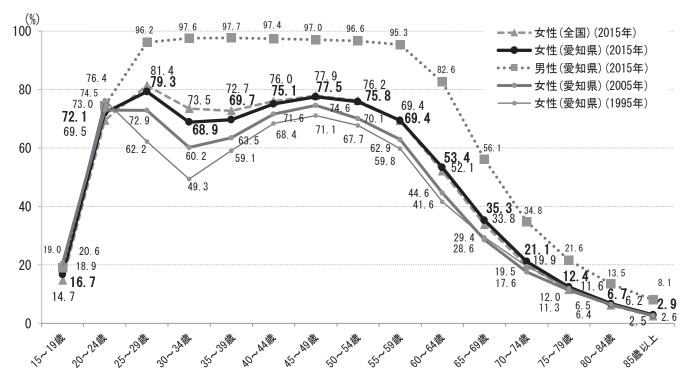
※表中の数値は、数値に分類不能及び不詳の数を含む。また四捨五入の関係で、総数と内訳の合計とは 必ずしも一致しない。

資料:県県民文化局「2019年平均あいちの就業状況」、総務省統計局「2019年労働力調査(年次)」

(2) 女性の労働力率

2015 年の女性の労働力率を見ると、25 歳~29 歳の 79.3%と 45~49 歳の 77.5%を頂点に、30~34 歳の 68.9%を谷底とするM字型カーブを描いている。2005 年と比べると、M字カーブの底は上昇した。

図 14 年齢階級別労働力率



資料:総務省「国勢調査」

(3) 平均勤続年数

2019年の平均勤続年数は、女性が 9.5年で全国 35位、男性が 14.8年で全国 2位と、本県の 平均勤続年数の男女格差(順位)は全国で一番大きくなっている。

表 6 男女の労働者の平均勤続年数(全国、愛知県)

Г	ッ ハ	2018	年	2019年		
区分		平均勤続年数	全国順位	平均勤続年数	全国順位	
女性	愛知県	9.0年	45位	9.5年	35位	
A IT	全 国	9.7年	_	9.8年	_	
男性	愛知県	14.6年	2位	14.8年	2位	
	全 国	13.7年	_	13.8年	_	

資料:厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査」

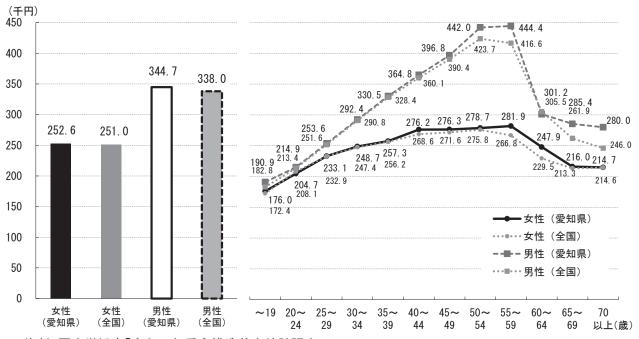
(4) 給与

2019年の県内労働者(短時間労働者を除く)の所定内給与額は、女性が約252,600円(前年250,900円)、男性が約344,700円(349,900円)で、女性の給与額は男性の73.28%(71.71%)であり、男女の賃金格差(比率)は全国42位となっている。

表 7 性別、所定内給与額(全国、愛知県)

ロ ノ		201	8年	2019年		
区分	J'	現金給与額	全国順位	現金給与額	全国順位	
女性(a)	愛知県	250.9千円	7位	252.6千円	7位	
メE(a)	全 国	247.5千円	_	251.0千円	_	
男性(b)	愛知県	349.9千円	4位	344.7千円	4位	
カ庄(D)	全 国	337.6千円	_	338.0千円	_	
男女差	愛知県	99.0千円	46位	92.1千円	45位	
(b) - (a)	全 国	90.1千円	_	87.0千円	_	
男女比率	愛知県	71.71%	43位	73. 28%	42位	
(a)/(b)	全 国	73. 31%	_	74. 26%	_	

図 15 年齢階級別所定内給与額



資料:厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査」

4 さまざまな分野における男女共同参画の推進

(1) 農業委員に占める女性の割合

2019 年 10 月 1 日現在の県内の農業委員の数は 712 人(前年度 719 人)、うち女性数は 118 人(119 人)で、女性の割合は 16.6%(16.6%)であり、前年度と同じであった。

図 16 農業委員に占める女性の割合の推移 (愛知県)



※各年10月1日現在

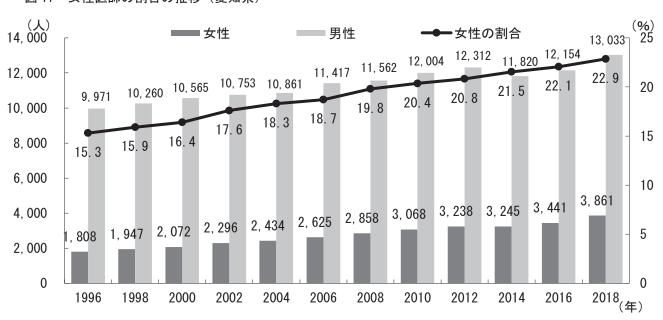
※2016 年度 4 月 1 日の農業委員会法の改正により、2016 年度から 2017 年度にかけて農業委員の定数 削減が行われた。

資料: 県農業水産局

(2) 女性医師の割合

県内の医師に占める女性の割合は、2018 年 12 月 31 日現在で 22.9%となっており、年々増加傾向にある。

図 17 女性医師の割合の推移(愛知県)



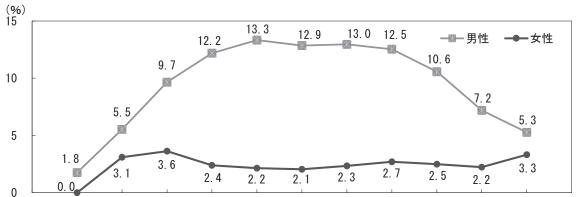
※各年 12 月 31 日現在 資料:厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」

5 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)をめぐる状況

(1) 長時間労働の就業者の割合

総務省「2019 年労働力調査」によると、週労働時間が 60 時間以上である人の割合は、すべての年代で女性よりも男性の方が高くなっており、特に子育て世代にあたる 30 代、40 代の男性の割合が高くなっている。

図 18 週労働時間が 60 時間以上の就業者の割合 (全国)



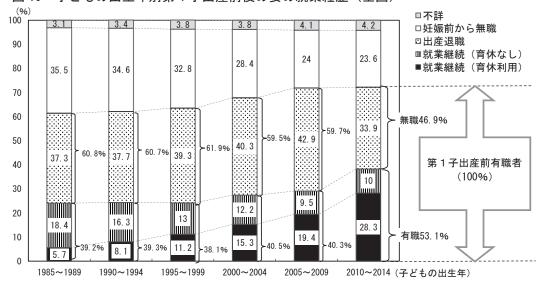
15~19 20~24 25~29 30~34 35~39 40~44 45~49 50~54 55~59 60~64 65以上 (歳)

資料:総務省「2019年労働力調査」

(2) 出産前後の継続就業の割合

第一子出産前後に就業を継続する割合は、これまで4割前後で推移してきたが、2010~2014年で約5割へと上昇した。また、育児休業を取得して就業継続した女性は、育児休業法成立前の1985~1989年の5.7%から28.3%へと大幅に上昇した。

図 19 子どもの出生年別第1子出産前後の妻の就業経歴(全国)



※国立社会保障・人口問題研究所「第 15 回出生動向基本調査 (夫婦調査)」より作成。

※第1子が1歳以上15歳未満の子を持つ初婚どうし夫婦について集計。

※出産前後の就業経歴 就業継続(育休利用)—妊娠判明時就業~育児休業取得~子ども1歳時就業

就業継続(育休なし)―妊娠判明時就業~育児休業取得なし~子ども1歳時就業

出産退職 ―妊娠判明時就業~子ども1歳時無職

妊娠前から無職 ―妊娠判明時無職~子ども1歳時無職

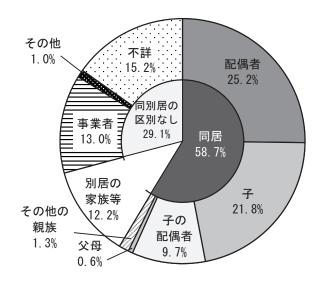
資料:内閣府「令和2年版男女共同参画白書」

|| 安心して暮らせる社会づくり

1 高齢男女の健康と自立

同居の主な介護者のうち、66.0%が女性となっている。また、要介護者との続柄を見ると、配偶者が介護者全体の25.2%と最も高くなっている。

図 20 要介護者から見た主な介護者の続柄(全国)



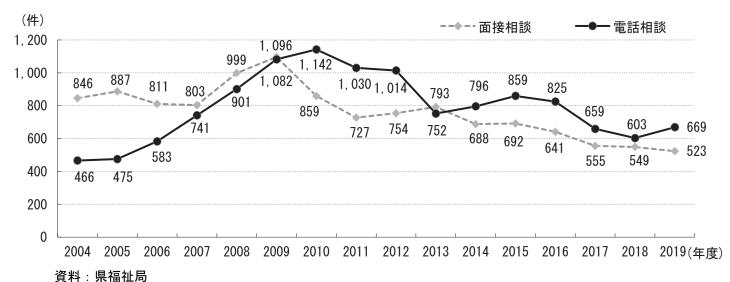
同居の主な介護者の男女内訳						
男女						
2007年	28.1%	71.9%				
2010年	30.6%	69.4%				
2013年	31.3%	68.7%				
2016年	34.0%	66.0%				

資料:厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」

2 DV(ドメスティック・バイオレンス)の相談件数

2019 年度に愛知県女性相談センターに寄せられたDVに関する相談件数は、面接相談 523 件、 電話相談 669 件となっている。

図 21 D V 相談件数の推移 (愛知県)



3 性差を踏まえた健康づくりの支援

(1) 平均寿命

2018年の平均寿命は女性87.08歳、男性81.47歳であり、女性が男性より5.61歳上回っている。

表 8 平均寿命の推移

	愛知	0県	全	围
	女性 (歳)	男性(歳)	女性 (歳)	男性(歳)
1975年	76. 79	72.66	76. 89	71. 73
1985年	80.78	75. 56	80.48	74. 78
1990年	82.03	76. 47	81. 90	75. 92
1995年	83. 16	76.87	82.85	76. 38
2000年	84. 51	77. 99	84. 60	77. 72
2005年	85. 21	78.88	85. 52	78. 56
2010年	86. 14	79. 62	86. 30	79. 55
2015年	86.66	81. 03	86. 99	80. 75
2016年	86. 91	81. 26	87. 14	80. 98
2017年	87. 13	81. 30	87. 26	81. 09
2018年	87. 08	81. 47	87. 32	81. 25
2019年		_	87. 45	81. 41

※全国データについて、2015年までは完全生命表、そのほかの年次は簡易生命表による。

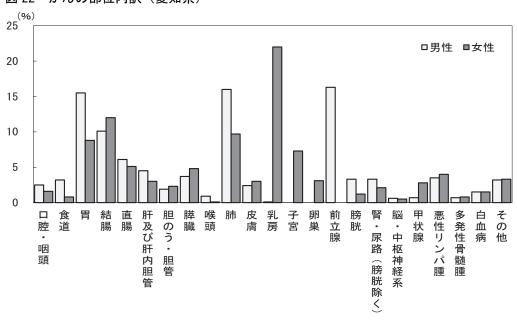
※2019年の愛知県データについては、まだ算出結果が出ていないため空欄としている。

資料:県保健医療局「2018年愛知県民の平均余命について」、厚生労働省「令和元年簡易生命表の概況」

(2) がんの部位内訳

「愛知県のがん統計」によると、がんに罹患した人のうち、女性では「乳がん」にかかった人が最も多いのに対し、男性では「胃がん」、「肺がん」、「前立腺がん」にかかった人が多くなっている。

図 22 がんの部位内訳 (愛知県)



※集計期間は罹患年月日が2016年1月1日から12月31日の間、集計時期は2019年3月15日

資料:県保健医療局「愛知県のがん統計」

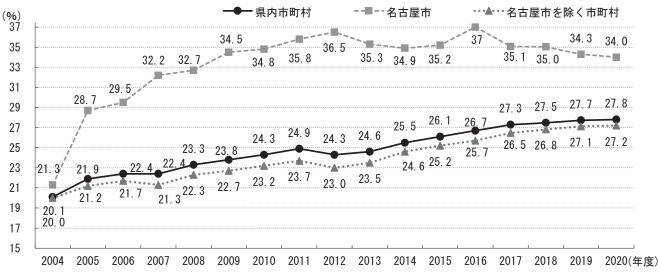
計画の推進

市町村推進体制

2020年4月1日現在の県内市町村の審議会等委員への女性の登用率は、27.8%となった。(図23)

男女共同参画計画を策定しているのは49市町村で、策定率は90.74%である。(図24)

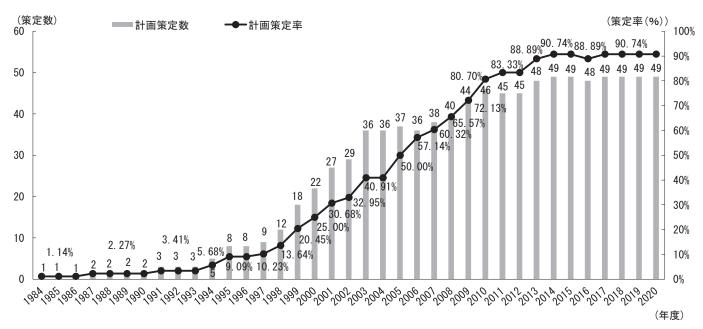
図 23 市町村の審議会等委員への女性の登用率の推移



※各年4月1日現在、県内市町村は広域設置の審議会を含む。

資料:県県民文化局

図 24 市町村の男女共同参画計画策定率の推移



※各年4月1日現在

資料:県県民文化局

第2編

男女共同参画施策のあらまし

第2編

男女共同参画施策のあらまし

1 愛知県の男女共同参画行政推進体制について

愛知県男女共同参画推進条例(2002年4月施行)

<基本理念>

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度や慣行の中立化への配慮
- (3) 政策や方針決定等へ共同参画する機会の確保
- (4) 家庭生活における活動とその他の活動との両立
- (5) 国際的協調

あいち男女共同参画プラン 2020 (2016年3月策定)

<計画期間> 2016年度から2020年度まで

<基本理念> すべての人が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある男女共同参画社会の実現をめざす。

<重点目標> I 男女共同参画社会に向けての意識改革

Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の促進

Ⅲ 安心して暮らせる社会づくり

総合的に推進

愛知県

愛知県男女共同参画行政推進会議

政策企画局 総務局 人事局 防災安全局 県民文化局 環境局 福祉局 保健医療局 経済産業局 労働局 観光コンベンション局 農業水産局 農林基盤局 建設局 都市整備局 建築局 スポーツ局 会計局 企業庁 病院事業庁 議会事務局

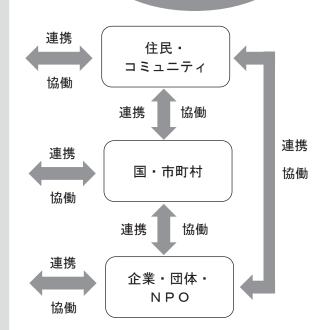
教育委員会

警察本部 監査委員 人事委員会 労働委員会 (行政推進会議事務局)

男女共同参画推進課

男女共同参画社会の 実現に向けた活動の 拠点施設

愛知県女性総合セン ター(ウィルあいち) 諮問·報告 愛知県 ● 男女共同参画審議会



男女共同参画社会の実現

重点目標

基本的施策

I 男女共同参画社会に向けての意識改革

固定的性別役割分担意識を解消し、男女が共に多様な選択ができ、その個性と能力を存分に発揮できる社会を目指し、子どもから大人にいたるまで、あらゆる立場や世代の人々に対し、男女共同参画に関する認識や理解が深まるよう、意識改革のための取組を推進していく。

1 男女共同参画の理解の促進

2 子どもにとっての男女共同参画

3 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

4 様々な分野における男女共同 参画の推進

5 男性中心型労働慣行の見直しと ワーク・ライフ・バランスの推進

6 就業環境の整備

7 女性への就業支援

Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の促進

男性中心型労働慣行を見直すとともに、 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バラ ンス)の推進や、多様な保育サービスの拡 充、女性の再就職を始めとする各種就業支 援等に取り組み、個人の置かれた状況に応 じて、多様で柔軟な働き方ができる環境づ くりなどを進め、あらゆる分野における女 性の活躍を促進する。

|| 安心して暮らせる社会づくり

貧困、ドメスティック・バイオレンスなど様々な困難を抱える人々や、性的少数者などが、その人権が尊重され安全で安心して暮らしていける社会づくりに向けた取組を推進していく。

8 人権の尊重と様々な困難を 抱える人々への支援

9 女性に対するあらゆる暴力の根絶

10 生涯を通じた健康づくりの支援

計画の推進

計画の推進にあたっては、大学、企業、NPO、 地域団体等との連携・協働を進めるととも に、ウィルあいちを拠点に、多様な主体との ネットワークづくりを進めていく。 1 推進体制の整備・充実

2 ウィルあいちを拠点とする推進

3 男女共同参画施策

重点目標 I 男女共同参画社会に向けての意識改革

基本的旅	五策 1 男女共同参	画の理解の促進			
具体的な取 組の方向	施策名	施策の内容	2019年度当初 予算額(千円)	局	課室
① 男	男女共同参画推進事業費 (一部)		1,507	県民文 化局	男女共同参 画推進課
女共同	男女共同参画啓発資料 の作成	男女共同参画社会の形成を身近な問題として意識できるよう、啓 発リーフレットを作成し、配布した。	43		
発の推進の参画に関するも	男女共同参画のつどい開催費	男女共同参画社会の実現に向け、女性リーダーのネットワークを推進するため事業を開催した。 ○ 2019あいち男女共同参画のつどい活動事例発表及び講演会を実施 ・開催日2019.10.24(木)参加者394人	1,464		
る広報・啓	あいち男女共同参画財団 補助金(一部) あいち国際女性映画祭 の開催	男女共同参画意識の普及を図るため、世界で活躍する女性映画 監督等を招き、女性の生き方や社会参加、女性と男性の相互理 解などをテーマとした作品の上映等を行った。 ・開催日2019.9.4(火)~9.8(日) 参加者11,497人(共催会場分含む)	9,915	県民文 化局	男女共同参画推進課
	男女共同参画推進事業費 (一部)	多加有11,401八(六個玄伽刀百七)	227	県民文 化局	男女共同参画推進課
	年次報告書「あいちの男 女共同参画」の作成	本県の男女共同参画の推進状況や市町村における男女共同参 画施策の状況を取りまとめた冊子を作成し、県議会に報告した。	124		7,200
②男女共同		ウィルあいち情報ライブラリーの閲覧用の図書、視聴覚資料を整備した。	103		
— 共 — 同 — 参	女性総合センター管理運営委託費(一部)		31,111	県民文 化局	男女共同参 画推進課
画に	ウィルあいちWebページ を通じた情報提供事業	男女共同参画に関する各種情報の収集を行うとともに、ウィルあいちWebページなどを通じ、団体・グループ情報、イベントの案内など各種情報の提供を行った。	-		
関する情報の収集・提	ウィルあいち情報ライブラ リーの運営	○ 図書、行政資料、視聴覚資料などの収集と提供 男女共同参画の推進や、女性の生き方を考えるための図書・行 政資料・視聴覚資料などの収集・提供を行った。 ○ 情報ライブラリーフェスタ 男女共同参画社会の実現や、女性に関わる様々な問題の対応 に役立つ情報発信のための展示を年2回実施した。 ○ パネル展示 「DV」及び「人権」のパネルと関連図書を年2回展示した。	31,111		
供	あいち男女共同参画財団 補助金(一部) 男女共同参画広報誌の 発行	男女共同参画に関する普及・啓発記事や男女共同参画を推進する事業の案内などを掲載した広報誌を発行した。 ・2019.7月、2020.1月 各9,000部	1,208	県民文 化局	男女共同参 画推進課
報の推進 の 推進 の 広 に	広報等における男女の人 権を尊重した表現の推進	男女共同参画の視点を取り入れて、より効果的で共感を得られる公的広報をするよう周知した。	-	県民文 化局	男女共同参 画推進課
慣行の見直し 回の視点に でなった間習・	男女共同参画推進事業費 (一部) 男女共同参画阻害事項 相談申出制度の運営	愛知県男女共同参画推進条例第17条及び第18条に基づき、県民から申出があった男女共同参画を阻害する事項の内容を調査するとともに、愛知県男女共同参画相談委員が公平・中立な立場から必要な助言を行った。 ・相談申出実績 0件	83	県民文 化局	男女共同参画推進課
	あいち男女共同参画財団 補助金(一部)		2,273	県民文 化局	男女共同参 画推進課
⑤男女共同	男女共同参画セミナーの開催	男女共同参画社会の実現に向けた課題の解決や新たな活動へのチャレンジ、多様な働き方を可能にする環境づくり、男女共同参画により地域の課題に取り組む人材の養成などに役立つ講座を開催した。 ・全10講座(公開講座2回含む)参加者785人	1,840		
学習の充実	サテライトセミナーの開催	男女共同参画性会の美現に同じて啓発を行った。 ・13市町 参加者1,024人	433		
でする教育・	生涯学習推進事業費	生涯学習推進センターにおいて、生涯学習情報システム「学びネットあいち」等による学習情報提供や情報ラウンジの提供など、学習活動を総合的に支援した。 () 生涯学習推進センターの概要場所 名古屋市中区三の丸3-2-1(東大手庁舎2階)業務情報ラウンジ、研修室、視聴覚室、メディア実習室を活用した学習情報の提供、研修の実施等運営(公財)愛知県教育・スポーツ振興財団	20,357	教育委員会	生涯学習課

具体的な取 組の方向	施策名	施策の内容	2019年度当初 予算額(千円)	局	課室
充実を推進するの男女共同参	高等学校男女共同参画推	高等学校では、男女ともに育児に関心をもち、働く場における女性の活躍について認識を深めるとともに、男女がともに自立して個性と能力を発揮し、社会形成に参画した能力を身に付けさせる。 〇「あいち高等学校男女共同参画海外派遣」の実施派遣期間 2019.8.18~8.22派遣人数 4人	2,572	教育委員会	高等学校教育課

基本的旅	玉策2 子どもにと	っての男女共同参画			
具体的な取 組の方向	施策名	施策の内容	2019年度当初 予算額(千円)	局	課室
の 推・啓 発 を する	男女共同参画推進事業費 (一部) 「はがき1枚からの男女共 同参画」作品募集	テーマ「わたしが暮らすなら、こんな男女共同参画社会」を絵と文字でイメージしたはがきを募集し、優秀作品の表彰及び展示を行った。 ・応募数1,186点 ・最優秀作品5点、優秀作品5点	79	県民文 化局	男女共同参 画推進課
	あいちっこ子育て支援事業費(一部)	双度/// BHO/// 度/// BHO///	593	教育委 員会	生涯学習課
②家庭教育の支援	家庭教育企画委員会等	家庭教育に関する調査研究を行い、実践的な方策を探るとともに、家庭教育に関する支援を行う関係者による情報交換・意見交換を行い、連携・協力体制の強化を図った。 ○ 家庭教育企画委員会 構成10人 年間3回 ○ 家庭教育資料の作成、配布 ・調査研究及び各市町村における2019年度家庭教育関連事業の実施状況を収録 ・市町村教育委員会へ配布	152		
の 支 援	あいちっこ「親の育ち」応 援事業費	「あいちっこ『親の学び』学習プログラム」を活用した講座開設ができるよう講師の養成をするとともに、その講師を地域に派遣して、乳幼児から中学生までの子供を持つ保護者を対象とした家庭教育研修会を実施した。	441		
	職場内家庭教育推進費	企業に講師を派遣し、家庭教育に関する研修を設けることを奨励 した。 ○ 職場内家庭教育研修会 年3回	3,237	員会	生涯学習課
動等での実践おける教科・の実践	技術・家庭科の男女必修、 道徳、特別活動等での実 践	各教科、道徳、特別活動など学校の教育活動全体を通して、男女の平等・相互の理解・尊重・協力についての意識を育て、実践的態度の育成に努めた。また、男女必修である中学校の技術・家庭科や高等学校の家庭科では、男女が協力して家庭生活を営むことの大切さを理解させるとともに、実践的態度の育成に努めた。	I	教育委員会	義務教育課 高等学校教育課 特別支援教育課
	女性の活躍キャリア形成推 進事業費	これから就職する女子大学生等に対し、就労継続を前提としたキャリアプランや職業観の形成を支援するため、就職フェアへの出展、イベントの開催により大学における講座等を実施するとともにセミナーを開催した。 ・3大学参加者計311人 ・就職フェア(2回)参加者231人 ・親子向けセミナー参加者84人	4,511	県民文 化局	画推進課
④キャリア教育の	キャリア教育推進事業費 (小中学校段階)	キャリア教育推進委員会を組織するとともに魅力あるあいちキャリアプロジェクト「つなぐ」で3事業を実施し、推進を図った。 〇「キャリアスクールプロジェクト『つなぐ』(小学校)」体験活動とともに「語る・語らせる・語り合わせる」指導の工夫を行い、17市町村の小学校でモデル事業として実施〇「キャリアスクールプロジェクト『つなぐ』(中学校)」職場体験を核とした1年生から3年生までのキャリア教育の充実を図り、全公立中学校(名古屋市を除く)で実施〇「キャリアコミュニティプロジェクト『未来』」「モノづくりあいち」「STEM教育」「小中高連携」等の特色あるキャリア教育の推進を図り、6市町村でモデル事業として実施	17,329	教育委	義務教育課
推 進	キャリア教育推進事業費 (特別支援学校)	キャリア教育・就労支援推進委員会を開催することにより、キャリア教育推進の方策について検討し、小学部では、学校近隣の商店、工場などを見学し、中学部では、就労の準備体験として地域の職場見学や簡単な作業体験を行い、高等部では、関係機関との連携を深め、実習や体験を行うなど、発達段階に応じたキャリア教育を推進した。	1,163	員会	特別支援教 育課
	キャリア教育推進事業費 (高等学校段階)	全ての全日制県立高校においてインターンシップ等を実施するとともに、本県がものづくり県として継続的に発展するため、産業界の協力を得て、工業高校生の技術及び技能の習得を図る取組を進めた。	17,839	員会	高等学校教育課
充す状の 実 教育に の に選	女性の活躍理系女子応援 事業費	理系分野に従事する女性技術者及び研究者の拡大を図るため、 女子中高生が大学及び企業を訪問する取材ツアーを実施し、そ の結果を情報発信した。 ・開催日2019.8月のうち5日間参加者95人	2,917	県民文 化局	男女共同参画推進課

具体的な取 組の方向	施策名	施策の内容	2019年度当初 予算額(千円)	局	課室
	幼・小・中教職員研修費 (一部)	「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」で示してある人権の個別課題の「女性」問題に目を向け、教職員に対し、男女の性別役割分担意識を見直し、男女でなく一個人として接することや、DV、セクハラなどの根絶を目指すなど、男女共同参画社会実現に		教育委員会	義務教育課
	教職員研修	向けての取組について研修を実施した。		*************************************	÷ 7/2 1/1 → 1-2-11
⑥ 教 職	幼·小·中初任者研修事業 費(一部)	「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」で示してある人権の個別課題の「女性」問題に目を向け、初任者に対し、男女の性別役割分担意識を見直し、男女でなく一個人として接することや、D		教育委 員会	義務教育課
職員等に	教職員研修	V、セクハラなどの根絶を目指すなど、男女共同参画社会実現に向けての取組について研修を実施した。			
対	高等学校教職員研修費 (一部)	教職員に男女共同参画社会を正しく理解させるため、職員研修 を実施した。	1,889	教育委 員会	高等学校教 育課
s	教職員研修			教育委	高等学校教
する男女共	高等学校初任者研修事業費(一部)	教職員に男女共同参画社会を正しく理解させるため、職員研修 を実施した。		員会	育課
共	教職員研修			教育委	#+ DU ++ 校 #4
同 参 画	特別支援学校教職員研修 費(一部) 教職員研修	教職員に男女共同参画社会を正しく理解させるため、職員研修を実施した。		員会	特別支援教育課
の	特別支援学校初任者研修			教育委	特別支援教
理 解	事業費(一部)	教職員に男女共同参画社会を正しく理解させるため、職員研修 を実施した。	1,255	員会	育課
の	教職員研修			11日本	41.光片田亭
進	私立学校振興事業費 私立学校指導事務費(一部)	愛知県(名古屋市を除く。)内に設置される私立幼稚園等の新規採用教員に対して、私立幼稚園等の教育水準の維持向上を図るため、その職務の遂行に必要な事項について、講義、演習、実	3,015	県民文 化局	私学振興室
	教職員研修	技等の方法により現場に即した研修を実施した。 この研修の中で、女性の人権課題に関した講義を実施している。	5,015		
	現任保育士研修費	保育の質の向上のための研修事業及び保育士の人材確保に関する研修を行った。	3,945	福祉局	子育て支援 課

重点目標Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の促進

基本的旅	亜策3 政策・方針	決定過程への女性の参画の拡大			
具体的な取 組の方向	施策名	施策の内容	2019年度当初 予算額(千円)	局	課室
①県の審議会	県の審議会等委員への女 性の登用推進	政策・方針決定過程への女性の参画を進めるため、審議会等委員への女性の登用について、「2020年度末(2021.4.1)までに40%、女性委員の比率が30%未満の審議会等の解消」を目標とし、その達成に向け、女性の登用を積極的に推進した。・2020.4.1現在の女性委員の割合40.06%(昨年度から0.55ポイント低下)	_	県民文 化局	男女共同参 画推進課
用推進の女	警察署協議会委員への女 性の登用促進	警察署協議会に女性の意見が反映されるよう、「県の審議会等に 占める女性委員の割合」の数値目標に準じ、警察署協議会委員 に占める女性の割合が40%となるよう、定期改選時に数値目標を 設定して、候補者の選考に配意した。 ・2020.4.1現在の女性委員の割合40.3% (昨年度から0.5ポイント上昇)	-	警察本部	総務課
② 県 の 笠	県職員の管理監督者への 女性の登用推進	2020年4月1日の定期人事異動では、男女を問わず適材適所への配置を行い女性の職域の拡大を図るとともに、優秀な女性職員については積極的に役職(主査級以上)に登用した。 ・2020.4.1現在の女性職員の役職(主査以上)の割合26.7%(昨年度から0.9ポイント上昇)	-	人事局	人事課
どへの女性の	県職員の管理職への女性 の登用推進	意欲と能力のある優秀な女性職員が男性職員と同様に組織の管理的な立場に立ち、政策・方針決定に参画できるよう管理職への女性の登用について、「2020年度までに管理職に占める女性の割合 10%」を目標とし、その達成に向け積極的に推進した。・2020.4.1現在の女性職員の管理職(課長級以上)の割合11.18%(昨年度から0.51ポイント上昇)	-	人事局	
	看護職員の管理職への登 用推進	看護職員が組織の管理的な立場に立ち、病院経営、運営の方針決定に参画できるよう、2013年度から看護部副部長を課長級ポストとするなど、管理職への積極的な登用を図っている。	-	病院事 業庁	管理課
登 用 推 進	学校における女性教員の 管理職への登用推進	教職員定期人事異動方針に基づき、勤務成績が優秀で、管理・ 指揮監督能力に優れ、特に包容力のある豊かな人間性と高い識 見を有する女性を管理職に積極的に登用した。 目標:2020年度までに17%以上	-	教育委員会	教職員課

具体的な取 組の方向	施策名	施策の内容	2019年度当初 予算額(千円)	局	課室
世の登用推進の登用推進	警察における女性職員の 管理職等への登用推進	意欲と能力のある優秀な女性職員が男性職員と同様に組織の管理的な立場に立ち、政策・方針決定に参画できるよう女性の登用拡大について、以下のとおり目標設定し、その達成に向けて引き続き積極的に採用・登用を推進した。 〇 警察官に占める女性警察官の割合「2021年4月1日までに警察官に占める女性警察官の割合「2021年4月1日までに警察官に占める女性警察官の割合10%程度」を目標とし、その達成に向け引き続き積極的に推進した。(2020年4月1日時点で10.2%であり、目標達成している) 〇 各役職段階に占める女性職員の割合(2021年4月1日まで)・警部級以上の階級にある女性警察官の割合 2%以上・課長級以上の女性警察職員の割合 10%以上	-	警察本部	警務課
	指定管理者の選定におけ る優遇措置	県の施設における指定管理者を選定した際の審査基準に、男女 共同参画など社会的価値に関した視点を加えている。	_	全庁	
	女性の活躍促進事業費(一部)		13,248	県民文 化局	男女共同参 画推進課
	女性の活躍促進サミット 2019開催費	女性の活躍の鍵を握る企業経営者のさらなる意識改革を図るために、あいち女性の活躍促進会議の構成団体と連携し、企業経営者等を対象としたサミットを開催した。 ・開催日2019.11.5(火) 参加者257人	3,393		
	働く女性のキャリアアップ・交流事業費	管理職として将来活躍する人材を育成するための「女性管理職養成セミナー」や、働く女性同士の交流会を開催した。 女性管理職養成セミナー ・開催日2019.10~2020.2月 4日間×4コース 参加者90人 女性管理職の交流カフェ ・開催日2020.2.28(金) 参加者15人	1,243		
③ 企 業	男性管理職向けワーク ショップ開催費	男性管理職を対象に、女性が活躍しやすい職場風土や環境整備を目的としたワークショップを開催した。 ・開催日2019.10~11月 計6回 参加者67人	404		
・団体等におけ	市町村事業費交付金	地域女性活躍推進交付金(内閣府・2018年度補正予算、2019年 度当初予算)を活用し、女性の活躍推進に関する事業を実施す る市町村に対して交付金を交付した。	8,208		
にお	女性の活躍企業応援事業 費		1,131	県民文 化局	男女共同参 画推進課
る女性の活躍に	「あいち女性輝きカンパ ニー」認証事業費	女性の活躍促進に向けた取組を積極的に実施する企業等を「あいち女性輝きカンパニー」として認証した。また、「あいち女性輝きカンパニー」の中から、女性の活躍に向けた取組を特に積極的に推進し、他の模範となる企業を「あいち女性の活躍促進サミット2019」にて表彰した。	645		
向 け た 取	女性の活躍促進コーディ ネーター活動費	企業における女性の職域拡大や人材育成等の取組を促進するために、コーディネーターがアドバイスや情報提供を行った。 ・派遣件数18件	486		
組への支援	女性の活躍プロモーション 事業費	中小企業等における女性の活躍に向けた取組を更に促進するため、広く中小企業等に女性の活躍促進の働きかけを行う企業・団体等を「女性の活躍プロモーションリーダー(PL)」とし、県とPLが連携して、取引先企業等に女性の活躍促進を働きかけるほか、企業向けセミナー等を開催した。		化局	男女共同参画推進課
	女性の活躍企業魅力発信 事業費	県内で活躍する女性のロールモデル、愛知の働きやすさ等、女性が輝く愛知の魅力を県内外に広く情報発信し、若い女性の県外流出の防止や県内への流入促進を図った。	2,200	化局	男女共同参 画推進課
	女性の活躍中小企業情報 発信事業費	「あいち女性輝きカンパニー」認証企業である中小企業の魅力を広く知らせるPR動画 (DVD)の制作とともに、その内容及び中小企業における取組のポイント等を紹介する小冊子を作成し、就業を希望する女性や、女性活躍の取組が進んでいない中小企業等へ情報発信した。	7,421	化局	男女共同参 画推進課
	中小企業金融対策事業費 (経済環境適応資金貸付金)	「あいち女性輝きカンパニー」の認証を受けた中小企業者を対象とする融資制度を実施している。	-	経済産 業局	中小企業金融課
	公契約を活用した社会的 価値の実現	総合評価競争入札及び企画競争(随意契約)において、「男女 共同参画社会の形成」等に資する事業者の取組を評価する仕組 みを整備し、当該施策の推進に寄与している。 なお、評価制度の運用は各局契約担当課において行っている。	-	会計局	管理課
④ 女	女性職員活躍促進事業費		770	人事局	人事課
女性の人材育成・能力	管理職向けセミナー	職場環境の整備や女性職員のキャリア形成を推進する取組として、人事配置や事務分担を決定する立場にある管理職員の意識を高めるため、所属長を対象にセミナーを実施した。 ・開催日2019.7.3(水)、7.18(木) 参加者計215人	384		
	育児支援・キャリアガイダンス	育児休業の取得中はキャリアが中断することから、職員のスムーズな職務復帰の支援を行うとともに、本人の仕事に対するモチベーションを高めるため、育休前や育休中、育休明けの県職員を対象としたガイダンスを実施した。 ・開催日2019.10.10(木) 参加者110人	386		

具体的な取 組の方向	施策名	施策の内容	2019年度当初 予算額(千円)	局	課室
 	あいち男女共同参画財団補助金(一部)	○ 男女共同参画人材育成セミナー 政策・方針決定の場への女性の登用を積極的に推進するため、 とりわけ県内市町村において審議会等に登用できる人材の育成 を目的として、市町村からの推薦者を対象にセミナーを実施し た。		県民文 化局	男女共同参画推進課
開発・能力	男女共同参画人材育成 事業	・実施回数:年1回(7日間) 修了者21人 ○ フォローアップセミナー 過去の人材育成事業受講者で構成する地域実践活動グループ の自主的で地域に根ざした活動の一層の推進を図るため、セミナーを開催した。 ・開催日2020.2.26(水) 参加者13人	740		
(5)	男女共同参画推進事業費 (一部) 男女共同参画のつどい 開催費(I-1①の再掲)	男女共同参画社会の実現に向け、女性リーダーのネットワークを推進するため事業を開催した。 ○ 2019あいち男女共同参画のつどい 活動事例発表及び講演会を実施 ・開催日2019.10.24(木)参加者394人	1	化局	男女共同参画推進課
性の	あいち男女共同参画財団 補助金(一部)	○ ウィルあいちフェスタ 男女共同参画社会の実現に資する講演やシンポジウムなど、参 加団体が自ら企画したイベントを公募し、活動の発表の場を提供		県民文 化局	男女共同参 画推進課
ネットワー	協働推進事業	した。 ・開催日2020.1.25(土)参加者853人 ○ 協働事業 女性団体、大学、企業等と協働して男女共同参画に関する事業 を行い、連携の強化を図った。	570		
ク 形 成 の t	あいち女性連携フォーラム の運営	県内女性団体の相互交流や女性の活躍に向けた気運醸成を図るため、女性団体が行うイベントの情報共有や、取組の情報交換等を実施した。(事務局:(公財)あいち男女共同参画財団、会員:15団体)	-	化局	男女共同参 画推進課
	女性の活躍促進事業費(一部) 働く女性のキャリアアップ・交流事業費(Ⅱ-3③)	管理職として将来活躍する人材を育成するための「女性管理職養成セミナー」や、働く女性同士の交流会を開催した。 ○ 女性管理職養成セミナー ・開催日2019.10~2020.2月 4日間×4コース 参加者90人 ○ 女性管理職の交流カフェ	-		男女共同参 画推進課
	の再掲)	・開催日2020.2.28(金) 参加者15人			

基本的旅	恵策4 様々な分野に	おける男女共同参画の推進			
具体的な取 組の方向	施策名	施策の内容	2019年度当初 予算額(千円)	局	課室
	あいち男女共同参画財団補助金(一部)	○ 男女共同参画人材育成セミナー 政策・方針決定の場への女性の登用を積極的に推進するため、 とりわけ県内市町村において審議会等に登用できる人材の育成 を目的として、市町村からの推薦者を対象にセミナーを実施し た。		県民文 化局	男女共同参 画推進課
	男女共同参画人材育成 事業(II-3④の再掲)	・実施回数:年1回(7日間) 修了者21人 ○ フォローアップセミナー 過去の人材育成事業受講者で構成する地域実践活動グループ の自主的で地域に根ざした活動の一層の推進を図るため、セミナーを開催した。 ・開催日2020.2.26(水) 参加者13人	-		
①地域活動	男女共同参画推進事業費 (一部) 男女共同参画推進活動 者表彰	男女共同参画社会の実現に向けて一層の活躍を期するために、 男女共同参画社会づくりを推進する上で顕著な功績を収めた個 人又は団体を表彰した。 ・受賞者3人、1団体	15	化局	男女共同参 画推進課
にお	女性団体連盟補助金	男女共同参画社会の実現と地域社会への貢献を目指して活動 している愛知県女性団体連盟(構成団体:14団体、会員数:約9 万5千人)に対し、運営費の補助を行った。	500	化局	男女共同参 画推進課
ける男女共同参画	交通安全母の会事業費補 助金	愛知県交通安全母の会(2020年6月現在:関係市町村35、会員数約46,265人)は、「交通安全は家庭から」を合言葉に、子どもや高齢者を交通事故から守るために、県内各地域で実施する交通安全活動を始めハンド・アップ広報隊活動や交通安全家族のつどい等の啓発活動を展開していることから、同団体に事業費の補助を行うことにより、母の会の交通安全啓発事業の拡大、充実を促し、交通安全思想の普及を図った。	500	全局	県民安全課
の推進	母親クラブ活動促進事業費	愛知県地域活動連絡協議会(旧母親クラブ)等に対し、地域における子育て環境整備を推進するための事業を委託した。	304		子育で支援課
	女性団体活動促進費	女性団体の持続可能な社会づくりに向けた現代的な社会教育活動の研究と、その結果を踏まえた実践活動を県内各地で行政と協働しながら実施する事業を委託した。	377	員会	生涯学習課
	女性教育指導者研修会費	市町村における女性教育活動の推進のため、地域の女性教育 指導者に対し研修会を実施し、指導者としての資質向上を図っ た。	118	教育委員会	生涯学習課

具体的な取 組の方向	施策名	施策の内容	2019年度当初 予算額(千円)	局	課室
457 ANY [15]	防災協働社会連携推進事 業	市町村、自主防災組織、事業者団体、地域団体、ボランティア団体等の県内各界各層の代表者による推進協議会を設置し、県内における幅広い連携を図りながら、男女共同参画の視点も踏まえ、防災活動に取組んだ。	8,414	防災安全局	防災危機管理課
②防災分野に	防災ボランティア活動支援 事業	大規模災害時における円滑なボランティアの受入体制作りのため、協定を結んだボランティア団体等と男女共同参画の視点も踏まえた平常時から顔の見える関係作りを進める他、防災ボランティアコーディネーターの育成にも取組んだ。 連絡会の開催(2回) 広域ボランティア支援本部訓練 県民大会(あいち防災フェスタ)の開催 防災ボランティアコーディネーター講座の開催 ・実践講座1回、レベルアップ講座1回、情報交換会1回 防災ボランティアに関する講演会等の実施	1,098		防災危機管 理課
おける男女共	防災会議運営費	愛知県防災会議の委員に女性を選任することで、女性の視点を 踏まえた「地域防災計画」の修正に取組んだ。 ○ 愛知県防災会議の開催 ・開催日2019.6.4(火) 参加者62人(会長(知事)、委員)	1,341	防災安 全局	防災危機管 理課
同参画の推	婦人消防クラブ活動支援 【消防協会において事業実施】	愛知県婦人消防クラブ連絡協議会が、女性の防火意識の高揚 のため、各家庭の防火診断をはじめ、火気使用器具類の正しい 取扱い方法や防火講習会の開催等、火災予防のための活動並 びに研究を行った。さらに本協議会の組織強化を図るため、未加 入市町村の結成促進に努めた。	-	防災安 全局	消防保安課
進	消防団加入促進事業費 消防団活性化対策事業費 (一部) ・女性消防団活性化推進プログラム事業 ・消防団活動普及啓発事業	女性消防団の活躍の場を広げるため、事例発表や、ワークショップを通じた女性消防団のスキルアップを図るとともに、各市町村の女性消防団間における連携の強化を図った。 ○ 女性消防団活性化推進プログラム ・事例発表、ワークショップ(サイコロジカル・ファーストエイド、各種スキルアップ講座) 県内消防団の活性化を図り、地域防災力の向上を目的に、若者を対象に大学等で消防団加入チラシを配布するなど加入促進に努めた。 ○ 女性消防団員による消防団PR事業 ・県ホームページ、SNSを活用した情報発信	277	防災安	消防保安課
③環境活動、	持続可能な未来のあいち の担い手育成事業	未来の地域の担い手となる大学生がグローバルな視点を持って、継続的にエコアクションを実施することができるよう、2015年度に立ち上げた「人づくり」プログラムである「かがやけ☆あいちサスティナ研究所」の取組を推進している。 2019年度は、40名の大学生が研究員となって、10社のパートナー企業・団体から提示された環境課題に対して、解決策を提案するとともに、その成果を広く発信した。	10,592	環境局	環境政策課
観光まちづ	中高年・シニア環境学習推進事業	2018年度に養成した中高年・シニア世代の環境学習講師「あいちecoティーチャー」を小学校や環境学習施設等に派遣し、ごみや水に関する講座を実施した。	2,547	環境局	環境活動推 進課
ちづくり分野	あいちエコアクション推進 事業	県民一人ひとりの省資源・省エネといった環境への負荷を減らす エコアクション(環境配慮行動)を促進するため、県民参加型のイ ベントを開催するとともに、環境学習施設などのネットワークを活 用した環境学習の提供やエコアクションに関する学習、情報発信 などができるウェブサイトを運営した。	12,659	環境局	環境活動推 進課
における男女#	あいち森と緑づくり環境活 動・学習推進事業	「あいち森と緑づくり税」を活用して、NPO等を対象とした企画提案型の交付金事業を実施し、森と緑の保全のための自発的な活動や、森と緑を社会全体で支える機運の醸成につながる環境学習に関する取組を支援した。	69,160	環境局	環境活動推 進課、自然 環境課
	環境学習プログラムの実施	本県の環境学習施設である「あいち環境学習プラザ」や「もりの学舎」などで、県民向けに体験型の環境学習事業を実施した。 〇 実験・講義回数 34回 受講者 689人 〇 自然体験プログラム参加者 19,887人	8,068	環境局	環境活動推 進課
	インタープリター自然体感 推進事業	未就学児童に対し、もりの学舎のインタープリターが自然体感プログラムを実施した(もりの学舎ようちえん等)。また、未就学期の自然体験を通じた環境学習を広域的・継続的に実施するため、保育士、幼稚園教諭などに対する研修を実施した。	8,591	環境局	環境活動推進課

具体的な取 組の方向	施策名	施策の内容	2019年度当初 予算額(千円)	局	課室
③環境活動、観	ごみゼロ社会推進あいち県 民会議	県民、事業者、行政が一体となってごみゼロ社会の形成を推進することにより、公衆衛生、環境の保全、資源の有効利用を促進することを目的に設立された「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」の事務局として、研修会等の開催、普及啓発、情報収集・提供や調査・研究を行った。 ○ ごみゼロ社会推進あいち県民大会・開催日2020.1.25(土)のべ参加者数696人	734	環境局	資源循環推進課
光まちづく	あいち環境塾	環境を総合的に捉え、持続可能な社会づくりに向け、産学行政 や異業種間の連携を図り新規の環境ビジネスや環境施策等を自 らプロデュースできる人材を育成した。 ・期間2019.6~11月のうち12日間 卒塾生19人	7,165		資源循環推 進課
を 推り分 を 野に	三河湾環境再生推進費	県民、NPO等団体、市町村及び県が一体となって、三河湾の環境再生に向けた取組の機運を高めるため、「三河湾環境再生プロジェクト」として、三河湾大感謝祭の開催など、広く県民に三河湾の環境を伝える取組を実施した。	8,336		生活環境地 盤対策室
おける男女共同	観光まちづくり推進事業	県内各地で観光を活用したまちづくりに取り組んでいる方を対象にゼミ生を公募した。ゼミ生が、それぞれの地域の隠れた魅力を紹介する観光コースを企画・発表し、ゼミ生の投票により、実際に訪れるコースを選出の上、ゼミ生参加のモニターツアーを行い、企画した地域のゼミ生が、他のゼミ生のおもてなしを行った。・2019年ゼミ生数:50人(21市町村)	442	観光コ ンベン ション局	観光振興課
参画の	高校生環境学習推進事業	高校生が専門家の継続的な指導を受け、環境問題に関するテーマについて調査・研究を行い、その結果を基に環境学習教材を 作成するとともに、作成した教材の普及・活用を図ることで、高校 生を中心とした若い世代の環境学習を推進した。	6,510	環境局	環境活動推 進課
	農業改良普及指導費(一部)			農業水 産局	農業経営課
	地域農業リーダー育成事業	農村女性のリーダーとなる女性農業者を農村生活アドバイザーとして認定するとともに、研修会を開催し地域農業の担い手の資質向上を図った。	238		
	女性農業者活躍支援事業 費		2,035	農業水産局	農業経営課
④農林水産分	若手女性農業者育成事業費	農業経営における将来優れた共同経営者となる若い女性農業者の育成 ○ 結婚などを機に農業に従事したこととなった若手の女性農業者を対象に、農業経営に関する基礎知識、栽培技術、農産加工技術、ライフプランの樹立及び農業体験支援に関したヤングミセスセミナー及び女性農業者応援企業セミナー(8地区各3回)を開催した。	1,167		
野 商 工		地域のリーダーである女性農業者を対象に、人材育成セミナー (3地区各3回)、市町村幹部や農業協同組合長等との懇談会(3 地区各1回)を開催した。	380		
一業 分 野 に	女性起業家確保·育成事 業費	女性起業家や起業を志向する女性農業者を対象に、農畜産物 の高付加価値化、販売促進活動に関する知識・技術習得の講演 と参加者交流を実施した。	283		
における男女共	あいち農山漁村男女共 同参画プラン推進事業費	農林漁業団体、県や市町村の職員等を構成員とした会議を設置し、男女共同参画に関する取組や目標の到達状況を集約する女性の活躍促進連携会議(8地区)の開催と、プランの的確な推進を図るため、プランに掲げた基本的施策の取組や目標の達成状況の評価と確認を行った。	116		
(共同参画	女性農業者実践活動支 援事業	女性農業者の交流促進と実践活動の支援のため、経営改善や 自主的活動に意欲ある女性農業者を対象に、女性農業者の経 営及び技術の向上を図る研修を開催した。	89		
√画の推進		地域農業のリーダーである「農村生活アドバイザー」による農村 女性の先導役としての活動を促進するため、家族経営協定の推 進、次代の後継者・担い手の育成、地域における方針決定の場 への参画推進、農業振興に関する助言を行った。	-	農業水産局	農業経営課
	商業振興事業費補助金 (商店街振興組合連合会 事業(一部)) 商店街女性部活性化の 推進	商店街の女性部層の指導育成を図るため、愛知県商店街振興組合連合会が実施する商店街女性部研修会、商店街女性部交流会等に助成した。 ③ 通常総会 1回 ② セミナー・情報交換会 2回 ③ 商店街女性部視察研修 1回	2,123	経済産業局	商業流通課
	あいち・ウーマノミクス推進 事業 (あいち・ウーマノミクス研究 会開催)	女性の活躍と雇用拡大を通じた新たな産業の創出、人材の育成 等に向けた研究会を開催した。	97	経済産 業局	産業政策課

具体的な取 組の方向	施策名	施策の内容	2019年度当初 予算額(千円)	局	課室
参画の推進の報送におりる男女共同の推進のを表する。	女性の店躍埋糸女士心抜 重業費	理系分野に従事する女性技術者及び研究者の拡大を図るため、 女子中高生が大学及び企業を訪問する取材ツアーを実施し、そ の結果を情報発信した。 ・開催日2019.8月のうち5日間 参加者95人	-	県民文 化局	男女共同参画推進課

基本的流	拖策 5 男性中心型労	働慣行の見直しとワーク・ライフ・バランスの打	推進		
具体的な取 組の方向	施策名	施策の内容	2019年度当初 予算額(千円)	局	課室
	ワーク・ライフ・バランス普及 推進費	2016年2月に策定の「あいち仕事と生活の調和行動計画2016- 2020」に基づき、官民が一体となった取組を推進した。 ○ 「あいちワーク・ライフ・バランス推進協議会」の開催 ○ 啓発資料の作成・配布(20,000部)	473	労働局)
①働き方の見直しと	仕事と生活の両立支援促 進事業費	男女が共に、子育てや介護等ライフステージの各段階において、多様で柔軟な働き方を選択でき、安心して働き続けられる職場環境の整備を促進した。	17,804	労働局	労働福祉課
ワーク・ライフ・バラ	若者職場定着支援事業費	新規学卒者等の若者が就職後に離職することなく安定して働き続けられる環境を整備するため、職場内で相談相手となる人材の養成や専門家の派遣等により、企業における職場定着の取組を支援した。 「若者職場定着サポーター」養成支援講座の開催(2回、140人) オリエンテーリング・セミナーの開催(1回、50人) 若者職場定着モデルの創出、シンポジウムの開催・アドバイザー派遣(16回)・シンポジウムの開催(1回、75人)	5,092	労働局	労働福祉課
ランスの推進	働き方改革推進キャラバン 事業費	働き方改革に対する社会的気運の醸成を図るため、県内の経済団体、労働団体等と一体となり、企業の働き方改革への取組を支援した。 社会全体に働き方改革の必要性等を啓発する街頭啓発活動の実施(3回) 働き方改革をテーマとしたサミットの開催(1回、190人) 商工会議所や商工会等と連携した企業向けセミナーの開催(30回、講師派遣型:945人・集合型:171人) 企業向け啓発冊子作成(10,000部)	14,816	労働局	労働福祉課
	短期育児休業促進事業費	県男性職員が職場に気兼ねなく安心して育児休業を取得できる 環境を整備するとともに、職場の負担軽減を図るため、短期の育 児の育児休業代替職員として臨時雇用職員を雇用し、県男性職 員の育児休業取得を促進した。	1,835	人事局	人事課
	県職員向けワーク・ライフ・ バランスの推進	「職員のワーク・ライフ・バランス推進要綱」に基づく取組を推進した。 〇 ワーク・ライフ・バランス推進強化月間(7月~8月)の実施	-	人事局	人事課
②職場における仕事	ファミリー・フレンドリー企業 推進費	従業員の仕事と育児・介護等を両立できるよう積極的に取り組む企業を「愛知県ファミリー・フレンドリー企業」として登録する制度を運用し、その普及促進を図った。 ○ 愛知県ファミリー・フレンドリー企業登録制度の運営・登録の推進、専用Webページでの登録企業や取組の紹介 ○ ワーク・ライフ・バランス普及コンサルタントの派遣・派遣回数18回 ○ 愛知県ファミリー・フレンドリー企業表彰の実施・ファミリー・フレンドリー企業賞6社、イクメン・イクボス企業賞1社	1,490	労働局	労働福祉課
仕事と家庭生活の両立支	仕事と生活の両立支援促 進事業費 (II-5①の再掲)	男女が共に、子育てや介護等ライフステージの各段階において、 多様で柔軟な働き方を選択でき、安心して働き続けられる職場環境の整備を促進した。	_	労働局	労働福祉課
立支援の取組	警察職員に対する働き方 の見直し施策の推進	時間当たりの成果を重視した働き方ができる組織の構築を目指し、年令別の職員等を対象としたワークライフバランスの実現に向けた意識改革教養を実施した。	-	警察本 部	警務課
	警察職員に対する両立支 援施策の推進	○ 仕事と子育て、介護等を両立する職員に対し、両立支援に特化した面談やセミナーを実施した。 ○ 警察共済組合愛知県支部がベビーシッター業者及びホームヘルパー事業者と法人契約を締結し、仕事と家庭生活の両立支援を実施した。 ○ 愛知県警察職員互助会が、ベビーシッター利用助成、有料託児施設利用助成(病児・病後児保育を含む。)及び介護用品購入助成の実施による仕事と家庭生活の両立支援を推進した。		警察本部	警務課、厚 生課

具体的な取 組の方向	施策名	施策の内容	2019年度当初 予算額(千円)	局	課室
③男性が家庭・地域生活に参画しやすい環境づくりの推進	県男性職員向け「イクメンサ ポート」の推進	県男性職員に対する育児参加支援策「イクメンサポート」を実施した。 ○ 啓発資料の配布、育児支援制度説明会の開催 ○ イクメンサポート面談の実施 ○ 『月1はぐみん年休』運動の実施	_	人事局	人事課
	短期育児休業促進事業費 (II-5②の再掲)	県男性職員が職場に気兼ねなく安心して育児休業を取得できる 環境を整備するとともに、職場の負担軽減を図るため、短期の育 児の育児休業代替職員として臨時雇用職員を雇用し、県男性職 員の育児休業取得を促進した。	-	人事局	人事課
	あいち男女共同参画財団 補助金(一部) 男女共同参画セミナーの 開催(I-1⑤の再掲)	男女共同参画社会の実現に向けた課題の解決や新たな活動へのチャレンジ、多様な働き方を可能にする環境づくり、男女共同参画により地域の課題に取り組む人材の養成などに役立つ講座を開催した。 ・全10講座(公開講座2回含む)参加者785人	_	県民文 化局	男女共同参画推進課
	男性の育児参加促進事業	家事・育児等における家族の相互理解を促す啓発冊子を作成し、家事・育児について家族で見直す機会を提供することで、男性の育児参加を促進した。 ・パンフレット4万冊	4,278		子育て支援課
	子育て応援の日(はぐみん デー)普及啓発事業	毎月19日の「子育て応援の日(はぐみんデー)」をきっかけに、できることから子育てを応援する取組を行うことを呼びかけ、社会全体で子育てを応援する機運の醸成を図るため、はぐみんデー普及推進強化月間である11月を中心に、はぐみんデーの普及を目的としたイベントの啓発活動を行った。	883		子育て支援課
	おうちでごはんの日普及啓 発	毎月19日を「おうちでごはんの日」とし、早めに帰宅して、家族そろって一緒に食卓を囲むよう庁内放送を行うとともに、他部局と連携した「育19キャンペーン」において街頭啓発活動を実施した。	-	農業水 産局	食育消費流通課
	あいちっこ子育て支援事業 費(一部) 地域に根ざした家庭教育 支援推進事業	教育事務所単位で、家庭教育推進協議会を年3回開催し、市町村を越えた情報交換を行うとともに、うち1回を拡大家庭教育推進協議会として開催し、地域の家庭教育支援者等を対象としたグループワーク、情報交換等を実施した。	441	教育委員会	生涯学習課
	職場内家庭教育推進費 (I-2②の再掲)	企業に講師を派遣し、家庭教育に関する研修を設けることを奨励した。 ○ 職場内家庭教育研修会 年3回	-	員会	生涯学習課
軟④ の推進き方 を 変素	県職員向け多様で弾力的 な働き方の検討・推進	時差勤務の取得要件の拡大や在宅勤務の試行実施など、多様 で弾力的な働き方を検討・推進した。	-		人事課
	ワーク・ライフ・バランス普及 推進費	企業経営者や働く人へワーク・ライフ・バランスの重要性を訴え、 推進するための普及啓発資料を作成した。 ○ 啓発資料の作成・配布	-	労働局	労働福祉課

基本的施策 6 就業環境の整備						
具体的な取 組の方向	施策名	施策の内容	2019年度当初 予算額(千円)	局	課室	
令・制度の周知 雇用機会と待遇 の場法	ワーク・ライフ・バランス普及 推進費 (Ⅱ-5④の再掲)	企業経営者や働く人へワーク・ライフ・バランスの重要性を訴え、 推進するための普及啓発資料を作成した。 ○ 啓発資料の作成・配布	1		労働福祉課	
用環境の整備の促進②非正規労働者の雇	労使関係調整費	労使関係の安定を図るため、中小企業の労使関係者を対象に、 労務管理上の諸問題を解決するための個別指導を行った。ま た、労働関係法令の基礎知識に関する資料等を情報提供した。	1,597		労働福祉課	
	ヤング・ジョブ・あいちにおける相談対応、情報提供	若者の就職を支援するため、愛知労働局と連携して運営する「ヤング・ジョブ・あいち」において、就業相談から職業紹介まで幅広い就職支援メニューをワンストップで提供した。	17,304		就業促進課	
	地域労働力確保支援事業 (一部)	無業となっている女性や高齢者のライフスタイル、体力に合わせ た求人企業を開拓し、就職面接会を開催した。	4,002		就業促進課	
③各種ハラスメントへの対策の推進	県職員のセクシュアル・ハラ スメント等の防止対策の推 進	「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱」及び「妊娠・ 出産・育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する要 綱」を庁内LANに載せ、すべての職員へ"セクシュアル・ハラスメ ント等をしない"という意識を促すとともに、各種研修などの機会を 利用して、職員への注意喚起、指導及び相談窓口の案内を行っ た。	-	人事局	人事課	
	ワーク・ライフ・バランス普及 推進費 (Ⅱ-5④の再掲)	企業経営者や働く人へワーク・ライフ・バランスの重要性を訴え、 推進するための普及啓発資料を作成した。 〇 啓発資料の作成・配布	-	労働局	労働福祉課	
	中小企業労働相談費 (労働相談の実施)	相談者が解決したいと望んでいる労働問題全般に対して、労働 法関係法規の知識や情報等を提供し、相談者の置かれた状況 に応じて、個別的具体的な助言を行うことによって、問題の自主 的解決を支援した。 (ウインクあいち17階の労働相談コーナー及び各県民事務所産業労 働課に労働相談員を配置し、労働者、経営者等からの相談に応 じるとともに、要望のあった市役所等に出向いて巡回労働相談を 実施)	953	労働局	労働福祉課	

具体的な取 組の方向	施策名	施策の内容	2019年度当初 予算額(千円)	局	課室
③各種ハラスメントへの対策	教職員のセクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推 進	4月に実施した初任者研修、新規採用実習助手・寄宿舎指導員研修、臨時教員等研修、また7月に実施した10年経験者研修において、「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱」及び「妊娠、出産、育児又は介護に関したハラスメントの防止等に関する要綱」の趣旨を徹底し、ハラスメントの防止に努めるとともに、相談窓口について周知を図った。さらに、5月と6月に開催した、管理職員パワーアップ講座(校長・教頭・部主事)においても、セクハラ・パワハラ防止の周知を行い、校内外のあらゆる機会を捉えて、セクハラ・パワハラ防止を含めた不祥事防止の徹底を図るよう、研修を行った。管理職に対しては、教職員を指導する立場にある自覚を持ち、パワハラ・セクハラをはじめとした、ハラスメントに対する意識を高めるよう、研修や会議、通知等で周知し、パワハラ・セクハラ防止の徹底を図った。	_	教育委	教職員課
東の推進	県警察職員の各種ハラスメ ント防止対策の推進	ハラスメント防止対策要綱を定め、各種ハラスメントの定義、監督者と職員の責務等を明らかにするとともに、各所属にハラスメント 所属相談窓口を、警察本部にハラスメント本部相談窓口をそれぞれ設置し、ハラスメントの防止及び排除に向けた対策を推進した。	-	警察本部	警務課
	保育所運営費補助金(一部)		270,518	福祉局	子育て支援 課
	低年齡児途中入所円滑 化事業費	低年齢児の途中入所に対応するため、あらかじめ配置基準を超 えて保育士を配置するために必要な経費を補助した。	36,110		
	1歳児保育実施費	保育所における1歳児担当保育士の配置割合を国配置基準の 6:1より充実させるための運営費を補助した。	234,408		
	子育て支援対策基金事業 費(一部)			福祉局	子育て支援 課
	市町村事業費補助金(保 育サービス等の充実)	都道府県に基金を造成し、「新待機児童ゼロ作戦」による「保育 サービス等の充実」のため、子どもを安心して育てることができる 体制整備を行った市町村に補助した。	247,027		
	保育士・保育所支援センター費	保育士の有資格者でありながら保育士として就労していない、いわゆる「潜在保育士」の再就職の支援、保育所の潜在保育士活用支援等を行う専任のコーディネーターを設置した「保育士・保育所支援センター」を運営した。これにより、保育需要の増大に伴う、保育士の確保を円滑に進め、質の高い人材を確保することにより保育体制の整備を図った。	15,930	福祉局	子育て支援課
	子育て支援関係職員研修 費(一部)	/	15,956	福祉局	子育て支援 課
4	保育教諭資格取得支援 事業費補助金	保育教諭の資格を取得するために必要となる費用の一部を補助した。	6,456		
④ 保 育 所	保育士就職促進支援事 業費補助金	指定保育士養成施設が保育所への就職促進のために要した費用の一部を補助した。	9,500		
泛待機児童対策	保育士修学資金貸付事業費	指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対し修学資金を貸し付けを行った。卒業後、県内の保育所等において5年間引き続き従事した場合は、全額返還免除とするなど、学生の修学を容易にすることにより、質の高い保育士の養成確保に資した。	8,828		子育て支援 課
策の推進	施設型教育·保育給付費	子どもの保護者の選択に基づき、市町村が私立の認定こども園、 私立幼稚園及び私立保育所において特定教育又は保育を実施するための費用を負担及び補助した。	16,309,630	福祉局	子育て支援 課
	地域型保育給付費負担金	市町村の認可事業として実施する、地域型保育事業(家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業)を実施するために要する経費を負担することにより、待機児童の解消を図るとともに、地域の実情に応じた多様な保育サービスを提供した。	2,230,500	福祉局	子育で支援課
	子育て支援施設等利用給 付費負担金	認可保育所に入りたくても入れず、やむを得ず認可外保育施設等を利用せざるを得ない子どもの利用料を無償化するために要する経費を負担した。	163,016		子育て支援 課
	産休·病休代替職員設置 費	児童福祉施設等の職員が出産又は疾病のため長期に渡り休暇を取る場合に、代替職員の雇用に要する費用を補助した。	12,184	福祉局	子育て支援 課
	保育士等キャリアアップ研 修費	保育士等の追加的な処遇改善要件である、技能・経験に必要となるリーダー的な役割を求められる職員等に対する研修の体系 化を行い、研修を通じたキャリアアップが円滑に行われるよう研修 を実施した。	9,779		子育て支援課
	保育補助者雇上強化事業費補助金	保育士等における保育士の負担を軽減するため、保育所等に勤 務する短時間勤務の保育補助者を雇い上げる費用の一部を補 助した。	231,731		子育て支援 課
	保育体制強化事業費補助金	保育士の離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備することを目的として、保育に係る周辺業務を行う保育支援者を配置するために必要な費用を補助した。	103,892	福祉局	子育て支援 課

	施策名	施策の内容	2019年度当初 予算額(千円)	局	課室
	保育所運営費補助金(一部)		6,483	福祉局	子育て支援 課
	民間保育所運営費補助 金	市町村が民間保育所における整備費借入金返済金、耐震改修費について補助する場合、その経費に対して補助を行った。	4,176		
⑤多様なニー ズに対応	1歳児保育実施費(Ⅱ − 6④の再掲)	保育所における1歳児担当保育士の配置割合を国配置基準の 6:1より充実させるための運営費を補助した。	_		
	保育環境改善等事業費	保育所における障害児受入れのための小規模な施設改修に要する経費の補助、認可外保育施設の衛生・安全対策の事業費補助を行った。	2,307		
	地域子ども・子育て支援事業費補助金(一部)		527,550	福祉局	子育て支援 課
	延長保育事業費	勤労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、通常の開所時間(11時間)を超えて保育を実施する又は、開所時間内における利用時間帯を超えて保育を実施する、市町村以外が設置する保育所及び小規模保育事業所等の運営費を補助した。	270,462		
した保育サ	病児保育事業費	病院等で病児・病後児を一時的に預かる場合や、保育所へ通所中等の児童が体調不良になった場合、保護者が迎えに来るまで保育所で保育をする経費を補助した。	257,088		
	子育て支援対策基金事業 費(一部)(II-6④の再掲)			福祉局	子育て支援 課
ビスの	市町村事業費補助金(保 育サービス等の充実)	都道府県に基金を造成し、「新待機児童ゼロ作戦」による「保育サービス等の充実」のため、子どもを安心して育てることができる体制整備を行った市町村に補助した。	-		
量的拡充	第三子保育料無料化等事 業費補助金	第三子以降児を保育所に入所させている保護者に対して、3歳 到達年度末まで保育料を無料又は軽減する市町村に対し、無料 又は軽減に要する費用を補助した。	171,614		子育て支援課
)L	病児保育施設整備費補助金	市町村が市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく病児保育事業を実施するための施設として整備する経費について助成した。 ・助成対象:2市2箇所	34,083	福祉局	子育て支援課
	医療的ケア児保育支援モ デル事業費補助金	医療的ケア児の受入を行う保育所に、医療機関との連携の下、 看護師等を配置し、医療的ケアを実施するための経費を補助した。	1,618		子育て支援 課
	放課後児童クラブ運営費	共働き等の理由で昼間保護者がいない家庭の小学校就学児童に、放課後や長期休暇時に小学校等の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供するための放課後児童クラブの運営を支援した。 ・助成対象:52市町村1,571箇所	3,045,734	福祉局	子育て支援課
⑥ 放 課	放課後児童クラブ設置促進 事業費	学校の余裕教室等の既存施設を改修し、放課後児童クラブ実施施設として整備する経費について助成した。 ・助成対象:4市16箇所	27,758		子育て支援課
後子ど#.	放課後児童クラブ整備費補 助金	新たに放課後児童クラブの整備を行うための経費へ補助を行った。 ・助成対象:11市町29箇所	64,996		子育て支援課
子ども総合プラン	放課後居場所緊急対策事 業費	待機児童が10人以上の市町村において、既存の社会資源を活用して放課後の子どもの居場所を提供する事業に必要な経費を一部助成した。	5,660		子育て支援 課
の	放課後児童支援員研修費	「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員となるための認定資格研修を実施した。	7,832		子育て支援課
充実	放課後児童支援員キャリア アップ研修費	放課後児童支援員の経験年数や研修実績等に応じたより専門 性の高い研修を実施した。	2,916	福祉局	子育て支援 課
	放課後子ども教室推進事 業費	放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用した子供の活動拠点(居場所)を設け、地域の方々に協働活動推進員、協働活動サポーター等として参加していただき、様々な体験活動や学習活動の場を提供した。	369,442	教育委員会	生涯学習課
7	介護サービス第三者評価 推進事業費	介護サービス事業者に対する第三者評価事業の適切な推進を 図り、利用者が事業者を選ぶ仕組みを構築し、介護保険サービスの質の向上を図るため、「介護サービスの情報の公表」、「地域 密着型サービス外部評価」を実施した。	29,264		高齢福祉課
⑦介護支援の充実	介護支援専門員等資質向 上事業費	介護支援専門員が業務を行う上での悩みや相談に応ずる窓口を、愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会に委託し、相談業務を実施した。 ・相談件数110件	1,165		高齢福祉課
	介護支援専門員研修事業 費	介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する事業所・職種等との連絡調整など、介護保険制度の円滑な運営を図る上で重要な役割を担う介護支援専門員の研修等について検討を行う介護支援専門員支援会議を行った。また、小規模多機能型居宅介護事業所に勤務する介護支援専門員に対する研修を行った。 ・開催回数1回 受講者37人	776		高齢福祉課

具体的な取 組の方向	施策名	施策の内容	2019年度当初 予算額(千円)	局	課室
援⑦ の充護 実支	評価事業費	介護サービス情報公表調査を希望する事業所を対象に、人材育成が優良な介護サービス事業所を認証し、求職者に指標を与えることで、介護人材確保に寄与した。 ・2019年認証事業所 106件	2,200	福祉局	高齢福祉課

基本的流	短策7 女性への就	業支援			
具体的な取 組の方向	施策名	施策の内容	2019年度当初 予算額(千円)	局	課室
再就職支援	子育で女性再就職支援事 業	出産・子育て等で離職した女性の再就職を支援するために、あいち子育て女性再就職サポートセンターを運営するとともにワークショップ等を開催した。 〇 ワークショップの開催(20回) 〇 就職説明会の実施(2回) 〇 職場実習の実施(5回) 〇 就職支援セミナーの開催(1回)	24,487	労働局	労働福祉課
	あいち男女共同参画財団 補助金(一部)		304	県民文 化局	男女共同参 画推進課
	男女共同参画セミナーの 開催(I-1⑤の再掲)	男女共同参画社会の実現に向けた課題の解決や新たな活動へのチャレンジ、多様な働き方を可能にする環境づくり、男女共同参画により地域の課題に取り組む人材の養成などに役立つ講座を開催した。 ・全10講座(公開講座2回含む)参加者785人	-		E I ILVE WY
2	女性の再チャレンジ支援 事業	子育て等でいったん仕事を中断した女性の社会参画を支援するため、起業についての相談を実施した。 ・全9回 相談人数24人	304		
女 性 の	中小企業総合支援事業費補助金			経済産 業局	スタートアッ プ推進課
の起業への支援		創業準備スペース等を提供する「創業プラザあいち」において、 創業に関する専門家が相談に応じるほか、県内で起業を予定し ている者を対象とした「あいち創業道場」や、平日受講できない者 を対象とした「士曜集中講座」を開催した。 ・「あいち創業道場」開催回数2回 参加人数29人 ・「土曜集中講座」開催回数2回 参加人数50人	7,412		
	女性起業家支援事業	女性起業家及び起業を考えている女性を対象に、起業や事業運営をテーマとしたセミナー並びに交流会を開催した。 ・開催回数1回 参加人数22人			
	あいち・ウーマノミクス推進 事業 (女性起業家育成・促進事 業)	女性起業家の経営者としての成長及びスケールアップを支援した。 ○女性起業家支援プログラム「COMPASS」の実施(9月~2月) ○女性起業支援セミナーの開催(1回) ○起業支援機関向けワークショップの実施(1回)	7,120	経済産業局	産業政策課
	病院内保育所運営費補助 金	病院に従事する職員の離職防止及び再就職の促進を図るため、 院内保育施設の運営費に対し助成した。	306,711	保健医 療局	医務課
	看護研修センター費(一部)	看護教員等指導者の養成、施設内教育の支援、再就業の促進のための研修、継続教育に関する普及啓発など多角的な研修事業を実施するため、総合看護専門学校内に2003年度から「看護研修センター」を設置・運営している。	2,230	保健医療局	医務課
3	看護職定着支援業務	新人看護職員の離職防止対策として、新人看護職員の指導者 確保が困難な中小病院等に対し、職員を派遣して研修等を実施 した。	172		
性	看護職カムバック研修	再就業に必要な知識や技術を習得し、就業を促進するための実 務研修を実施した。	2,058		
女性医師等医療従事者に対す	ナースセンター費	看護師等の人材確保の促進に関する法律に基づき、1993年度から愛知県ナースセンターを設置((公社)愛知県看護協会に委託)し、看護師等就業促進事業や看護に関した啓発活動などを実施している。また、2003年度からは、豊橋支所、2015年度からは名駅支所を設置し、再就業策の強化を図っている。 〇看護師等就業促進事業(就業相談など) ・2019年ナースセンター利用者の就職者1,375人	110,363	保健医療局	
対 す る 就	女性医師等就労支援事業 費補助金	職場を離れた女性医師の復職支援、短時間勤務等を取り入れる 医療機関への助成など、女性医師が育児をしながら働くことがで きる体制整備への支援を行った。	37,202	保健医 療局	医務課
る就業支援	キャリア教育推進事業	県内の医学部を有する大学が、女性医師のキャリア形成などに 係る医学部生への講習会等を開催する費用に対し助成した。	780		
援	女性医師等復職研修事 業	県内病院が実施した、育児等で現場から離れている女性医師の 復職トレーニングに係る経費を助成した。	1,862		
	短時間勤務制度等利用 促進事業	女性医師の就労継続支援のため、医療機関に対し、育児中の女性医師が短時間勤務制度等を利用する際に要する、代替医師の人件費を助成した。	34,560		
	医療勤務環境改善支援センター事業費	医師・看護師等の離職防止や医療安全の確保を図るため、医療 勤務環境改善支援センターを設置し相談に応じるほか、必要な 情報の提供を行うなど、医療勤務環境の改善のための総合的な 支援を行った。	4,530	保健医療局	医務課

具体的な取 組の方向	施策名	施策の内容	2019年度当初 予算額(千円)	局	課室
	県立病院事業費(一部)		83,282	病院事 業庁	管理課
就業支援 従事者に対する 受性医師等医療	院内保育所の設置	病院に勤務する生後6月から3歳の子どもを持つ医療従事者の希望にかなった職場復帰を可能とするため、院内において安心して子どもを預けることのできる保育施設を運営し、就業を支援する。	70,021	*/1	
援が等医療	看護職員宿舎の設置	病院に勤務する看護職員を対象に、各病院の近隣に位置する 賃貸マンションの一部を借り上げ、個人負担を軽減し入居ができ るよう県外出身者等の住宅事情を改善し、就業を支援した。	13,261		
	福祉人材センター費	社会福祉法に基づき、福祉人材センターとして指定する(福)愛知 県社会福祉協議会が、福祉人材無料職業紹介所(県福祉人材 センター、豊橋市福祉人材バンク)の運営、社会福祉事業従事 希望者に対する説明会、就職相談事業及びセミナー等を実施 し、就職活動を支援した。	21,783		高齢福祉課
④介護分野へ	福祉·介護人材確保対策 費	学生や資格取得見込者を対象とした施設見学、専門員によるハローワークや大学等への巡回相談、職場体験機会の提供、福祉系高校や大学への出張セミナーの実施、また、介護職への理解促進とイメージアップのため、特に若い世代を対象としたPR活動等を行い、福祉・介護人材の参入、定着を図った。	447,626	福祉局	高齢福祉課
への就業支援	介護福祉士等修学資金貸 付事業費	(福)愛知県社会福祉協議会が、介護福祉士の資格取得を目指す学生等に対する修学資金や実務者研修の受講費用、及び離職した介護人材のための再就職準備金の貸付をするための原資補助を行うことで、一億総活躍社会の実現に向けて、求められる介護サービスを提供できるよう、福祉・介護人材の確保を図った。	2,320	福祉局	地域福祉課
	介護施設内保育所運営費補助金	介護施設に従事する職員の離職防止及び再就業の促進を図ることを目的として、介護従事者のための介護施設内保育施設の運営費に対して助成した。 ・2019年補助対象41保育所	88,137	福祉局	高齢福祉課
就り⑤ 業分モ 支野ノ	あいち・ウーマノミクス推進 事業(先進モデル形成・普 及費)	建設・運輸業界団体と連携し、女性の活躍に向けた普及啓発活動を実施した。	69	経済産 業局	産業政策課
援へづ のく	誰もが働きやすい現場環境 整備工事	一定規模以上の工事現場において、女性も含め誰もが働きやすい現場環境とするため、男女別トイレや更衣室等を設置した。	-	建設局	建設企画課

重点目標Ⅲ 安心して暮らせる社会づくり

基本的的		と様々な困難を抱える人々への支援			
具体的な取 組の方向	施策名	施策の内容	2019年度当初 予算額(千円)	局	課室
① 人権教育	人権問題啓発推進事業費 あいち人権啓発プラザの 運営 人権週間広報等の実施 人権講演会・人権ユニ バーサル事業の実施 研修会等の開催 人権情報紙の発行 人権啓発資料の作成・配 布等	人権問題について教育・啓発を行い、県民の人権意識の高揚を図った。 ○ 人権講演会(講演、映画上映、啓発パネル展示等)、人権ユニバーサル事業、研修等の実施 ○ 新聞、交通広告等による人権啓発広報の実施 ○ 人権啓発図書及びDVD等の貸出し、人権啓発プラザにおける企画展の実施 ○ 人権啓発パンフレット等の作成及び配布	20,577 647 15,738 2,411 336 510 935		人権推進課
啓発の推進	職員の研修派遣	人権に関する学習機会を増やすため、県内の企業・諸団体、市町村及び県の各部局が実施する職場研修の講師として職員を派遣した。 ・派遣回数63回	-	県民文 化局	
推 進 	社会教育指導費 人権教育指導者研修会 費 人権教育啓発資料作成 費	社会教育分野で指導的役割を担う人々を対象に、広く人権問題に対する理解と認識を深め、差別意識の解消を図るとともに、人権に関わる問題の解決に資することができるよう、学習活動を総合的に推進した。 〇 人権教育指導者研修会 ・中央研修会 4回、地区研修会 10回 〇 人権教育啓発資料作成・配布	2,225	員会	生涯学習課
② 性的少数者	人権問題啓発推進事業費 人権講演会・人権ユニ バーサル事業の実施(Ⅲ -8①の再掲) 研修会等の開催(Ⅲ-8 ①の再掲)	人権問題について教育・啓発を行い、県民の人権意識の高揚を図った。 ○ 啓発パネル展示、研修等の実施	-	県民文 化局	XIE JE ZE WK
1への理解促進	社会教育指導費	社会教育分野で指導的役割を担う人々を対象に、広く人権問題に対する理解と認識を深め、差別意識の解消を図るとともに、人権に関わる問題の解決に資することができるよう、学習活動を総合的に推進した。 〇 人権教育指導者研修会 ・中央研修会 4回、地区研修会 10回 〇 人権教育啓発資料作成・配布		教育委員会	生涯学習課

具体的な取 組の方向	施策名	施策の内容	2019年度当初 予算額(千円)	局	課室
③ 複合的:	人権問題啓発推進事業費 (一部) 研修会等の開催(Ⅲ-8 ①の再掲)	人権問題について教育・啓発を行い、県民の人権意識の高揚を 図った。 ・研修会等開催回数4回	-	県民文 化局	人権推進課
に困難な状	職員の研修派遣(Ⅲ-8① の再掲)	人権に関する学習機会を増やすため、県内の企業・諸団体、市町村及び県の各部局が実施する職場研修の講師として職員を派遣した。 ・派遣回数63回	-	県民文 化局	人権推進課
況に置かれ	男女共同参画推進事業費 (一部) DV防止啓発資材の配布	DVの防止の啓発や相談窓口の情報提供を行うため、DV防止 啓発資料を配布した。	-	県民文 化局	男女共同参 画推進課
ている人	女性相談センター管理運 営事業費(一部) 相談員費	女性相談センター及び駐在室(県福祉相談センター内)に相談 員を配置し、女性の家庭問題や対人関係など、各般にわたる諸 問題の相談支援を行った。また、当該相談員の資質向上等を 図った。	71,453	福祉局	児童家庭課
々への支援	ドメスティック・バイオレンス 対策費 DV防止対策推進事業費	配偶者暴力相談支援センターに男性専用のDV相談窓口を設置	1,574	福祉局	児童家庭課
援	日本 日	した。	205,558	福祉局	児童家庭課
	費 母子·父子自立支援員費	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の相談に応じ、その自立に 必要な助言指導を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動 に関する支援を行い、総合的な母子家庭等対策を推進した。	24,342		
	母子家庭等就業支援セ ンター事業費	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の就業を促進し、自立支援 を推進するために就業相談、就業支援講習会の実施、就業情報 等の提供等、一貫した就業支援サービスや、養育費の相談等の 生活支援サービスを行った。	21,437		
	母子家庭等就職活動支 援費	求人情報のメール配信、キャリアカウンセリング事業を行った。	11,212		
4	母子·父子家庭自立支援 給付金支給費	資格取得を目指す母子家庭の母又は父子家庭の父に対して給付金を支給し、母子家庭の母等の就業促進を図った。	11,550		
④ 母 子 · 父	母子家庭等日常生活支 援事業費補助金	母子家庭等が一時的な傷病あるいは社会的事由により日常生活 を営むのに支障のある場合、市町村が実施する家庭生活支援員 を派遣して日常生活の支援を行う事業に対して補助を行った。	2,236		
父子 世帯の	母子家庭等生活向上事 業費補助金	母子家庭等の生活の安定を図るため、市町村が実施する生活支援講習会、子どもの生活学習支援等の事業に対して補助を行った。	69,456		
自 立 し		既存事業の「高等職業訓練促進給付金」を活用して養成機関に 在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に 対し入学準備金・就職準備金を貸し付ける事業を行った。	65,325		
た 生 活	母子父子寡婦福祉資金貸 付事業費	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し貸付けを行い、その 経済的自立の支援と生活意欲の助長を図った。	93,051	福祉局	児童家庭課
だ 対 オ	児童扶養手当支給費	父又は母と生計を同じくしていない家庭等の児童を監護・養育している者に手当を支給し、児童の福祉の増進を図った。	1,425,911	福祉局	児童家庭課
た生活に対する支援	遺児手当支給費	父又は母と生計を同じくしていない家庭等の児童を監護・養育している者に手当を支給し、児童の福祉の増進を図った。	2,197,823	福祉局	児童家庭課
援	母子·父子家庭医療事業 費補助金	母子家庭及び父子家庭の健康の向上と福祉の増進を図るため、母子家庭及び父子家庭の親子が、必要な医療を安心して受けられるように医療保険における自己負担相当額を公費で助成を行った。	2,341,150	福祉局	高齢福祉課
	高齢者等居住安定推進事 業費	高齢者等(子育てをする者、外国人、DV被害者を含む)の入居 を拒まない賃貸住宅の登録、及びサービス付き高齢者向け住宅 を登録し、その情報を高齢者等に提供した。	4, 583		住宅計画課
	母子·父子世带県営住宅 優先入居	母子世帯及び父子世帯を始めとする福祉世帯に対して、一般世帯に優先した募集(抽選)を実施した。	-		県営住宅管 理室
	母子·父子世带県営住宅 家賃福祉減額制度	母子世帯や父子世帯を始めとする福祉世帯は、所得月額が一定 の基準を下回るときには家賃の減額を受けることができる。 ・2019年度減額件数378件、減額総額9,583千円	-	建築局	県営住宅管 理室

具体的な取 組の方向	施策名	施策の内容	2019年度当初 予算額(千円)	同	課室
	地域支援事業交付金	高齢者が要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態になっても、できる限り地域において自立した生活を営むことができるよう支援するため、市町村が実施する地域支援事業に助成した。 ・対象 名古屋市始め44保険者	4,853,514	福祉局	地域包括ケア・認知症対 策室
	介護予防サービス実施支援事業	高齢者の生活の質の向上を目的とする「介護予防のための地域ケア個別会議」を効果的に運営するために、リハビリテーション専門職を市町村に派遣し支援した。・リハビリテーション専門職の派遣51回市町村における効果的な「介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)」の実施を支援するため、「新しい総合事業対応研修」を実施した。・地区研修会3回、全体研修会0回(新型コロナウイルス感染症により中止)	2,488		地域包括ケア・認知症対策室
	高齢者地域福祉推進事業 費補助金	高齢者の生きがいと健康づくりに資する活動を行っている「老人クラブ」及び「市町村老人クラブ連合会」の活動に対し活動費の一部を助成した。 愛知県老人クラブ連合会が行う高齢者世帯訪問や日常生活支援活動に対し、活動費の一部を助成した。	104,332	福祉局	高齢福祉課
	福祉生きがいセンター費	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業を実施した。	47,204		1-4 Mi- III I I I I I I I I I I I I I I I I I
⑤	高齢者スポーツ普及費補助	高齢者の健康保持と生きがいを高めるため、各種スポーツ大会の開催に要する経費の一部を助成した。 受知県老人スポーツ大会 愛知県老人クラブゲートボール大会 高齢者の体力測定を実施	572		
高齢者の自立	生活支援コーディネーター の養成	高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向け、資源開発やネットワーク構築などのコーディネート業務を行う生活支援コーディネーターの養成や資質向上を図るための研修を実施した。 ・研修3回			ア・認知症対策室
立した生活に対する	中高年齢者雇用促進対策費	中高年齢離職者等に対し、再就職に必要な知識を身につけるための就職支援セミナーを開催し、円滑な再就職を支援した。 ・開催回数7回 参加者143人 65歳までの雇用を確保し、さらに意欲と能力があれば年齢に関わりなく働くことのできる社会を実現するため、企業等に対する高齢者雇用推進セミナーの開催により高年齢者雇用を促した。 ・開催日2019.10.7(月)参加者410人	532	労働局	就業促進課
る 支 援	高齢者等居住安定推進事 業費(Ⅲ-8④の再掲)	高齢者等(子育てをする者、外国人、DV被害者を含む)の入居 を拒まない賃貸住宅の登録、及びサービス付き高齢者向け住宅 を登録し、その情報を高齢者等に提供した。	-		住宅計画課
	高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業費	高齢者の身体機能に対応した良質な賃貸住宅の供給を促進するため、民間の土地所有者等が整備する賃貸住宅に対し国及び 県が家賃の低廉化に要する費用を助成した。	30,654		住宅計画課
	地域優良賃貸住宅供給促進事業費	高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等、居住の安定に特に配慮が必要な世帯に対し、良好な住居環境の賃貸住宅の供給を促進することを目的として、愛知県地域優良賃貸住宅制度により賃貸住宅の整備等に係る費用に対する助成を行った。(町村の区域のみ)	_	建築局	L OHI MINK
	普通県営住宅建設費(一部) シルバーハウジングの供	県営住宅に入居する一人暮らしの高齢者や、高齢者のみの夫婦等の世帯であっても、安心して快適な生活を営むことができるよう、緊急通報システムや安否確認システムを設置し、生活援助員(ライフサポートアドバイザー)による生活支援サービスを受けられる高齢者の生活特性に配慮した住宅(シルバーハウジング)を供	311,488		公営住宅課
	既設県営住宅改善事業費	給した。 1971年度から1990年度までに建設された県営住宅の中で、エレベータ設備のある中・高層(4階以上)の住棟について、高齢者の身体機能の低下に配慮した床段差の解消、手すりの設置などの改善を行い、高齢者が安全に生活できるようパリアフリー化を推進した。	65,232	建築局	公営住宅課
	高齢者世帯県営住宅家賃 福祉減額制度	高齢者世帯や心身障害者世帯を始めとした福祉世帯は、所得月額が一定の基準を下回るときには家賃の減額を受けることができる。 ・2019年度福祉減額件数668件、減額総額16,650千円	-	建築局	県営住宅管 理室
	高齢者世帯県営住宅優先 入居	高齢者世帯、心身障害者世帯を始めとする福祉世帯に対して、 一般世帯に優先した募集(抽選)を実施した。	-	建築局	県営住宅管 理室

具体的な取 組の方向	施策名	施策の内容	2019年度当初 予算額(千円)	局	課室
	愛知県国際交流協会運営費補助金(一部)	(公財)愛知県国際交流協会において、外国人相談を行うととも に、外国人向けの生活情報を提供した。	25,478		多文化共生 推進室
⑥外国人の	外国人相談・多文化ソー シャルワーカー事業	日系人を始めとする外国人県民が日本社会の中で安心して快適に生活していけるよう、多文化ソーシャルワーカーによる相談・情報提供及び複雑な問題に対する継続的支援を行った。 日本語、ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、フィリピノ語/タガログ語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、韓国語、ミャンマー語 月~土曜日 10:00~18:00	25,166		
	多言語による外国人向け 生活情報提供事業	愛知県内で生活する外国人の生活利便の向上を図るため、必要な情報を掲載した冊子を発行した。	312		
の自立した	多文化共生推進事業費 (一部) あいち医療通訳システム 推進協議会負担金	外国人県民が安心して医療機関などを受診できるよう、医療通訳 者の派遣や電話通訳等を利用できる「あいち医療通訳システム」 の運用を行った。	3,415	化局	多文化共生 推進室
生活に対	外国人県民向け生活設計 の支援	外国人県民が日本で安定した生活を続けられるように、金融リテラシーや生活設計、社会保険制度等に関する知識や重要性を 伝えるための冊子を作成した。	4,000	化局	多文化共生 推進室
対する支援	男女共同参画推進事業費 (一部) DV防止啓発資材の配布 (Ⅲ-8③の再掲)	DVの防止の啓発や相談窓口の情報提供を行うため、DV防止 啓発資料を配布した。	1	化局	男女共同参画推進課
	ドメスティック・バイオレンス 対策費 (一部) 女性相談センターでの通 訳雇上げ	女性相談センターにおいて一時保護された外国人との面談に対応するため、通訳を雇い上げた。	559		児童家庭課
	高齢者等居住安定推進事 業費(Ⅲ-8④の再掲)	高齢者等(子育てをする者、外国人、DV被害者を含む)の入居 を拒まない賃貸住宅の登録、及びサービス付き高齢者向け住宅 を登録し、その情報を高齢者等に提供した。	-	建築局	住宅計画課
基本的旅	亜策9 女性に対す	るあらゆる暴力の根絶			
具体的な取 組の方向	施策名	施策の内容	2019年度当初 予算額(千円)	局	課室
進の①ロストラスの広報・啓解	男女共同参画推進事業費 (一部) DV防止啓発資材の配布 (Ⅲ-8③の再掲)	DVの防止の啓発や相談窓口の情報提供を行うため、DV防止 啓発資料を配布した。	-	化局	男女共同参画推進課
音解 発の のた 推め	ドメスティック・バイオレンス 対策費 (一部) DV理解の出前講座の実 施	市町村、大学、高校等が開催する研修会等へ講師を派遣した。 ・派遣回数29回	568		
	女性相談センター管理運 営事業費 相談センター費	女性の家庭問題や対人関係など、各般にわたる諸問題の相談を 行うとともに、必要に応じて問題解決のための調査、医学的、心 理学的及び職能的判定並びに指導を行い、女性の転落防止と 配偶者からの暴力被害者へ必要な助言を行った。また、必要に	41,596 2,174	福祉局	児童家庭課
	一時保護所費	応じて一時保護を行った。 さらに、女性相談センター及び駐在室(県福祉相談センター内) に相談員を配置し、要保護女子の発見、転落の未然防止及び保	39,422		
2	相談員費(Ⅲ-8③の再 掲)	護更生を図るとともに、DV被害女性等の相談を行った。	-	福祉局	児童家庭課
D V 被	婦人保護措置費支弁金	DV被害女性等を婦人保護施設に保護し、必要な生活指導・職業指導等を行い、自立支援を図った。	158,191		
害者	ドメスティック・バイオレンス		1 044	福祉局	児童家庭課
害者支援体制の充	対策費 (一部)		1,944		
	専門相談の実施	配偶者からの暴力防止と被害者の自立を支援するため、次の事業を実施した。	1,779		
制 の 充	専門相談の実施 DV被害者保護支援ネットワーク会議の開催 女性相談センターでの通 訳雇上げ(III-8⑥の再				
制 の	専門相談の実施 DV被害者保護支援ネットワーク会議の開催 女性相談センターでの通	業を実施した。 ○ 弁護士によるDV専門電話相談・法律相談の実施 ○ DV被害者保護支援ネットワーク会議の開催	1,779		住宅計画課
制 の 充	専門相談の実施 DV被害者保護支援ネットワーク会議の開催 女性相談センターでの通 訳雇上げ(III-8⑥の再 掲) 高齢者等居住安定推進事	業を実施した。 ○ 弁護士によるDV専門電話相談・法律相談の実施 ○ DV被害者保護支援ネットワーク会議の開催 ○ 通訳の雇上げ 高齢者等(子育でをする者、外国人、DV被害者を含む)の入居を拒まない賃貸住宅の登録、及びサービス付き高齢者向け住宅	1,779		住宅計画課 県営住宅管 理室 人身安全対

具体的な取 組の方向	施策名	施策の内容	2019年度当初 予算額(千円)	局	課室
	非行防止対策事業費(一部) 青少年保護育成条例の 効果的運用及び地域に おける有害環境浄化運 動	青少年に対する性的な行為に関する規制や有害な図書類の販売等に関する規制、また青少年が使用する携帯電話・スマートフォンへのフィルタリングの普及を図るなど、青少年保護育成条例について広く県民に周知した。また、同条例に基づき、いわゆる「JKビジネス」と呼ばれる営業形態を「有害役務営業」と定義し、その「有害役務営業」を営む者等に対する規制とともに、青少年が「JKビジネス」に従事することの危険性について周知啓発を図った。さらに、青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動(夏期、冬期)において、全県をあげて非行・被害防止活動に取り組むとともに、啓発活動等の実施により、有害環境浄化運動に努めた。	1	化局	社会活動推進課
	インターネット適正利用促 進事業費	インターネットを介した犯罪やトラブルから青少年を守るため、インターネットの危険性やフィルタリングの必要性を周知するとともに、保護者が子どもに守らせる「家庭のルール」づくり等の具体的な行動に踏み込めるよう支援する出張講座を開催した。	19,197	化局	社会活動推 進課
③ 性 犯 罪、	性犯罪被害者対応拠点事 業費	性犯罪被害者のために、病院内に常駐する支援員による被害相談や、医師による診察、カウンセリング等を1か所で済ませ、被害者の負担を軽減する対応を行った。	4,210	警察本部	住民サービス課
	警察加入電話の回線料(一部)			警察本 部	
売 買 春、	性犯罪被害110番 (#8103)の運用	性犯罪捜査室に設置している「性犯罪被害110番」(#8103)により、捜査員が性犯罪等に関する相談に対応した。	-		捜査第一課
人身	ハートフルラインの運用	被害者の心身の不調等に関する相談及びカウンセリングを実施した。			住民サービス課
取引	ストーカー110番の運用	ストーカー被害で困っている人等からの相談に対応した。			人身安全対 策課
ストー	ふれあいコールの運用	女性が被害者となる列車内における痴漢被害相談窓口として、「ふれあいコール」を設置、主として女性警察官が対応した。 ・相談件数146件(うち痴漢被害相談127件)	1	警察本部	鉄道警察隊
- カー 行為など	子供女性安全確保総合対策	子供と女性が性犯罪等の被害者とならないよう、安全対策を推進するとともに、性犯罪等の前兆とみられる声かけ、つきまとい等の行為者を特定し、検挙・指導・警告を行うなど、被害の拡大、未然防止活動を推進した。 ・先制・予防的活動による検挙490件、指導・警告998件	3,072	部	生活安全総 務課 生活安全特 別捜査隊
<u>〜</u>	犯罪被害者支援要員制度 の運用	女性の被害者に対しては、女性の犯罪被害者支援要員を当てる など、被害者のニーズに応じた支援活動を実施した。	-	部	住民サービ ス課
対策の推進	愛知県被害者支援連絡協 議会等の運営	○ 愛知県被害者支援連絡協議会の運営 「総合的な被害者支援」の考え方に基づき、警察が事務局を担う 同協議会において、自治体、関係機関及び団体等が協働し、情報交換や広報啓発活動を推進した。 ○ 被害者支援活動推進検討会の開催 愛知県被害者支援連絡協議会の下部組織である被害者支援活動推進検討会においては、実務担当者を集めた事例検討会や勉強会を開催し、被害者支援への理解を深めた。 ○ 「被害者支援拡充のための新たな体制の構築〜会員相互のガイドライン〜」に基づく総合的な被害者支援を実施した。	57	部	住民サービス課
	DV ・ストーカー総合対策 (Ⅲ-9②の再掲)	ストーカー事案の特性を踏まえ、被害者の意向を尊重し、刑事手 続き、防犯指導、援助等を行った。	-	警察本 部	人身安全対 策課
	性犯罪被害者に対する経 済的支援	被害者に対する医師の診断検査料を公的に負担する制度を適 正に運用し、一層きめ細かな被害者支援を推進した。	2,315		住民サービ ス課 捜査第一課
	性犯罪被害者に対する経 済的支援	被害者に対する人工妊娠中絶費用の一部を公的に負担した制度を適正に運用し、一層きめ細かな被害者支援を推進した。	132	警察本 部	住民サービ ス課
	被害児童対策支援	児童買春、児童ポルノ等の被害に遭った児童等を立ち直らせる ための支援に必要なカウンセリング、性病検査等を推進した。	865	警察本 部	少年課
ラスメントへ が推進	県職員のセクシュアル・ハラ スメント等の防止対策の推 進(Ⅱ-6③の再掲)	「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱」及び「妊娠・ 出産・育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する要 綱」を庁内LANに載せ、すべての職員へ"セクシュアル・ハラスメ ント等をしない"という意識を促すとともに、各種研修などの機会を 利用して、職員への注意喚起、指導及び相談窓口の案内を行っ た。	-		人事課
近 のル 対・ 策ハ	ワーク・ライフ・バランス普及 推進費 (II-5④の再掲)	企業経営者や働く人へワーク・ライフ・バランスの重要性を訴え、 推進するための普及啓発資料を作成した。 ○ 啓発資料の作成・配布	-	労働局	労働福祉課

具体的な取 組の方向	施策名	施策の内容	2019年度当初 予算額(千円)	局	課室
10	教職員のセクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進(Ⅱ −6③の再掲)	4月に実施した初任者研修、新規採用実習助手・寄宿舎指導員研修、臨時教員等研修、また7月に実施した10年経験者研修において、「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱」及び「妊娠、出産、育児又は介護に関したハラスメントの防止等に関する要綱」の趣旨を徹底し、ハラスメントの防止に努めるとともに、相談窓口について周知を図った。さらに、5月と6月に開催した、管理職員パワーアップ講座(校長・教頭・部主事)においても、セクハラ・パワハラ防止の周知を行い、校内外のあらゆる機会を捉えて、セクハラ・パワハラ防止を含めた不祥事防止の徹底を図るよう、研修を行った。管理職に対しては、教職員を指導する立場にある自覚を持ち、パワハラ・セクハラをはじめとした、ハラスメントに対した意識を高めるよう、研修や会議、通知等で周知し、パワハラ・セクハラ防止の徹底を図った。	1	教育委	教職員課
への対策の		ハラスメント防止対策要綱を定め、各種ハラスメントの定義、監督者と職員の責務等を明らかにするとともに、各所属にハラスメント所属相談窓口を、警察本部にハラスメント本部相談窓口をそれぞれ設置し、ハラスメントの防止及び排除に向けた対策を推進した。		警察本部	警務課

其本的物	┗ 毎策10 生涯を通	た。 じた健康づくりの支援			
具体的な取	也來「U 生涯で地 施策名	施策の内容	2019年度当初	局	課室
組の方向	あいち健康の森健康科学 総合センター費(管理運営 委託費)	一人ひとりの健康度を総合的に評価し、各個人に適した健康づくり処方を提供するとともに、健康づくりの実践指導を行う。また、健康づくりの実践活動が、より幅広く行われるよう指導者や地域リーダー等を養成した。 ○ 健康度評価事業の実施 ○ 健康づくり教室の開催 ○ 健康づくりリーダーの養成	予算額(千円) 946,758	保健医 療局	健康対策課
① 性 *	健康教育活動推進事業費	保健衛生に関する知識普及や、健康づくりに関する教育講座を行うことにより、県民の健康生活の充実を図った。 ○健康教育講座の開催(22回) ○健康情報ポータルサイト「あいち健康ナビ」の管理・運営((公社)愛知県医師会に委託)	14,749	保健医療局	健康対策課
①性差を踏まえた健	健康教育活動費	保健衛生に関する知識の普及や啓発活動を行った。 保健所における健康教育活動の実施 地域における健康増進に関する意欲を高め、自主的な保健衛生活動を促進するため、12保健所において教育活動を実施した。 研究発表会の開催 等	1,810	療局	健康対策課
健 康 づ く	地域健康づくり指導事業費補助金	(公社)愛知県医師会が地域において実施する健康づくりに関する講習会、研修会、相談活動や健康教育資料の作成等に対して助成し、県民の健康づくりの推進を図った。	1,910	療局	10,40,40,10,810
いりの支援	栄養改善指導費	住民の健康の保持増進を図るため、生涯を通じたライフスタイルに沿った、一貫した栄養指導を展開した。 広域的または専門的栄養指導 地域保健栄養体制の整備 管内栄養士の栄養技術の向上 特定給食施設への指導 食生活改善推進員への研修	4,997	保健医療局	健康対策課
	女性健康支援事業費	変化の多い女性のライフサイクルの各段階において、女性がその健康状態に応じ的確に自己管理を行うことができるよう健康教育、健康相談を行うとともに、相談員の資質向上のための研修会を開催した。((公社)愛知県助産師会に委託) 電話相談	1,656	保健医療局	健康対策課
	女性の健康相談事業	○ 健康教室の開催○ 相談員研修会の開催			
推策②性感染症	感染症対策費(感染症予防指導者セミナー、保健所エイズ教室)	性感染症の予防を図るため、地域における指導者育成を目的と したセミナーを行った。また、保健所において、エイズ相談やエイ ズ検査を行うとともに、エイズや性感染症に関する講習会を地域 の実情に応じて開催した。	202	対策局	課
育症の対	学校保健総合支援事業	正しい知識を啓発し、思春期の子どもたちが抱える興味関心、不安などを医学的根拠に基づき、対応できるように実施した。	_	員会	保健体育課
③安心・安全のの	母子保健推進費	母性並びに乳幼児の健康の保持増進を図るため、母子保健に関する知識の普及啓発、市町村が実施する母子保健事業の推進のための事業を実施した。	3,341	療局	健康対策課
支 援 援 ・ 出	子育で世代包括支援セン ター設置推進費	妊娠期から子育て期にわたる様々な相談に対応するワンストップ拠点である「子育て世代包括支援センター」の市町村における設置が促進されるよう支援した。 ○ 連携促進会議の開催 ○ 研修会の開催 等	1,046	療局	健康対策課

具体的な取 組の方向	施策名	施策の内容	2019年度当初 予算額(千円)	局	課室
娠・出産への支援 ③安心・安全な妊	周産期医療対策費	妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する、総合的な周産期医療体制を整備し、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりの推進を図った。 県内の周産期医療施設が参加する周産期医療協議会を設置・運営し、主に、県内の周産期医療施設のネットワーク化による医療提供、県内の周産期医療従事者に対する研修等の実施及び調査・研究を行った。また、ハイリスク分娩等に対応する周産期母子医療センターの運営費や分娩取扱施設の整備に対し助成した。	535,553	保健医療局	医務課
④ 不妊治	特定不妊治療費助成事業 費	不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精の特定不妊治療は1回の治療費が高額であり、その経済的負担が重いことから、負担軽減を図るため費用の一部を助成した。	923,069	保健医療局	健康対策課
痻	一般不妊治療費助成事業 費補助金	人工授精に係る治療費について、市町村が助成金の交付を行った場合の経費を補助した。	43,609	療局	健康対策課
対策の推進	不妊専門相談事業費	不妊・不育に悩む男女を対象に専門のスタッフ(医師、カウンセラー等)により、相談者の精神的負担の軽減を図ることを目的とした相談(面接・電話・Eメール)を行った。(国立大学法人名古屋大学に委託) ○ 不妊・不育専門相談 ○ 公開講座の開催	4,707	保健医療局	健康対策課
啓検ん ・ 発診 ・ 乳が が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の の の の の の の の の の の の の	女性特有のがん対策事業	女性特有である子宮頸がんと乳がんについて、大学やPTA等の 団体と連携し、がんの予防やがん検診による早期発見を目的とし た効果的な取組を進めた。 〇 出前講座の実施 〇 啓発資材の配布 等	256	療局	健康対策課
6	相談体制強化事業(一部)	心の悩みに関した年中無休(時間:9時~16時30分)の電話相談	9,780	保健医 療局	こころの健康 推進室
メン	あいちこころほっとライン 365事業	「あいちこころほっとライン365」を実施した。また、保健所において、うつ等の心の問題を抱える県民への家庭訪問や、精神保健	7,707		
タル	メンタルヘルス訪問事業 Eメール相談事業	福祉センターにおいて、電話や面接での相談を利用しにくい県 民に対してEメールによる相談を実施した。	2,049		
ヘルス相談(あいち自殺対策推進センター事業(一部) メンタルヘルス専門医相談	保健所において、精神科医師による相談を実施した。 精神保健福祉センターにおいて、精神科医師の助言を受け、職 員が相談を実施した。	1,683	保健医療局	こころの健康推進室
の充実	職場のメンタルヘルス対策 企業等アドバイザー派遣事 業	企業等の職場におけるメンタルヘルス対策を支援するため、メンタルヘルスのアドバイザー(産業医や学識経験者等)を企業等に派遣した。(派遣回数:15回)	640	労働局	労働福祉課

計画の推進

計画の推		本 忠			
(1) 具体的な取 組の方向	推進体制の整備・ _{施策名}	允美 施策の内容	2019年度当初 予算額(千円)	局	課室
①県における推進体制	職員研修の実施	男女共同参画の意義と必要性を理解し、各種施策に男女共同参画の視点を取り入れるため職員研修を実施した。 ・実施研修 新規採用職員研修、中堅職員キャリアマネジメント研修、主査級キャリアマネジメント研修、課長補佐級キャリアマネジメント研修、課長級トップセミナー、部長級トップセミナー		人事局	人事課
	男女共同参画行政推進会議の開催	男女共同参画に関する施策を総合的・効果的に推進するため、 知事を議長とする男女共同参画行政推進会議及び推進会議幹 事会を開催した。 ・推進会議1回、幹事会1回	-	県民文 化局	男女共同参画推進課
	男女共同参画推進事業費 (一部) 男女共同参画審議会の 開催	愛知県男女共同参画推進条例第19条に基づき、男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議する男女共同参画審議会を開催した。 ・開催日2020.2.5(水)		県民文 化局	男女共同参画推進課
	県が実施する施策に対す る申出制度の運営	愛知県男女共同参画推進条例第16条に基づき、県が実施する 男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画に影響を 及ぼすと認められる施策について申出があったときは、男女共同 参画審議会に報告するとともに、適切な処理に努めている。 ・2019年度申出件数0件		県民文 化局	男女共同参画推進課
	幼・小・中教職員研修費 (一部)(I-2⑥の再掲)	「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」で示してある人権の個別課題の「女性」問題に目を向け、教職員に対し、男女の性的役割分担意識を見直し、男女でなく一個人として接することや、D		教育委員会	義務教育課
	教職員研修	V、セクハラなどの根絶を目指すなど、男女共同参画社会実現に 向けての取組について研修を実施した。			
	幼・小・中初任者研修事業 費(一部)(I−2⑥の再 掲)	「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」で示してある人権の個別課題の「女性」問題に目を向け、初任者に対し、男女の性的役割分担意識を見直し、男女でなく、関人共同も悪なる実現と		教育委員会	義務教育課
	教職員研修	V、セクハラなどの根絶を目指すなど、男女共同参画社会実現に 向けての取組について研修を実施した。			

具体的な取 組の方向	施策名	施策の内容	2019年度当初 予算額(千円)	局	課室
	高等学校教職員研修費 (一部) (I-2⑥の再掲) 教職員研修	教職員に男女共同参画社会を正しく理解させるため、職員研修を実施した。	_	教育委 員会	高等学校教 育課
① 県 に お	高等学校初任者研修事業 費(一部) (I-2⑥の再 掲) 教職員研修	教職員に男女共同参画社会を正しく理解させるため、職員研修 を実施した。	_	教育委員会	高等学校教育課
ける推進体	特別支援学校教職員研修 費(一部)(I-2⑥の再 掲)	教職員に男女共同参画社会を正しく理解させるため、職員研修 を実施した。	-	教育委員会	特別支援教 育課
体 制 	教職員研修 特別支援学校初任者研修 事業費(一部)(I-2⑥の 再掲)	教職員に男女共同参画社会を正しく理解させるため、職員研修 を実施した。	_	教育委員会	特別支援教育課
	教職員研修				
② 市	市町村男女共同参画推進 資料の作成	男女共同参画社会の推進や計画の策定の参考となるような法令・条例等をとりまとめたものをWebページで公開することにより、市町村における男女共同参画計画の策定をより一層促進するとともに、県内各地域における男女共同参画社会に向けて意識の高揚を図った。	-	県民文 化局	男女共同参画推進課
甲町村推進体	市町村の男女共同参画施 策に関する調査	市町村における男女共同参画施策関係の組織、事業等の実態を把握し、今後の県の男女共同参画施策推進の基礎資料とするとともに市町村相互の参考資料として活用するため、市町村の男女共同参画施策に関する調査を行った。	-	県民文 化局	男女共同参画推進課
体制への支援	市町村男女共同参画推進 担当課長会議の開催	県と市町村が相互に連携して男女共同参画施策の推進を図るため、県民事務所等の管内別に市町村男女共同参画推進担当課 長会議を開催した。 ・2019年5月 6回	-	県民文 化局	男女共同参画推進課
援	男女共同参画推進事業費 (一部) 市町村男女共同参画行 政担当者研修会の開催	市町村の男女共同参画行政担当者を対象に、県における男女 共同参画の現状と施策及び内外の動向等について情報提供す る研修会を開催した。 ○ 担当者研修会 開催日2019.5.28(火)	19	県民文 化局	男女共同参 画推進課
③ 大 学、	あいち男女共同参画社会 推進・産学官連携フォーラ ムの運営	県内の産学官が連携する「フォーラム」に参加し、情報交換等を 実施している。(フォーラム会員:名古屋大学(事務局)、愛知県、 名古屋市、愛知県経営者協会)	-	県民文 化局	男女共同参 画推進課
企 業、	民間非営利活動推進費· 企画推進費	特定非営利活動促進法に基づく法人格付与の認証事務の適正な運用、実施を図った。 ・認証法人数44件	636	ル島	社会活動推 進課
N	民間非営利活動推進費· 県民NPO協働推進費			県民文 化局	社会活動推 進課
P O、 推地	NPOとの協働促進、NP O活動の普及・推進	あいち協働ルールブック2004の推進をはじめ、NPOと行政との 協働促進及びNPO活動の普及・推進を図った。 ・意見交換会2回、マネジメント研修会参加者延べ361人	675		
進域団	民間非営利活動推進費· 協働連携促進事業費	今後多様化する行政ニーズに対応するため、行政だけではなく、 NPOや高校など多様な主体と連携するための取組を実施した。	3,450	県民文 化局	社会活動推 進課
体等との連携・協働の	寄附教育あいちモデル策 定事業の実施	次代を担う若者の寄附意識や社会参画・貢献意識の醸成に向け、寄附を通じた社会貢献活動を考える特別授業「寄附のゼミナール」等を行った。 県立高校2校 私立高校1校 中学校1校、参加NPO12団体	1,700		
	社会的インパクト評価実践事業の実施	行政・NPOを始めとする多様な主体による連携・協働を促進するため、NPO資金調達力の向上や組織基盤強化を図る取組を行った。 ・NPO資金獲得相談会参加者延べ131人	1,750		
174	 女性の活躍促進事業費(一	・休眠預金キックオフミーティング 参加者35人		県民文	男女共同参
躍の促進 のほお	部) あいち女性の活躍促進 会議開催費	女性の活躍が経営戦略であるとした企業等トップの意識改革に向けた気運の醸成を図ることを目的として、あいち女性の活躍促進会議を開催した。 ・開催日2019.9.4(水)	295	化局	画推進課

(2)	ウィルあいちを拠	点とする推進			
具体的な取 組の方向	施策名	施策の内容	2019年度当初 予算額(千円)	局	課室
関①す男	女性総合センター管理運 営委託費(一部)	県の男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点施設である 愛知県女性総合センター(ウィルあいち)の管理運営を行った。	127,412	県民文 化局	男女共同参 画推進課
の普及を共同参	女性総合センター施設設 備整備費	県の男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点施設である 愛知県女性総合センター(ウィルあいち)の施設設備整備を行っ た。	93,298	県民文 化局	男女共同参 画推進課
意画識に	あいち男女共同参画財団 補助金(一部)	男女共同参画の推進のための事業展開を行っている(公財)あいち男女共同参画財団の運営に対して補助した。	56,736	県民文 化局	男女共同参 画推進課

具体的な取 組の方向	施策名	施策の内容	2019年度当初 予算額(千円)	局	課室
	あいち男女共同参画財団 補助金(一部)			県民文 化局	男女共同参 画推進課
①男女共同	あいち国際女性映画祭 の開催 (I-1①の再掲)	男女共同参画意識の普及を図るため、世界で活躍する女性映画 監督等を招き、女性の生き方や社会参加、女性と男性の相互理 解などをテーマとした作品の上映等を行った。 ・開催日2019.9.4(火)~9.8(日) 参加者11,497人(共催会場分含む)	-		
	男女共同参画セミナーの 開催(I-1⑤の再掲)	男女共同参画社会の実現に向けた課題の解決や新たな活動へのチャレンジ、多様な働き方を可能にする環境づくり、男女共同参画により地域の課題に取り組む人材の養成などに役立つ講座を開催した。 ・全10講座(公開講座2回含む)参加者785人		県民文 化局	男女共同参画推進課
参 画 に 関	サテライトセミナーの開催 (I-1⑤の再掲)	遠隔地等でウィルあいちまで来ることが難しい地域に出かけていき、地元市町村等と共催でセミナーを開催し、県内全域における男女共同参画社会の実現に向けて啓発を行った。 ・13市町 参加者1,024人	-		
す る 知 識	男女共同参画広報誌の 発行(I-1②の再掲)	男女共同参画に関する普及・啓発記事や男女共同参画を推進する事業の案内などを掲載した広報誌を発行した。 ・2019.7月、2020.1月 各9,000部			
意識	女性総合センター管理運 営事業費(一部)			県民文 化局	男女共同参 画推進課
識 の 普 及	ウィルあいちWebページ を通じた情報提供事業 (I-12の再掲)	男女共同参画に関する各種情報の収集を行うとともに、ウィルあいちWebページなどを通じ、団体・グループ情報、イベントの案内など各種情報の提供を行った。			
	ウィルあいち情報ライブラ リーの運営 (I -1②の再 掲)	○ 図書、行政資料、視聴覚資料などの収集と提供 男女共同参画の推進や、女性の生き方を考えるための図書・行 政資料・視聴覚資料などの収集・提供を行った。 ○ 情報ライブラリーフェスタ 男女共同参画社会の実現や、女性に関わる様々な問題の対応 に役立つ情報発信のための展示を年2回実施した。 ○ パネル展示 「DV」及び「人権」のパネルと関連図書を年2回展示した。	_		
②相談体制の充実	女性相談センター管理運営事業費(Ⅲ-9②の再掲) 相談センター費 一時保護所費 相談員費(Ⅲ-8③の再掲)	女性の家庭問題や対人関係など、各般にわたる諸問題の相談を 行うとともに、必要に応じて問題解決のための調査、医学的、心 理学的及び職能的判定並びに指導を行い、女性の転落防止と 配偶者からの暴力被害者へ必要な助言を行った。また、必要に 応じて一時保護を行った。 さらに、女性相談センター及び駐在室(県福祉相談センター内) に相談員を配置し、要保護女子の発見、転落の未然防止及び保 護更生を図るとともに、DV被害女性等の相談を行った。	_	福祉局	児童家庭課
	あいち男女共同参画財団 補助金(一部)			県民文 化局	男女共同参 画推進課
③多様な主体との連携・協働・ネットワー	協働推進事業(II-3⑤ の再掲)	○ ウィルあいちフェスタ 男女共同参画社会の実現に資する講演やシンポジウムなど、参加団体が自ら企画したイベントを公募し、活動の発表の場を提供した。 ・開催日2020.1.25(土)参加者853人 ○ 協働事業 女性団体、大学、企業等と協働して男女共同参画に関する事業を行い、連携の強化を図った。			ET TILL
	男女共同参画人材育成 事業(II-3④の再掲)	○ 男女共同参画人材育成セミナー 政策・方針決定の場への女性の登用を積極的に推進するため、とりわけ県内市町村において審議会等に登用できる人材の育成を目的として、市町村からの推薦者を対象にセミナーを実施した。 ・実施回数:年1回(7日間) 修了者21人 ○ フォローアップセミナー 過去の人材育成事業受講者で構成する地域実践活動グループの自主的で地域に根ざした活動の一層の推進を図るため、セミナーを開催した。 ・開催日2020.2.26(水) 参加者13人			
クづくり	あいち女性連携フォーラム の運営(Ⅱ-3⑤の再掲)	県内女性団体の相互交流や女性の活躍に向けた気運醸成を図るため、女性団体が行うイベントの情報共有や、取組の情報交換等を実施した。(事務局:(公財)あいち男女共同参画財団、会員:15団体)	-	県民文 化局	男女共同参 画推進課

4 「あいち男女共同参画プラン2020」に掲載している数値目標及びその現況値

体系		現況			
番号	項目名	年度	目標 数値	年度	
I -1	固定的性別役割分担意識に反対する(「どちら かといえば反対」を含む)人の割合	2020	50%	2019	50.6%
	ウィルあいち情報ライブラリーの利用者数	2020	126,000人	2019	143, 477人
I -1	社会通念・慣習・しきたりなどにおいて、男女 平等であると感じる人の割合	2020	20%	2019	9. 5%
I -2	県立高等学校におけるインターンシップ等に参 加した生徒数	2020	18,000人	2019	20,257人
II -3	県の審議会等に占める女性委員の割合 (翌年度4月1日現在)	2020	40%	2019	40. 06% (2020. 4. 1)
П-3	県職員の管理職に占める女性の割合 (当該年度4月1日現在)	2020	10%	2019	10. 67% (2019. 4. 1)
П-3	教員の管理職に占める女性の割合 (当該年度 5 月 1 日現在)	2020	17%	2019	20. 2% (2019. 5. 1)
П-3	警察官に占める女性警察官の割合 (翌年度4月1日現在)	2020	10%	2019	10. 2% (2020. 4. 1)
II -3	消防吏員に占める女性の割合 (翌年度4月1日現在)	2020	2.7%	2018	2. 2% (2019. 4. 1)
П-3	市町村の審議会等に占める女性委員の割合 (翌年度4月1日現在)	2020	30%	2019	27.8% (2020.4.1)
II -3	管理的職業従事者に占める女性の割合	2020	20%	2017	13. 5%
II -3	女性の活躍促進宣言企業数	2020	2,000社	2019	1,518社
II -3	「あいち女性輝きカンパニー」認証企業数	2020	800社	2019	629社
II -4	自治会長に占める女性の割合	2020	10%	2019	6. 1%
II -4	消防団員に占める女性の割合 (翌年度4月1日現在)	2020	3. 75%	2019	4. 10% (2020. 4. 1)
П−4	「家族のルール」の作成数 (家族経営協定締結数)	2020	1,500戸	2019	1,671戸
П-4	経営に参画している若手女性農業者数	2020	200人	2019	179人
П-4	農業委員に占める女性の割合	2020	15%	2019	16.6%
II -5	年次有給休暇取得日数	2020	10日	2019	9.6日
II -5	労働時間の短縮に向けた取組を実施している企 業の割合	2020	55%	2019	60. 90%

体系	-7-0-5		目標	現況		
番号	項目名	年度	数值	年度	数値	
II -5	ファミリー・フレンドリー企業の登録数	2020	60社増加/ 年度(新規登録)	2019	187社増加/ 年度(新規登錄)	
II -5	6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時 間	2020	100分	2016	83分	
II -5	県男性職員の育児休業取得率	2019	15%	2019	29. 2%	
П-6	女性(25~44歳)の労働力率	2020	73. 1%	2018 平均	74. 7%	
II -6	保育所待機児童数	2020	解消	2019	258人	
Ⅱ-6	放課後児童クラブ待機児童数	2020	解消	2019	863人	
Ⅱ-6	放課後児童クラブの登録児童数	2020	56, 426人	2019	60,234人	
II -6	病児・病後児保育の実施箇所数	2019	86か所	2019	96か所	
П-6	延長保育の実施箇所数	2019	990か所	2019	1,127か所	
Ⅱ-6	休日保育の実施箇所数	2019	59か所	2019	62か所	
II -7	あいち子育て女性再就職サポートセンターの相 談等件数	2020	600件/ 年度	2019	687件/ 年度	
II -7	モノづくり現場で働く女性のロールモデルを発 掘、紹介	2020	100人	2018	95人	
III -8	母子・父子自立支援プログラムを策定する市の 数	2019	全市	2019	15市	
III -8	地域包括支援センター設置数	2020	242か所	2019	229か所	
Ⅲ −9	配偶者や恋人など親密な関係の人から受ける暴力を いわゆるDVと呼ぶことを知っている人の割合	2020	100%	2019	91.0%	
Ⅲ -9	DVに関する相談窓口の認知度	2020	80%	2019	57. 3%	
Ⅲ −10	健康寿命	2022	男性75年以上 女性80年以上	2016	男性73.06年 女性76.32年	
Ⅲ −10	女性のがんの年齢調整死亡率	2023	56. 5	2019	54. 9	
Ш-10	子宮頸がん検診受診率	2023	50%	2019	17. 7%	
Ш-10	乳がん検診受診率	2023	50%	2019	16.8%	

5 県審議会等(法	קינ <u>ו</u>				·の女性の登用状況 	I	4 5		4月1日現在		
審議会等名称	m W		iの状況	<u>-</u>			宝宝			o状況 	
EMA (III)	男性 (人)	女性 (人)	計 (人)	女性登用 率(%)	HIMA (1 II)	男性 (人)	女性 (人)	計 (人)	女性登用 率(%)		
政策企画局(1機関)					経済産業局(1機関)	•					
表彰審査委員会	4	3	7	42. 9	大規模小売店舗立地審議会	7	5	12	41.		
(小計)	4	3	7	42.9%	(小計)	7	5	12	41. 79		
総務局(3機関)	-				労働局(2機関)						
公益認定等審議会	3	2	5	40.0	障害者雇用審議会	6	7	13	53.		
行政不服審査会	3	3	6	50.0	職業能力開発審議会	9	5	14	35.		
固定資産評価審議会	6	4	10	40.0	(小計)	15	12	27	44. 49		
(小計)	12	9	21	42.9%	農業水産局(2機関)						
人事局(3機関)				·	卸売市場審議会	6	4	10	40.0		
特別職報酬等審議会	6	4	10	40. 0	食育推進会議	15	14	29	48.		
公務災害補償等認定委員会	3	2	5		(小計)	21	18	39	46. 20		
公務災害補償等審査会	2	1	3		農林基盤局(1機関)		10		10.2		
(小計)	11	7	18		森林審議会	9	6	15	40.		
防災安全局(1機関)			10	00.070	(小計)	9	6	15	40. 00		
救急搬送対策協議会	20	10	30	33 3	建設局(1機関)	, v	, i	10	10.07		
(小計)	20	10	30		事業認定審議会	3	4	7	57.		
県民文化局(10機関)	20	10	00	00.0/0	(小計)	3	4	7	57. 19		
情報公開審査会	3	4	7	57 1	都市整備局(5機関)		Т	•	01.17		
個人情報保護審議会	4	3	7		国土利用計画審議会	11	6	17	35. 3		
消費生活審議会	11	9	20		土地利用審査会	4	3	7	42.9		
青少年保護育成審議会	12	8	20		都市計画審議会	12	7	19	36.8		
公立大学法人評価委員会	2	3	20 5		建設工事紛争審査会	9	6	15	40. (
公立人子伝人計画安貞云いじめ問題調査委員会	3	2	5 5		屋外広告物審議会	7	5	12			
いしめ同趣調査安貞云 私立学校審議会	5 5	9			(小計)	43	27	70	38. 69		
学校法人等助成審議会			14		建築局(3機関)	43	41	70	30.07		
男女共同参画審議会	10	8 12	18		建築審査会	I 41	0	7	42. 9		
	8		20			4	3				
文化財保護審議会	12	8	20		開発審査会	4	3	7	42. 9		
(小計)	70	66	136	48.5%	建築士審査会	4	3	7	42. 9		
環境局(4機関)	0.0	10	0.0	00.0	(小計)	12	9	21	42. 99		
環境審議会	20	10	30		スポーツ局 (1機関)	10	-	10	0.0		
公害審査会	9	6	15		スポーツ推進審議会	12	7	19	36.8		
公害健康被害認定審査会	8	6	14		(小計)	12	7	19	36.89		
環境影響評価審査会	14		27		教育委員会(4機関)	T	_1	1			
(小計)	51	35	86	40. 7%	生涯学習審議会	11	8	19	42.		
福祉局(6機関)	ı				産業教育審議会	12	8	20	40.0		
介護保険審査会	29	16	45		いじめ問題対策委員会	1	4	5	80. (
障害者施策審議会	11	9	20		教科用図書選定審議会	11	9	20	45. (
障害者介護給付費等不服審査会	12	8	20		(小計)	35	29	64	45. 3%		
障害児通所給付費等不服審査会	12	8	20		総計 (61機関)	564	377	941	40.069		
障害者差別解消調整委員会	19	8	27	29. 6							
社会福祉審議会	21	9	30	30.0	※上記の審議会等については	t、委員	が行政	職員の	みで構成		
(小計)	104	58	162	35. 8%	されているものなど6機関に	ついて	余外し~	ていまっ	ナ。		
保健医療局(13機関)											
医療審議会	21	9	30	30							
小児慢性特定疾病審査会	11	4	15	26. 7							
地方精神保健福祉審議会	13	7	20	35. 0							
精神医療審査会	16	9	25	36. 0							
国口协庆 四 <u>协</u> 军兴劫举人	I _			l	Ī						

36.4

36. 0

40.0

37.5

33.3

60.0

18.8

33. 3

35. 3

34.8%

11

25

10

9

15

16

6

17

207

9

3

16

6 5

6

13

4

国民健康保険運営協議会

がん登録情報利用等審議会

感染症診査協議会

国民健康保険審査会

地域医療対策協議会

後期高齢者医療審査会

准看護師試験委員

薬事審議会

(小計)

指定難病審査会

第3編

市町村男女共同参画施策のあらまし

第3編

市町村男女共同参画施策のあらまし

市町村における男女共同参画行政の組織、事業等の実態を把握し、今後の県、市町村の男女共同参画行政推進の基礎資料とするとともに、市町村相互の参考資料として活用するため、1983 年度から毎年度調査 (2000 年度までは6月1日現在、2001 年度からは4月1日現在を調査基準日とする。)を実施しているが、2020 年4月の調査結果の概要は次のとおりである。

1 男女共同参画行政主管課室の設置状況

男女共同参画行政の担当窓口は全市町村に設置されているが、主管課室の名称に「男女共同参画・女性」を用いているのは、名古屋市(男女平等参画推進室)、岡崎市(男女共同参画課)、春日井市(男女共同参画課)、東海市(女性・子ども課)、大府市(青少年女性課)、知多市(若者女性支援室)の6市であり、専任職員が配置されているのは11市である。

また、担当窓口が市町村長部局に配置されているのが 50 市町村 (36 市 12 町 2 村) 、教育委員会に設置されているのが 4 市町 (2 市 2 町) である。 (別表 1 参照)

2 男女共同参画行政推進会議等の設置状況

男女共同参画施策を行う関係各課が連絡調整を図り、総合的な男女共同参画行政を推進させるための 内部的調整組織(会議)を設置している市町村は34市町(29市5町)である。

なお、1村(飛島村)が検討中である。(別表1参照)

3 男女共同参画に関する職員研修の実施状況

男女共同参画に関する職員研修を実施しているのは30市町(26市4町)である。

なお、5 市 2 町 1 村 (瀬戸市、常滑市、知多市、弥富市、長久手市、東郷町、幸田町、飛島村) が検討中である。 (別表 1 参照)

4 男女共同参画懇話会等の設置状況

男女共同参画問題の把握と男女共同参画行政のあり方について、民間有識者から意見を聴くための組織(会議)を設置している市町村は41市町(33市8町)である。

なお、1 市 1 村 (知多市、飛島村) が検討中である。 (別表 1 参照)

5 男女共同参画に関する条例の制定状況

男女共同参画に関する条例を制定しているのは19市町 (18市1町) で、制定率は35.19% (前年度18市町、33.33%) である。

なお、1町(幸田町)が検討中である。(別表1参照)

<条例制定状況>

市町村名	条例の名称	公布日	施行日
名古屋市	男女平等参画推進なごや条例	2002. 3.29	2002. 4. 1

市町村名	条例の名称	公布日	施行日
春日井市	春日井市男女共同参画推進条例	2003. 3.20	2003. 4. 1
小牧市	小牧市男女共同参画条例	2003. 3.28	2003. 4. 1
大府市	おおぶ男女共同参画推進条例	2003. 9.25	2003. 10. 1
豊橋市	豊橋市男女共同参画推進条例	2004. 3.31	2004. 4. 1
東海市	東海市男女共同参画推進条例	2004. 9.29	2004. 11. 1
岡崎市	岡崎市男女共同参画推進条例	2005. 3.29	2005. 4. 1
半田市	半田市男女共同参画推進条例	2005. 7.12	2005. 7.12
北名古屋市	北名古屋市男女共同参画推進条例	2006. 3.20	2006. 3.20
日進市	日進市男女平等推進条例	2007. 4. 1	2007. 10. 1
安城市	安城市男女共同参画推進条例	2008. 3.26	2008. 4. 1
豊川市	豊川市男女共同参画推進条例	2009. 3.23	2009. 4. 1
弥富市	弥富市男女共同参画推進条例	2009. 3.31	2009. 4. 1
長久手市	長久手市の男女共同参画を推進する条例	2009. 3.31	2009. 4. 1
東郷町	東郷町男女共同参画推進条例	2010. 12. 21	2011. 4. 1
あま市	あま市男女共同参画推進条例	2012. 3.23	2012. 4. 1
尾張旭市	尾張旭市男女共同参画推進条例	2013. 12. 20	2014. 4. 1
みよし市	みよし市男女共同参画推進条例	2015. 3.24	2015. 4. 1
刈谷市	刈谷市男女共同参画推進条例	2019. 9.30	2019. 10. 1

6 男女共同参画計画等の策定状況

個別の計画を策定しているのは 49 市町村(36 市 12 町 1 村)、策定率は 90.74%(前年度 49 市町村、90.74%) である。

<個別計画策定状況>

市町村名	計画の名称	策定年月	計画の期間
名古屋市	名古屋市男女平等参画基本計画 2020	2016. 3	2016. 4~2021. 3
豊橋市	豊橋市男女共同参画行動計画 「とよはしハーモニープラン 2018-2022」	2018. 3	2018. 4~2023. 3
岡崎市	ウィズプランおかざき 2020 〜第4次岡崎市男女共同参画基本計画〜	2016. 3	2016. 4~2021. 3
一宮市	第3次一宮市男女共同参画計画	2019. 3	2019. 4~2024. 3
瀬戸市	瀬戸市女性活躍推進計画・ 第3次瀬戸市男女共同参画プラン	2017. 3	2017. 4~2022. 3
半田市	第2次半田市男女共同参画推進計画 〜誰もが生きる喜びにみちたまちに〜【後期分】	2015. 3	2015. 4~2021. 3

市町村名	計画の名称	策定年月	計画の期間
春日井市	新かすがい男女共同参画プラン 2012-2021 (改定版)	2018. 3	2018. 4~2022. 3
豊川市	豊川市男女共同参画基本計画(改訂版)	2016. 3	2016. 4~2021. 3
津島市	津島市男女共同参画プラン(改訂版)	2016. 3	2016. 3~2021. 3
碧南市	第2次碧南市男女共同参画プラン	2014. 4	2014. 4~2023. 3
刈谷市	第2次刈谷市男女共同参画プラン【改定版】	2016. 3	2016. 4~2021. 3
豊田市	第 4 次とよた男女共同参画プラン (クローバープラン)	2020. 4	2020. 4~2025. 3
安城市	第4次安城市男女共同参画プラン	2018. 3	2018. 4~2024. 3
西尾市	第2次西尾市男女共同参画プラン改定版	2019. 3	2019. 4~2024. 3
蒲郡市	第2次蒲郡市男女共同参画プラン	2011.3	2011. 4~2021. 3
常滑市	第2次常滑市男女共同参画プラン	2011. 3	2011. 3~2021. 3
江南市	第2次こうなん男女共同参画プラン	2012. 3	2012. 4~2022. 3
小牧市	第3次小牧市男女共同参画基本計画ハーモニーⅢ	2015. 3	2015. 4~2022. 3
稲沢市	いなざわ男女共同参画プランⅡ	2007. 3	2007. 4~2021. 3
新城市	新城市パートナープラン 第2次新城市男女共同参画プラン	2020. 4	2020. 4~2032. 3
東海市	東海市男女共同参画プランⅢ	2016. 3	2016. 4~2026. 3
大府市	おおぶ男女共同参画プランV~エスポワールおおぶ	2016. 3	2016. 4~2021. 3
知多市	知多市男女共同参画行動計画 「知多市ウイズプランⅡ」	2011. 3	2011. 4~2021. 3
知立市	第3次知立市男女共同参画プラン	2019. 3	2019. 4~2028. 3
尾張旭市	第2次尾張旭市男女共同参画プラン中間見直し版	2020. 3	2020. 4~2025. 3
岩倉市	岩倉市男女共同参画基本計画改訂版 2017-2020	2017. 3	2017. 4~2021. 3
豊明市	第3次とよあけ男女共同参画プラン	2015. 3	2015. 4~2025. 3
日進市	第2次日進市男女平等推進プラン(中間見直し版)	2016. 3	2016. 4~2021. 3
田原市	田原市男女共同参画推進プランⅡ	2017. 3	2017. 4~2026. 3
愛西市	第3次愛西市男女共同参画プラン	2017. 3	2017. 4~2022. 3

市町村名	計画の名称	策定年月	計画の期間
清須市	清須市男女共同参画プラン(見直し版)	2013. 3	2013. 4~2022. 3
北名古屋市	第2次北名古屋市男女共同参画プラン	2018. 3	2018. 4~2028. 3
弥富市	弥富市男女共同参画プラン【改訂版】	2010.3	2010. 4~2021. 3
みよし市	みよし男女共同参画プランパートナー2019-2023	2019. 3	2019. 4~2024. 3
あま市	あま市男女共同参画プラン (改訂版)	2017.3	2017. 4~2022. 3
長久手市	第 3 次長久手市男女共同参画基本計画	2019. 3	2019. 4~2023. 3
東郷町	第2次東郷町男女共同参画プラン	2018. 3	2018. 4~2028. 3
豊山町	豊山町男女共同参画社会計画 第2次とよやまレインボープラン	2012. 3	2012. 4~2022. 3
大口町	第四次おおぐち男女共同参画プラン	2018. 4	2018. 4~2023. 3
扶桑町	第2次扶桑町男女共同参画プラン	2020. 3	2020. 4~2030. 3
蟹江町	蟹江町男女共同参画プラン	2017. 3	2017. 4~2022. 3
飛島村	飛島村男女共同参画推進プラン 2019-2028	2019. 3	2019. 4~2029. 3
阿久比町	第2次阿久比町男女共同参画プラン	2017. 3	2017. 4~2027. 3
東浦町	第 2 次東浦町男女共同参画プラン 中間見直し版 2016~2020	2016. 3	2016. 4~2021. 3
南知多町	第2次南知多町男女共同参画計画	2018. 3	2018. 4~2031. 3
美浜町	美浜町男女共同参画プラン	2013. 2	2013. 4~2023. 3
武豊町	第2次武豊町男女共同参画プラン	2011. 3	2011. 4~2021. 3
幸田町	第2次幸田町男女共同参画プラン	2019. 3	2019. 4~2024. 3
設楽町	第二次設楽町男女共同参画基本計画	2019. 3	2019. 4~2029. 3

個別計画の策定ではなく、総合計画での位置づけとしているのは4市町(2市2町)である。

7 女性関係団体連絡協議会等の設置状況

女性関係団体の相互の連絡調整を図るための組織(会議)を設置している市町村は15 市町(11 市 4 町)である。

なお、1市(豊明市)が検討中である。(別表1参照)

8 活動の拠点となる施設の状況

市町村における男女共同参画、女性のための総合的な施設は 9 施設ある。その他、女性労働者の福祉 施設等に加え、公民館などが集会施設として広く利用されている。

9 審議会等委員への女性の登用状況

法令・条例により設置されている市町村の審議会等委員への女性の登用率は、2020 年 4 月 1 日現在で 27.75% (前年度 27.69%) である。

また、女性が登用されているのは、1,659 機関のうち 1,461 機関であり、全体の 88.07%を占めている。 (別表2参照)

10 行政委員会委員への女性の登用状況

法令・条例により設置されている市町村の行政委員会委員への女性の登用率は、2020 年 4 月 1 日現在で 18.03% (前年度 17.77%) である。

また、女性が登用されている機関数は 305 機関のうち 186 機関であり、全体の 60.98%となっている。 (別表2参照)

11 女性市町村議会議員の状況

市町村議会における女性議員数は、2020 年 4 月 1 日現在で 1,136 人のうち 192 人であり、全体の 16.90%となっている。また女性議員がいない市町村は1市1町1村である。(**別表2**参照)

12 女性の市町村長、副市町村長、教育長、議長の就任状況

市町村名	役職	氏名	在任期間
名古屋市	副市長	伊東 恵美子	2017. 6. 1~在任中
みよし市	教育長	今瀬 良江	2016. 10. 1~在任中
豊山町	議長	岩村みゆき	2019. 5. 1~在任中
扶桑町	教育長	澤木 貴美子	2019. 9. 1~在任中
大治町	教育長	平野 香代子	2016. 10. 1~在任中

別表1: 市町村における男女共同参画行政の推進状況

調査時点: 2020年4月1日

項目		1		2	3	4	5		i : 20203 6	+4/1 U 7
市町村名	管課室の設置男女共同参画行政主	用いている-共同参画・女性」を主管課室名に「男女	任職員の配置る事務を担当する専男女共同参画に関す	進会議等の設置の投資を共同参画行政推	る職員研修の実施の男女共同参画に関す	+ 男女共同参画懇話会	る条例の制定男女共同参画に関す	個別計画策定	け合計画での位置づ	、養会等の設置、な性関係団体連絡協
名古屋市	首長部局	0	0	0	0	0	0	0	0	
豊 橋 市	首長部局		0	0	0	0	0	0	0	0
岡崎市	首長部局	0	0	0	0	0	0	0	0	
一宮市	首長部局			0	0	0		0	0	
瀬戸市	首長部局			0	Δ	0		0	0	
半田市	首長部局				0	0	0	0	0	0
春日井市	首長部局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊川市	首長部局		0	0	0	0	0	0	0	
津島市	首長部局		0	0	0	0		0	0	
碧南市	首長部局		_		_	_	_	0	0	0
刈 谷 市	首長部局		0	0	0	0	0	0	0	
豊田市	首長部局		0	0	0	0		0	0	0
安城市	首長部局			0	0	0	0	0	0	0
西尾市	首長部局		0	0	0	0		0	0	0
蒲郡市	首長部局				0	0		0	0	
犬 山 市	首長部局								0	
常滑市	首長部局			0	Δ			0	0	
江 南 市	首長部局			0	0	0		0	0	0
				0	0	0	0	0	0	0
稲沢市	首長部局			0	0	0		0	0	0
新 城 市	首長部局					0		0	0	
東海市	首長部局	0		0		0	0	0	0	
大 府 市		0		0	0	0	0	0	0	0
知 多 市		0	0	0	Δ	Δ		0	0	
知 立 市				0	0	0		0	0	
尾張旭市	首長部局			0	0	0	0	0	0	
高浜市	首長部局							_	0	
岩倉市	首長部局			0		0		0	0	
豊明市	首長部局			0	0	0		0	0	Δ
日進市	首長部局				0	0	0	0		
田原市	首長部局			0	0	0		0	0	
愛西市				0	0	0		0		
	教育委員会					0		0	0	
北名古屋市	首長部局			0	0	0	0	0	0	
弥 富 市				0	Δ	0	0	0	0	
みよし市					0	0	0	0	0	
あま市			0	0	0	0	0	0	0	
長久手市	首長部局			0	Δ	0	0	0	0	

	項目			1		2	3	4	5		6	7
	町村:	名	管課室の設置明女共同参画行政主	用いている共同参画・女性」を主管課室名に「男女	任職員の配置の事務を担当する専男女共同参画に関す	進会議等の設置男女共同参画行政推	る職員研修の実施男女共同参画に関す	等の設置	る条例の制定男女共同参画に関す	個別計画策定	けの位置づの位置が	議会等の設置女性関係団体連絡協
東	郷	町	首長部局			0	Δ	0	0	0	0	
豊	山	町	首長部局			0				0	0	
大	П	町	首長部局					0		0		
扶	桑	町	首長部局			0	0	0		0	0	
大	治	町	教育委員会								0	
蟹	江	町	首長部局					0		0	0	
飛	島	村	首長部局			Δ	Δ	Δ		0	0	
冏	久 比	町	教育委員会							0	0	0
東	浦	町	首長部局				0	0		0	0	
南	知 多	町	首長部局							0	0	0
美	浜	町	首長部局							0	0	0
武	豊	町	首長部局				0	0		0	0	0
幸	田	町	首長部局			0	Δ	0	Δ	0	0	
設	楽	町	首長部局			0	0	0		0	0	
東	栄	町	首長部局								0	
豊	根	村	首長部局									

^{※○}は有、△は検討中

項目別合計

AUW I	項目	名古屋市	名古屋 市を除 く市計	町村の 合計	名古屋 市を除 く市町 村計	合計
	男女共同参画行政主管課室の設置	1	37	16	53	54
	うち首長部局に設置	1	35	14	49	50
1	うち教育委員会育委員会育委員会に設置	0	2	2	4	4
	主管課室名に「男女共同参画・女性」を用いている	1	5	0	5	6
	男女共同参画に関する事務を担当する専任職員の 配置	1	10	0	10	11
2	男女共同参画行政推進会議等の設置	1	28	5	33	34
3	男女共同参画に関する職員研修の実施	1	25	4	29	30
4	男女共同参画懇話会等の設置	1	32	8	40	41
5	男女共同参画に関する条例の制定	1	17	1	18	19
6	個別計画策定	1	35	13	48	49
0	総合計画での位置づけ	1	35	14	49	50
7	女性関係団体連絡協議会等の設置	0	11	4	15	15

別表2: 市町村における男女共同参画行政の推進状況

調査時点:2020年4月1日

			9 п	5町村の	の審議会 の タ	会等(法 女性の登	:令・条例 :用状況	設置)	委員へ	10		か行政 性の登		委員へ		大性市	11 女性市町村議 会議員の状況		
市	町村:	名	目標年度	目標値 ※	総機関数	含む機関数	委員数(A)	数(B)	○ B / A) ※	委員会数	含む委員会数	委員数(A)	数(B)	○ 登○ B / A○ A○	議会議員総数	数った女性議員	女性 比率		
			西暦	%	-	-	人	人	%	_	_	人	人	%	人	人	%		
名	古 屋	市	2020	40~ 60	78	76	2, 086	710	34. 04	6	4	120	23	19. 17	68	18	26. 47		
豊	橋	市	2022	35. 0	33	30	405	102	25. 19	6	4	69	12	17. 39	36	6	16.67		
岡	崎	市	2020	37. 5	69	62	1, 019	237	23. 26	6	3	57	4	7. 02	36	4	11. 11		
	宮	市	2023	40.0	35	33	1, 232	386	31. 33	6	4	59	7	11.86	38	9	23.68		
瀬	戸	市	2021	30.0	41	34	453	108	23.84	6	5	34	10	29. 41	26	4	15. 38		
半	田	市	2021	30.0	24	24	324	79	24. 38	6	2	34	4	11. 76	22	4	18. 18		
春	日井	市	2021	30.0	54	53	664	201	30. 27	6	5	34	8	23. 53	32	4	12.50		
豊	Ш	市	2020	30.0	30	29	651	205	31. 49	6	4	37	6	16. 22	30	6	20.00		
津	島	市	2020	40.0	29	26	476	180	37.82	6	5	35	10	28. 57	18	3	16.67		
碧	南	市	2021	35. 0	37	35	608	148	24. 34	5	5	34	10	29. 41	22	3	13.64		
lık	谷	市	2020	35. 0	29	28	463	141	30. 45	5	5	30	7	23. 33	28	4	14. 29		
豊	田	市	2025	30. 0	42	33	558	156	27. 96	6	5	87	12	13. 79	45	3	6. 67		
安	城	市	2023	30. 4	46	42	600	187	31. 17	6	4	30	8	26. 67	28	6	21. 43		
西	尾	市	2023	40.0	18	15	331	76	22.96	6	4	57	6	10. 53	29	3	10.34		
蒲	郡	市	_	_	21	18	484	72	14. 88	6	3	35	7	20.00	20	1	5.00		
犬	山	市	2022	35. 0	48	40	545	134	24. 58	6	5	31	7	22. 58	19	2	10.53		
常	滑	市	2021	30.0	19	17	298	65	21.81	6	5	45	6	13. 33	18	3	16.67		
江	南	市	2021	35. 0	33	24	420	79	18.81	6	3	33	5	15. 15	22	2	9.09		
小	牧	市	2021	33. 0	49	42	648	171	26. 39	6	2	33	5	15. 15	24	6	25. 00		
稲	沢	市	2020	35. 0	28	26	449	126	28.06	6	2	40	6	15. 00	25	3	12.00		
新	城	市	2020	30. 0	38	30	743	174	23. 42	6	5	47	10	21. 28	18	2	11. 11		
東	海	市	2020	37. 5	29	28	327	100	30. 58	6	3	40	5	12. 50	22	5	22. 73		
大	府	市	2020	40.0	31	31	338	120	35. 50	6	5	36	9	25. 00	19	8	42. 11		
知	多	市	2020	30.0	26	25	317	92	29. 02	6	3	39	6	15. 38	18	2	11. 11		
知	立	市	2028	40.0	43	37	507	134	26. 43	6	4	34	8	23. 53	20	4	20.00		
尾	張旭	市	2024	40.0	24	24	295	124	42. 03	6	4	28	6	21. 43	20	2	10.00		
高	浜	市	_	_	16	15	191	51	26. 70	6	4	34	13	38. 24	16	4	25.00		
岩	倉	市	2020	35. 0	40	36	548	175	31. 93	6	4	34	5	14. 71	15	4	26. 67		
豊	明	市		_	48	40	494	126	25. 51	6	4	26	6	23. 08	20	6	30.00		
日	進	市	2020	35. 0	47	43	522	175	33. 52	6	3	29	7	24. 14	20	7	35. 00		
田	原	市	2026	30.0	21	20	273	73	26. 74	6	4	39	7	17. 95	18	2	11. 11		
愛	西	市	2021	35. 0	16	16	223	64	28.70	6	4	68	8	11. 76	18	2	11. 11		

	9 п	5町村(会等(法 女性の登	令・条例 計状況]設置)	委員へ	10		か行政 性の登		き 委員へ		女性市 議員の	町村議 伏況
市町村名	目標年度	目標値 ※	総機関数	含む機関数	委員数(A)	数(B)	登用率 (B / A)	委員会数	含む委員会数	委員数(A)	数(B)	(B / A)	議会議員総数	数ち女性議員	女性比率
清 須 市	2022	30.0	31	23	392	136	34. 69	6	4	31	6	19. 35	22	2	9. 09
北名古屋市	2027	37. 0	33	33	514	155	30. 16	6	4	31	7	22. 58	21	7	33. 33
弥 富 市	2023	登用率 を上昇 させる	18	15	179	44	24. 58	6	3	35	5	14. 29	16	2	12.50
みよし市	2023	35. 0	44	39	513	163	31. 77	6	3	38	7	18. 42	20	0	0.00
あま市	2021	30.0	23	23	272	67	24. 63	6	3	32	5	15. 63	22	2	9.09
長久手市	2023	40.0	18	17	187	67	35. 83	6	3	33	5	15. 15	18	7	38.89
名古屋市を 除 く 市 計	ı	_	1, 231	1, 106	17, 463	4, 893	28. 02	220	142	1, 468	265	18. 05	861	144	16. 72
東郷町	2027	40.0	19	16	215	54	25. 12	5	2	24	6	25. 00	16	3	18. 75
豊 山 町	_	-	20	19	190	75	39. 47	5	2	30	5	16. 67	10	2	20.00
大 口 町	2022	30.0	26	18	262	75	28. 63	5	2	24	4	16. 67	15	1	6.67
扶 桑 町	2022	28. 5	34	31	530	158	29. 81	5	2	28	6	21. 43	16	2	12.50
大 治 町	2020	35. 0	11	10	105	20	19. 05	4	2	23	4	17. 39	11	2	18. 18
蟹江町	2021	25. 0	17	14	173	28	16. 18	5	4	25	5	20.00	14	2	14. 29
飛 島 村	2028	30. 0	12	7	96	17	17. 71	5	2	33	4	12. 12	10	1	10.00
阿久比町	2020	35. 0	31	28	447	118	26. 40	5	4	32	7	21.88	14	2	14. 29
東浦町	2023	40.0	20	18	261	81	31.03	5	3	26	5	19. 23	16	5	31. 25
南知多町	2031	30.0	22	14	448	67	14. 96	5	1	27	2	7.41	12	0	0.00
美 浜 町	2025	40.0	26	23	275	97	35. 27	5	2	39	4	10. 26	14	2	14. 29
武 豊 町	2020	33. 3	26	23	548	111	20. 26	5	2	31	3	9.68	16	3	18. 75
幸田町	2023	30.0	29	25	353	87	24.65	5	3	27	7	25. 93	15	2	13. 33
設 楽 町	2028	25.0	11	6	125	20	16.00	5	3	21	5	23.81	12	1	8. 33
東栄町	2020	10.0	10	4	137	7	5. 11	5	4	21	6	28. 57	8	2	25. 00
豊根村	_	_	12	9	135	31	22.96	5	2	20	3	15. 00	8	0	0.00
町村の計	_	_	326	265	4, 300	1,046	24. 33	79	40	431	76	17. 63	207	30	14. 49
名古屋市を 除 く 市 町 村 計	_	_	1, 557	1, 371	21, 763	5, 939	27. 29	299	182	1,899	341	17. 96	1, 068	174	16. 29
合 計	_	_	1, 635	1, 447	23, 849	6, 649	27. 88	305	186	2,019	364	18. 03	1, 136	192	16. 90
	3	女性委	員のい	る機関の	の割合(%	,)	88. 50	女性刻	委員のい	る機関の	の割合	60. 98			

※ 網掛けの目標値の対象となる審議会等は、「登用率」の対象とは一致しない。

【広域設置を含む】 9 女性委員のいる機関の割合

区分	総機関数	女性委員を 含む機関数	委員数(A)	うち女性委員数(B)	登用率 (B/A)
名古屋市を除く市町村計	1,581	1, 385	22, 598	6, 140	27. 17
名古屋市を含む合計	1, 659	1, 461	6,850	27. 75	
		88. 07			

参考資料

- 1 男女共同参画社会基本法
- 2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- 3 愛知県男女共同参画推進条例
- 4 男女共同参画に関する年表
- 5 男女共同参画関係施設等
- 6 市町村男女共同参画施策担当課室一覧

1 男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

目次

前文

第1章 総則(第1条-第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 (第13条-第20条)

第3章 男女共同参画会議 (第21条 - 第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題 と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図 っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
 - 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない

(国際的協調)

- **第7条** 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。 (国の責務)
- 第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を

含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に 準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務 を有する

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

- 第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会 の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

- 第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。) を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に 推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議 の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画 社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」とい う。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施 策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域 における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女 共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、 及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

- 第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の 形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による 差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合に おける被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。 (調査研究)
- 第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究 その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように 努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
 - 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
 - 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の 施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大 臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

- 第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

- 第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10 分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

- 第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残 任期間とする。
- 2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

- 第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外 の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。 (政令への委任)
- 第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 略

2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年9月4日法律第64号)

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 基本方針等(第5条・第6条)

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針(第7条)

第2節 一般事業主行動計画(第8条—第14条)

第3節 特定事業主行動計画 (第15条)

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表 (第16条・第17条)

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第18条―第25条)

第5章 雑則 (第26条—第28条)

第6章 罰則(第29条—第34条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法 (平成11年法律第78号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

- 第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を 踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇 進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、 かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍 に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、 行われなければならない。
 - 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
 - 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、 本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

- 第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。 (事業主の責務)
- 第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

- **第5条** 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。
 - 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な 事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における 活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を 定めるよう努めるものとする。
 - 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
 - 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

- 第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進 に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に 規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事 業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。) を定めなければならない。
 - 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
 - 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第8条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
 - 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
 - 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
 - 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
 - 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
 - 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事 業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
 - 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針

に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

- 第10条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。) は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信そ の他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表 示を付することができる。
 - 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

- **第11条** 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を 取り消すことができる。
 - 一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
 - 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
 - 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

- 第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。
 - 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
 - 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、 同項の承認を取り消すことができる。
 - 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
 - 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3 第1項及び第3項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第48条の三、第48条の四、第50条第1 項及び第2項並びに第51条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者 について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する 報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項 に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項 中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する 法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条 第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替える ものとする。
 - 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第六14号)第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
 - 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を 求めることができる。
- 第13条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るもの

とする。

(一般事業主に対する国の援助)

第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

- 第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。
 - 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
 - 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍を推進するために改善業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
 - 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
 - 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しな ければならない。
 - 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。
 - 2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、 又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍 に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

- 第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
 - 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
 - 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
 - 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融 公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は 物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

- 第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。 (情報の収集、整理及び提供)
- 第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性 の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。 (協議会)
- 第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。
 - 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
 - 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員と して加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
 - 4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
 - 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を 公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第25条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

- 第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。 (権限の委任)
- 第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。 (政令への委任)
- 第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

- 第29条 第12条第五項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
 - 第18条第4項の規定に違反した者
 - 二 第24条の規定に違反した者
- 第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
 - 一 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
 - 二 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
 - 三 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者
- 第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
 - 一 第10条第2項の規定に違反した者

- 二 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は 虚偽の報告をした者
- 三 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
- 第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則 略

3 愛知県男女共同参画推進条例

(平成14年3月26日愛知県条例第2号)

目次

前文

- 第1章 総則(第1条—第8条)
- 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第9条-第15条)
- 第3章 男女共同参画に関する申出等(第16条—第18条)
- 第4章 愛知県男女共同参画審議会(第19条)
- 第5章 雑則 (第20条)

附則

男女が性別にかかわりなく、人として尊重され個性と能力を十分発揮することができる真に心豊かな社会を築くことは、県民の願いである。

県では、これまで、国際社会や国内の動向を踏まえ、男女共同参画社会の実現のため総合的な計画を策定し、県民が、社会のあらゆる分野において自立した男女として多様な生き方を選択することができる様々な取組を行ってきたが、なお一層の努力が必要とされている。

今日、少子高齢化の進展や急速な社会経済情勢の変化の中で、引き続き活力ある豊かな明日の愛知を築くため、男女共同参画社会を実現することは重要となっている。

二十一世紀を迎えた今、私たちは私たち及び将来の愛知を担う人々が、社会のあらゆる分野において男女の区別なく、互いに自立した人間として、多様な生き方を認め、喜びや責任を分かち合いながら、真に豊かな生き方のできる地域社会の創造を目指し、男女共同参画の推進に一層取り組むために、ここにこの条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の 責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等 により、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会 を実現することを目的とする。

(定義)

- **第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
 - 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

- **第3条** 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項が、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において推進されることを基本理念として行われなければならない。
 - 一 男女の個人としての尊厳を重んじ、性別による差別的取扱いを行わず、個人としての能力を発揮する機会を確保することその他の男女の人権を尊重すること。
 - 二 社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮すること。
 - 三 男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会を確保すること。
 - 四 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動と当該活動以外の地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野における活動との両立ができるようにすること。
 - 五 男女共同参画の推進に向けた取組を国際的協調の下に行うこと。 (県の責務)
- 第4条 県は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、県民、事業者及び市町村と連携を図りながら協力して男女共同参画の推進に取り組むものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に自ら努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に 自ら積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努 めなければならない。

(男女共同参画を阻害する行為の禁止)

- 第7条 何人も、次に掲げる男女共同参画を阻害する行為を行ってはならない。
 - 一 性別による差別的取扱い
 - 二 セクシュアル・ハラスメント (性的な言動によりその言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動に対する個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。)
 - 三 男女間における暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動

(公衆に表示する情報への配慮)

第8条 何人も、公衆に広く表示する情報において、その情報が社会に及ぼす影響にかんがみ、性別による固定的な役割分担及び男女間における暴力を正当化し、及び助長する表現並びに過度の性的な表現を行わないように配慮するよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画の策定手続)

- 第9条 知事は、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)第十四条第一項に規定する 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「基本計画」という。) を定めるに当たっては、あらかじめ愛知県男女共同参画審議会(第十六条第二項において「審議会」 という。)の意見を聴かなければならない。
- 2 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 3 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 県は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、 男女共同参画の推進について配慮しなければならない。 (教育、学習等)

第11条 県は、県民及び事業者が男女共同参画に関する理解を深めるとともにこれらの者の男女共同 参画の推進に関する活動(積極的改善措置を含む。次条第二項において同じ。)を行う意欲が増進 されるようにするため、教育及び学習の振興並びに広報活動の充実に努めるものとする。

(調査研究及び情報提供)

- **第12条** 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施に必要な情報の収集等の調査及び研究に努めるものとする。
- 2 県は、県民、事業者又は市町村に対し、県民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動並びに市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を推進するため必要な情報の提供その他の協力を行うよう努めるものとする。

(男女共同参画月間)

- **第13条** 男女共同参画についての県民及び事業者の関心と理解を深めるため、男女共同参画月間を設ける。
- 2 男女共同参画月間は、十月とする。
- 3 県は、男女共同参画月間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。 (年次報告)
- 第14条 知事は、毎年、議会に、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況に関する報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第15条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 男女共同参画に関する申出等

(県が実施する施策に対する申出)

- 第16条 県民は、知事に対し、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての意見を申し出ることができる。
- 2 知事は、前項の規定による申出があったときは、審議会に報告するとともに、適切な処理に努めるものとする。

(男女共同参画を阻害する事項に係る相談の申出)

- 第17条 県民は、知事に対し、男女共同参画を阻害する事項に係る相談を申し出ることができる。 (愛知県男女共同参画相談委員)
- 第18条 知事は、前条の規定による申出があった男女共同参画を阻害する事項の内容を調査し、必要な助言を行うため愛知県男女共同参画相談委員を置くものとする。

第4章 愛知県男女共同参画審議会

- 第19条 知事の諮問に応じ、基本計画の策定及び変更その他男女共同参画の推進に関する重要事項を 調査審議するため、愛知県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況及び第十六条第二項の規定により報告のあった事項について調査審議し、知事に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、委員二十人以内で組織する。
- 4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。
- 5 委員は、学識経験のある者のうちから知事が任命する。
- 6 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の 残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 第三項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(規則への委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 略

4 男女共同参画に関する年表

年	世界	日本	愛知県
昭 47 (1972)	12 月 国連総会で 1975 年を国際 婦人年とすることを宣言		
昭 49 (1974)	1月 国連婦人の地位委員会で国際婦人年活動計画を採択	11 月 外務省が国際婦人年のため の関係各省庁連絡会議を設置	
昭 50 (1975)	6月 IL0 第 60 回総会「婦人労働者の機会及び待遇の均等を促進するための行動計画」を採択6~7 月 メキシコシティーにおいて「国際婦人年世界会議」を開催し、「世界行動計画」を採択12 月 国連総会は、1976 年から1985 年を「国連婦人の十年」とすること等を決定	6月 衆参両議院本会議で「国際婦人年にあたり、婦人の社会的地位向上をはかる決議」を採択9月「婦人問題企画推進本部」設置を閣議決定し、「婦人問題企画推進会議」設置を閣議口頭了解11月 「国際婦人年記念日本婦人問題会議」開催	
昭 51 (1976)	4月 ILO 事務局に婦人労働問題担当 室が新設	4月 育児休業法(女子教育職員、看護婦、保母等)の施行 10月 婦人少年問題審議会 「雇用における男女の機会均等と待遇の平等の促進に関する建議」を提出 11月 労働省「第1回日本婦人問題会議」開催(以後毎年度)	4月 総務部に青少年婦人室を設置 4月 婦人悩みごと相談開設(県民サービスセンター内) 5月 「あいち婦人のつどい」の開催開始(以後毎年度) 7月 「愛知県婦人関係行政推進会議」設置 9月 「愛知県婦人問題懇話会」開催(以後毎年度) 10月 県婦人団体連盟結成
昭 52 (1977)	6月 IL0 第 63 回総会で看護職員条 約ならびに勧告を採択	1月 婦人問題企画推進本部「国内行動計画」決定 6月 労働省「若年定年制・結婚 退職制等改善年次計画」策定 10月 国立婦人教育会館開館 10月 総理府婦人問題担当室「国内行動計画前期重点目標」を発表	3月 「婦人の生活実態と意識に関する調査報告書」作成(平成3年度まで毎年) 3月 「婦人関係行政の概要」作成(以後毎年度) 3月 「愛知の婦人-ちゃるま-」発行(平成7年度まで毎年)
昭 53 (1978)		1月 総理府「国内行動計画第1 回報告書ー婦人の施策と現状 一」を公表	3月 「愛知県地方計画・推進計画 '78~'80」に婦人の項目を設ける 4月 県事務所に婦人問題総合窓 口を設置 4月 婦人労働サービスセンター開設 4月 保育大学校開設
昭 54 (1979)	11月 「国連婦人の十年ESCAP地域会議」をニューデリー(インド)で開催 12月 国連総会「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を採択	7月 法務省「相続に関する民法 改正要綱試案」を公表	4月 母子福祉会館開館 11月 婦人国際交流事業実施
昭 55 (1980)	4月 0ECD「婦人の雇用に関するハイレベル会議」開催 7月 「国連婦人の十年 1980 年世界会議」をコペンハーゲン(デンマーク)で開催 ・国連婦人の十年後半期行動プログラムの採択 ・「女子差別撤廃条約(略称)」の署名式	5月 総理府「国内行動計画第2 回報告書-婦人の施策と現状-」 を発表 7月 「女子差別撤廃条約」に署名 10月 総理府「国連婦人の 10年 中間年全国会議」を開催	11月 「昭和 55 年度北陸·中部·近 畿地区婦人問題推進地域会議」開 催(総理府共催)
昭 56 (1981)	6月 ILO 総会「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約」及び「同勧告」を採択 9月 「女子差別撤廃条約」発効	1月 「民法及び家事審判法の一部 を改正する法律」施行 5月 婦人問題企画推進本部 「婦 人に関する施策の推進のための国 内行動計画後期重点目標」を決定 10月 労働省「パートバンク」の設 置を開始 10月 法務省は法制審議会に国籍法 部会を設置	4月 「婦人職業サービスルーム」の開設(一宮県民サービスコーナー内) 6月 「婦人情報資料コーナー」開設(県民サービスセンター内)

年	世界	日本	愛知県
昭 57 (1982)		5月 労働省:男女平等問題専門家 会議「雇用における男女平等の判 断基準の考え方について」報告 8月 「国民年金法等の一部を改正 する法律」成立	3月 「第5次愛知県地方計画」に 婦人部門を位置づける 4月 婦人問題開発事業開始
昭 58 (1983)		2月 法制審議会国籍法部会「国籍 法改正に関する中間試案」決定 12月 婦人少年問題審議会婦人労働 部会「男女雇用平等法審議」中間 報告	10 月 「婦人労働週間シンポジウム」開催
昭 59 (1984)	3月 「国連婦人の十年ESCAP 地域会議」を東京で開催	12 月 文部省「家庭科に関する検討 会議」報告書提出	3月 婦人情報システム構想研究会開催4月 市町村婦人対策推進事業費補助制度開始11月 婦人地域活動者表彰制度開始
昭 60 (1985)	7月 「国連婦人の十年世界会議」開催 西暦 2000 年に向けてのナイロ ビ将来戦略採択	1月 国籍及び戸籍法の一部を改正 する法律施行 5月 男女雇用機会均等法成立 6月 女子差別撤廃条約批准	4~11 月 「国連婦人の 10 年」記 念事業実施
昭 61 (1986)		2月 婦人問題企画推進有識者会議 4月 男女雇用機会均等法施行	4月 グループ・サークルカウンセ リング事業開始 8~11月 地域婦人フォーラム実施 11月 婦人情報・相談・交流コーナー 開所
昭 62 (1987)		5月 婦人問題企画推進本部「西暦 2000 年に向けての新国内行動計 画」策定	4月 女性グループ活動交流事業開始
昭 63 (1988)	2月 女子差別撤廃条約履行状況に 関する我が国の報告書審議(第1回)		4月 高辻センター開館
平元 (1989)			3月 「愛知県 21 世紀計画」に女性 部門を位置づける 10月 「あいち女性プラン」策定
平 2 (1990)	5月 ナイロビ将来戦略見直し勧告 採択		4月 地域実践活動交流事業開始 6月 プラン推進記念講演会開催 7月 白菊荘改築
平3 (1991)		5月 育児休業法成立 5月 「西暦 2000 年に向けての新国 内行動計画」第一次改定	3月 女性総合センター基本計画策定 4月 婦人相談所北区へ移転 5月 婦人週間記念フォーラム開始 (平成7年度まで毎年) 11月 あいち女性プラン推進研究会 設置
平 4 (1992)		4月 育児休業法施行 12月 婦人問題担当大臣が任命され る。(河野洋平内閣官房長官)	3月 女性総合センター基本設計 9月 市町村女性行政担当者研修会 開始
平 5 (1993)	6月「世界人権会議」開催(ウィーン)	4月 中学校の家庭科の男女必修実施 6月 短時間労働者の雇用管理の改善等等に関する法律(パートタイム 労働法)成立(12月施行) 6月 地方交付税において、基準財 政需要額に「男女均等推進対策」 に要する経費が算出される。(平成5年度都道府県分) 10月 第4回世界女性会議日本国内 委員会設置	3月 女性総合センター実施設計 4月 「青少年婦人室」から「青少年女性室」へ名称変更 4月 「審議会等委員への女性の登用推進要綱」制定 10月 女性総合センター起工式 10月 市町村女性行政主管課長会議開始 11月 女性総合センター情報システムの基本設計
平 6 (1994)	1月 女子差別撤廃条約履行状況に 関する我が国の報告書審議(第 2・3回) 6月 ESCAP 政府間会議(アジア太 平洋経済社会委員会)	4月 市町村に係る普通地方交付税 措置に女性問題対策推進費が追加 される。 4月 高等学校の家庭科の男女必 修、学年進行により実施 6月 男女共同参画室設置、男女共 同参画審議会設置 7月 男女共同参画推進本部設置	3月 「あいち農山漁村女性プラン」策定 5月 県女性地域実践活動交流協議 会結成

年	世界	日本	愛知県
平 7 (1995)	9月 「第4回世界女性会議」開催、「北京宣言」及び「行動綱領」の採択	6月 IL0156 号条約(家族的責任を 有する男女労働者の機会及び待遇 の均等に関する条約)批准 6月 育児・介護休業法成立	4~11 月 「第4回世界女性会議」 記念事業実施 7月 平成7年度東海・北陸地区女 性問題担当行政ブロック会議開催
平 8 (1996)		7月 「男女共同参画ビジョン」答申 12月 「男女共同参画 2000 年プラン」 策定	4月 財団法人あいち女性総合センター設置 4月 「あいち女性プラン」研究会設置 5月 愛知県女性総合センター開館 9月 女性参政 50 年記念フォーラム 開催
平 9 (1997)		4月 男女共同参画審議会設置法施行 6月 男女雇用機会均等法の一部改正	2月 女性問題懇話会「あいち女性プラン」見直しの基本方向について提言 9月 男女共同参画推進地域フォーラム開催 10月「あいち男女共同参画 2000 年プラン」策定 11月「平成9年度北陸・東海・近畿地区男女共同参画推進地域会議」開催(総理府共催)
平 10 (1998)		11 月 「男女共同参画社会基本法について」答申	3月 「愛知 2010 計画」策定(分野別 計画に男女共同参画を位置づけ) 10 月 あいち男女共同参画推進市町 村サミット開催
平 11 (1999)		5月 「女性に対する暴力のない社 会を目指して」答申 6月 男女共同参画社会基本法成立 (平成13年1月同法施行)	11 月 「男女共同参画社会づくりシンポジウム」開催(総理府共催)
平 12 (2000)	6月 国連特別総会「女性 2000 年会議」開催(ニューヨーク国連本部) 「政治宣言」及び「成果文書」を 採択	7月 男女共同参画審議会答申「女性に対する暴力に関する基本方策について」 9月 同審議会答申「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方-21世紀の最重要課題-」 11月 「ストーカー規制法」施行 12月 「男女共同参画基本計画」策定	3月 「あいち男女共同参画新プランについての意見交換会」開催(名古屋市、豊橋市) 4月 部局再編に伴い「総務部青少年女性室」から「県民生活部社会活動推進課男女共同参画室」へ名称変更 9月 男女共同参画懇話会提言「21世紀初頭の男女共同参画新プランの基本方向について」
平 13 (2001)		1月 男女共同参画会議設置 1月 中央省庁等改革によって内閣府に男女共同参画局が新設 4月 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律成立 6月 第1回男女共同参画週間 6月 男女共同参画推進本部決定「女性に対する暴力をなくす運動」について 10月 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律一部施行 (配偶者暴力相談支援センターを除く)	3月 「あいち男女共同参画プラン 21 〜個性が輝く社会をめざして〜」策定 5月 同プラン説明会開催(名古屋市、豊橋市、岡崎市) 9月 愛知県男女共同参画懇話会「男女共同参画社会の実現を促進するための県条例の基本方向についての県民意見交換会」開催 11月 男女共同参画懇話会提言「男女共同参画の実現を促進するための県への表話会と関係
平 14 (2002)		4月 配偶者からの暴力の防止及 び被害者の保護に関する法律完全 施行	4月 愛知県男女共同参画推進条 例施行 4月 愛知県男女共同参画審議会 発足 10月 愛知県男女共同参画相談委 員制度発足 10月 男女共同参画月間制定
平 15 (2003)	7月 女子差別撤廃条約履行状況 に関する我が国の報告書審議 (第4・5回)	4月 母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律施行 6月 男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」 7月 次世代育成支援対策推進法及び少子化社会対策基本法成立	7月 「男女共同参画社会の実現に向けて〜県民と事業者のそれぞれの取組、県の役割〜」答申10月 男女共同参画フォーラム開催11月 平成15年度東海・北陸地区男女共同参画担当行政ブロック会議開催

年	世界	日本	愛知県
平 16 (2004)		5月 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正(12月施行)6月 「女性のチャレンジ大賞」「女性のチャレンジ支援大賞」制定11月 育児・介護休業法改正(平成17年4月施行)	3月 「あいち農山漁村男女共同参画プラン」策定 10月 男女共同参画チャレンジフェスタ開催
平 17 (2005)	2~3月 国連婦人の地位委員会 「北京+10」開催(ニューヨー ク国連本部)	4月 改正育児・介護休業法施行 7月 男女共同参画会議答申「男女共同参画社会の形成の促進について」 9月 少子化と男女共同参画を当時である事門調査会「少子化と男女共同参画を当りまる事門関する社会環境の国際投験報告書」 12月 女性の再チャレンジ支援でラン」策定 12月 女性の再チャレンジを策プラン」策定 12月 男女共同参画基本計画(第2次)閣議決定	2月 男女共同参画チャレンジ応援劇上演 3月 「あいち子育て・子育ち応援プラン」策定 3月 愛知県特定事業主行動計画「職員の子育て応援プログラム」策定 7月 男女共同参画フォーラム in あいち開催(内閣府・名古屋市共催) 12月 「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定
平 18 (2006)	2~3月 第50回国連婦人の地位 委員会開催(「国内開発戦略へのジェンダー視点の統合」など)(ニューヨーク 国連本部)	4月 男女共同参画推進本部決定「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」 6月 男女雇用機会均等法改正(平成19年4月施行) 9月 少子化と男女共同参画に関する専門調査会「少子党の国内分析報告書」 12月 「女性の再チャレンジ支援プラン」を改と男女共同参通に関する社会環境の国に関すると関すると男女共同意経・イフ・シーンのでは、アーク・ランス、推進が企業等に関する報告書	3月 愛知県男女共同参画審議会答申 「男女共同参画施策の当面する課題 ~ あいち男女共同参画プラン 21 の 中間評価を踏まえて~」 4月 愛知県女性総合センターの施 設管理に指定管理者制度を導入 4月 財団法人あいち女性総合センターから財団法人あいち男女共同参 画財団に名称変更 7~8 月 産学官の連携により連続公 開講座開催(あいち男女共同参画と 会推進・産学官連携フォーラム主 催) 10 月 「あいち男女共同参画プラン 21~個性が輝く社会をめざして ~」改定
平 19 (2007)	2~3月 第51回国連婦人の地位委員会開催(「女児に対するあらゆる形態の差別及び暴力撤廃」など) (ニューヨーク国連本部)	7月 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正(平成20年1月施行) 12月 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	4月 愛知県少子化対策推進条例施行 7月 「女性のチャレンジ相談」開 始
平 20 (2008)	2〜3月 第52回国連婦人の地位委員会開催(「ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントのための資金調達」など)(ニューヨーク国連本部) 4月 女子差別撤廃条約実施状況報告(第6回)	1月 「仕事と生活の調和推進室」 設置 4月 男女共同参画推進本部決定 「女性の参画加速プログラム」 10月 基本問題専門調査会「地域 における男女共同参画推進の今 後のあり方について」 12月 次世代育成支援対策推進法 改正(平成21年4月施行)	1月 「女性のチャレンジ応援サイト 愛・チャレンジ」開設 3月 「配偶者からの暴力防止及び 被害者支援基本計画(2 次)」 策定 9月 「男女共同参画に関する意識 調査」実施
平 21 (2009)	3月 第 53 回国連婦人の地位委員会開催 (「HIV/AIDS のケア提供を含む男女間の平等な責任分担」など) (ニューヨーク国連本部)	11 月 男女共同参画会議「新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女について」	2月 啓発冊子「新たな地平を切り拓 く〜男女がともに活躍できる社会 〜」の作成・配布及び女性の参画 に関する関係団体への要請
平 22 (2010)	3月 第54回国連婦人の地位委員会 <「北京+15」記念会合>開催 (「北京宣言及び行動綱領など) (ニューヨーク国連本部)	4月 男女共同参画会議「第3次男女 共同参画基本計画の策定に向けて (中間整理)」 7月 男女共同参画会議「第3次男女 共同参画基本計画の策定に当たって の基本的な考え方(答申)」 12月 第3次男女共同参画基本計画 閣議決定	3月 愛知県男女共同参画審議会「「あいち男女共同参画プラン 21〜個性が輝く社会をめざして〜」の取組の評価と課題」 3月 「あいち」はぐみんプラン」策定 11月 愛知県男女共同参画審議会答申「新あいち男女共同参画プラン(仮称)の基本方向について」

年	世界	日本	愛知県
平 23 (2011)	1月 「ジェンダー平等と女性のエンパ ワーメントのための国連機関(略称:U N Women)」正式発足		3月 「あいち男女共同参画プラン 2011-2015~多様性に富んだ活力 ある社会をめざして~」策定
平 24 (2012)	2月 第56回国連婦人の地位委員会 「自然災害におけるジェンダー平 等と女性のエンパワーメント」決 議案採択	6月 「「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議決定	4月 財団法人あいち男女共同参画 財団から公益財団法人あいち男女 共同参画財団に名称変更
平 25 (2013)		6月 「日本再興戦略」の中核に 「女性の活躍推進」が位置づけ られる 7月 配偶者からの暴力防止及び 被害者の保護等に関する法律の 一部改正(平成26年1月施行)	3月 「配偶者からの暴力防止及び 被害者支援基本計画 (3次)」 策定
平 26 (2014)	3月 第 58 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 9月 女子差別撤廃条約実施状況報告(第7・8回)	6月 「日本再興戦略」改訂 2014 に 「『女性が輝く社会』の実現」が 掲げられる 9月 「女性が輝く社会に向けた国 際シンポジウム」 (WAW!Tokyo2014)開催	4月 「男女共同参画室」を「男女 共同参画推進課」へ格上げし、新 ポスト「女性の活躍促進監」を創 設して体制を強化
平 27 (2015)	3月 国連「北京+20」記念会合 (第59回国連婦人の地位委員会) 開催(ニューヨーク) 8月 UnWomen 日本事務所開設 9月「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(SDGs) 採択	6月 「女性活躍加速のための重点 方針 2015」策定 8月 女性の職業生活における活躍 の推進に関する法律成立 8月 「女性が輝く社会に向けた国際 シンポジウム」(WAW! 2015)開催 12月 男女共同参画会議「第4次男 女共同参画基本計画策定に当たっ ての基本的な考え方(答申)」 12月 第4次男女共同参画基本計画 閣議決定	3月 「あいち はぐみんプラン 2015-2019」策定
平 28 (2016)		4月 女性の職業生活における活躍 の推進に関する法律完全施行 5月 「女性活躍加速のための重点 方針 2016」策定 5月 「女性の活躍推進のための開発戦略」策定 5月 G7伊勢・志摩サミット 「女性の能力開花のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ(WINDS)に合意 7月 女子差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告審議 10月 育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法等の改正 12月 「国際女性会議 WAW!」(WAW! 2016)開催	3月 「あいち男女共同参画プラン 2020~すべての人が輝き、多様性に 富んだ活力ある社会をめざして~」策 定 3月 「あいち農山漁村男女共同参 画プラン 2020」策定
平 29 (2017)		6月 「女性活躍加速のための重点 方針 2017」策定 7月 刑法改正 (強姦罪の構成要件 及び法定刑の見直し等)	
平 30 (2018)		5月 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律施行 6月 「女性活躍加速のための重点 方針 2018」策定	3月 「配偶者からの暴力防止及び 被害者支援基本計画 (4次)」 策定
平 31· 令 1 (2019)	3月 「W20 (Women20)」日本開催 (「国際女性会議 WAW!」と同時開催)	5月 「令和」に改元 女性活躍推進法等の一部改正 (一般事業主行動計画の策定義務 の対象拡大等) 6月 「女性活躍加速のための重点 方針 2019」策定	7~8月 「男女共同参画意識に関する調査」「企業経営と女性活躍に関するアンケート調査」「働く女性向けヒアリング調査」 実施

5 男女共同参画関係施設等

(1) 男女共同参画、女性のための総合的な施設

施設名	郵便番号	所 在 地	電話番号
国立女性教育会館(ヌエック)	355-0292	埼玉県比企郡嵐山町菅谷728	(0493) 62-6714
愛知県女性総合センター (ウィルあいち)	461-0016	名古屋市東区上竪杉町1番地	(052) 962-2511
名古屋市男女平等参画推進センター (イーブルなごや)	460-0015	名古屋市中区大井町7-25	(052) 331–5288
豊橋市男女共同参画センター (パルモ)	441-8075	豊橋市神野ふ頭町3-22	(0532) 33-2822
岡崎市図書館交流プラザ (Libra りぶら)	444-0059	岡崎市康生通西4-71	(0564)23-3100 (代表)
春日井市青少年女性センター (レディヤンかすがい)	486-0844	春日井市鳥居松町2-247	(0568) 85-4188
とよた男女共同参画センター (キラッ☆とよた)	471-0034	豊田市小坂本町1-25	(0565) 31-7780
小牧市まなび創造館	485-0041	小牧市小牧3-555	(0568) 71–9848
大府市石ヶ瀬会館 (ミューいしがせ)	474-0035	大府市江端町4-1	(0562) 48-0588
知多市男女共同参画センター (ウイズ)	478-0065	知多市新知東町2-7-2	(0562) 56-6305
高浜市女性文化センター	444-1332	高浜市湯山町6-6-4	(0566) 52–5002

(2) 就業を促進するための施設

施設名	郵便番号	所 在 地	電話番号
愛知労働局雇用環境・均等部		名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館2階	(052)857-0312

(3) 女性労働者の福祉施設

施設名	郵便番号	所 在 地	電話番号
一宮市働く婦人の家	491-0045	一宮市音羽1-5-17	(0586) 73-9100
稲沢市働く婦人の家	492-8218	稲沢市西町3-10-24	(0587) 23-2161

(4) 各種相談窓口

〇悩み事に関する相談 (*はDVに関する相談を含みます)

相談窓口	(特に	こ記載がない場	電話番号	
	電話机	目談	月〜金 9:00〜21:00 土・日 9:00〜16:00 (祝日・年末年始・一部月曜休み)	(052) 962–2527
* 女性の悩みごと相談	面接相 (要予約		火〜日 9:00〜17:00 (水は20:30まで) (祝日・年末年始休み)	(052)962-2521
(愛知県女性相談センター)	弁護相士	法律相談 (要予約)	月 14:00~16:00 (祝日・年末年始・ウィルあいち 休館日休み)	(052) 962-2527
	説よる	DV専門電 話相談	月 14:00~15:30 (祝日・年末年始・一部月曜休み)	(052) 962-2528

相談窓口	(特に記載がない場	相談受付日時 場合、日・祝・年末年始は原則休み)	電話番号
* 尾張駐在室			(052)961-7211 (内線2323)
*海部駐在室			(0567) 24-2134
* 知多駐在室	電話相談 月~命 9:00~17:00		(0569) 31-0121
* 西三河駐在室	面接相談(要予約)	17.00	(0564) 27-2719
* 豊田加茂駐在室	月〜金 9:00〜 (祝日・年末年対		(0565) 33-0294
* 新城設楽駐在室			(0536) 23-8051
* 東三河駐在室			(0532)54-5111 (内線301)
女性の健康なんでも相談 (県・公益社団法人愛知県助産師会)	電話相談	月〜土 13:30〜16:30 (年末年始、盆、祝日を除く)	090-1412-1138
不妊・不育に関する相談 (愛知県不妊・不育専門相談センター)	電話相談	月 10:00~14:00 木 10:00~13:00 第3水 18:00~21:00	(052) 741-7830
あいちこころほっとライン365 (こころの健康に関する相談)	電話相談	年中無休 9:00~16:30	(052) 951-2881
* 男性DV被害者ホットライン	電話相談	土 13:00~16:00 (第5土曜日、祝日休み)	(080) 1555–3055
	*住民コーナー (警察安全相談)	月〜金 9:00〜17:00 (祝日・年末年始を除く)	# 9 1 1 0 (052) 953-9110
	ストーカー110番	24時間受付	(052) 961-0888
	性犯罪被害110番 (性犯罪被害相談) 電話相談	24時間受付	# 8 1 0 3 (0120) 67-7830
県警察本部	ふれあいコール (列車内の痴漢被 害相談)	24時間受付	(052) 561-0184
		月〜金 9:00〜17:00 (祝日・年末年始を除く)	(052) 954–8897
	ハートフルステー ション・あいち (性犯罪被害者の ためのワンストッ プ支援センター)	月〜土 9:00〜20:00 (祝日・年末年始を除く)	(0570)064-810 (愛知県内からの み通話可能)
	犯罪の被害にあわれた方やご家族に対する電話相談	月~金 10:00~16:00 (祝日・年末年始を除く)	(052) 232–7830
(公社) 被害者サポートセンターあいち	全国共通ナビダイヤル(東京)	(公社)被害者サポートセンター あいちの開設時間は、同センター につながります 7:00~22:00 (12/29~1/3を除く)	(0570) 783–554

相談窓口	相談受付日時 (特に記載がない場合、日・祝・年末年始は原則休み)		電話番号
*イーブルなごや相談室	電話相談	月・火・金・土・日 10:00~16:00 水のみ 10:00~13:00 18:00~20:00 (木(祝日の時は翌金曜も休み)・ 祝日・年末年始を除く)	(052) 321-2760
* 名古屋市DV被害者ホットライン	電話相談	土・日・祝日 10:00~18:00 (年末年始を除く)	(052) 232–2201
*名古屋法務局	女性の人権ホット ライン	月~金 8:30~17:15	(0570) 070-810
*法テラス (日本司法支援センター)	犯罪被害者支援ダ イヤル	月~金 9:00~21:00 土 9:00~17:00	(0570) 079-714

○県政や交通事故等に関する県民相談・犯罪被害者支援に関する総合案内

相談窓口	相談受付日時 (特に記載がない場合、日・祝・年末年始は原則休み)		電話番号
愛知県県民相談・情報センター			(052) 962-5100
西三河県民相談室	電話又は 来所相談	月~金 9:00~17:15	(0564) 27-0800
東三河県民相談室			(0532) 52-7337

〇消費生活に関する相談

相談窓口	相談受付日時	電話番号
愛知県消費生活総合センター	月〜金 9:00〜16:30 電話又は 土・日 9:00〜16:00 来所相談 祝日(土・日は除く)及び年末年 始は休み	専用ダイヤル (052) 962-0999

〇再就職支援に関する相談

相談窓口	相談受付日時 (特に記載がない場合、日・祝・年末年始は原則休み)		電話番号
あいち子育て女性再就職サポートセンター (ママ・ジョブ・あいち)	キャリアカウンセ ラー等による相談 (要予約)	電話・メール・FAX・窓口 月〜金 9:30〜18:00 土 10:00〜17:00 (祝日及び12/29〜1/3は除く)	(052)485-6996 (電話・FAX)

6 市町村男女共同参画施策担当課室一覧

市町村名	担当課室(係)名		所在地	電話番号	FAX番号
名古屋市	スポーツ市民局男女平等参	460-	名古屋市中区三の丸三丁	052-972-2234	052-972-4206
曲括士	画推進室 市民協創部市民協働推進課	8508 440-	目1番1号 曲括主会括町1妥出	0E29 E1 9199	0E22 E6 E122
豊橋市	男女共同参画グループ 社会文化部男女共同参画課	8501 444-	豊橋市今橋町1番地	0532-51-2188	0532-56-5128
岡崎市	女性活躍推進係	8601	岡崎市十王町2丁目9番地	0564-23-6222	0564-23-6626
一宮市	総合政策部政策課政策グ ループ	491- 8501	一宮市本町2丁目5番6号	0586-28-8952	0586-73-9128
瀬戸市	市長直轄組織まちづくり協 働課協働第1係	489- 8701	瀬戸市追分町64番地の1	0561-88-2801 (直通)	0561-88-2803
半田市	企画部市民協働課市民協働 担当	475- 8666	半田市東洋町2丁目1番地	0569-84-0609	0569-84-0672
春日井市	市民生活部男女共同参画課 男女共同参画担当	486- 0844	春日井市鳥居松町2丁目 247番地	0568-85-4401	0568-85-7890
豊川市	市民部人権交通防犯課人権 推進係	442- 8601	豊川市諏訪1丁目1番地	0533-89-2149	0533-89-2125 (代表)
津島市	市民生活部人権推進課人権同 和・男女参画グループ	496- 8686	津島市立込町2丁目21番地	0567-55-9364 (直通)	0567-24-1791 (総務課)
碧南市	市民協働部地域協働課地域 協働係	447- 8601	碧南市松本町28番地	0566-95-9872	0566-41-5412
刈谷市	市民活動部市民協働課地域 支援係	448- 8501	刈谷市東陽町1丁目1番地	0566-95-0002	0566-27-9652
豊田市	生涯活躍部市民活躍支援課と よた男女共同参画センター	471- 0034	豊田市小坂本町1-25 豊 田産業文化センター2階	0565-31-7780	0565-31-3270
安城市	市民生活部市民協働課市民 協働係	446- 8501	安城市桜町18番23号	0566-71-2218	0566-72-3741
西尾市	市民部地域つながり課市民 協働担当	445- 8501	西尾市寄住町下田22番地	0563-65-2178 (直通)	0563-56-2175
蒲郡市	企画部協働まちづくり課	443- 8601	蒲郡市旭町17番1号	0533-66-1179	0533-66-1184
犬山市	市民部地域協働課地域担当	484- 8501	大山市大字犬山字東畑36 番地	0568-44-0349	0568-44-0367
常滑市	総務部安全協働課交通協働 チーム	479- 8610	常滑市新開町4丁目1番地	0569-47-6108 (直通)	0569-35-7879
江南市	企画部市民サービス課消費・ 相談・男女共同グループ	483- 8701	江南市赤童子町大堀90番 地	0587-54-1111	0587-53-0132
小牧市	教育委員会まなび創造館事 業係	485- 0041	小牧市小牧三丁目555番 地	0568-71-9848	0568-71-9840
稲沢市	市長公室地域協働課コミュ ニティグループ	492- 8269	稲沢市稲府町1番地	0587-32-1146 (直通)	0587-23-1489
新城市	企画部まちづくり推進課市 民協働係	441- 1392	新城市字東入船115番地	0536-23-7692	0536-23-2002
東海市	市民福祉部女性・子ども課 女性活躍支援担当	476- 8601	東海市中央町1丁目1番地	052-603-2211 0562-33-1111	052-604-9290
大府市	市民協働部青少年女性課青 少年女性係	474- 8701	大府市中央町五丁目70番地	0562-45-6219 (直通)	0562-47-7320
知多市	子ども未来部若者女性支援 室	478- 8601	知多市緑町1番地	0562-36-2657 (直通)	0562-33-8844
知立市	企画部協働推進課協働人権 係	472- 8666	知立市広見三丁目1番地	0566-95-0144 (直通)	0566-83-1141
尾張旭市	市民生活部市民活動課男女 共同参画係	488- 8666	尾張旭市東大道町原田 2600番地1	0561-76-8125	0561-52-0831
高浜市	こども未来部文化スポーツ グループ	444- 1334	高浜市春日町五丁目165 番地 いきいき広場3階	0566-52-1111	0566-52-8188
岩倉市	総務部協働安全課市民協働 グループ	482- 8686	岩倉市栄町一丁目66番地	0587-38-5803	0587-66-6380

市町村名	担当課室(係)名	所在地		電話番号	FAX番号
豊明市	市民生活部市民協働課協働 推進係	470- 1195	豊明市新田町子持松1番 地1	0562-92-8306	0562-92-1141
日進市	生活安全部市民協働課共生 共同係	470- 0192	日進市蟹甲町池下268番地	0561-73-3194	0561-72-4603
田原市	企画部企画課協働係	441- 3492	田原市田原町南番場30番 地1	0531-23-3507	0531-23-0669
愛西市	市民協働部市民協働課	496- 8555	愛西市稲葉町米野308番 地	0567-55-7113 (直通)	0567-26-5515
清須市	教育部生涯学習課生涯学習 係	452- 8569	清須市須ケ口1238番地	052-400-2911	052-400-2963
北名古屋市	総務部市民活動推進課	481- 8531	北名古屋市西之保清水田 15番地	0568-22-1111	0568-25-0611
弥富市	市民生活部市民協働課市民 協働グループ	498- 8501	弥富市前ケ須町南本田 335番地	0567-65-1111	0567-67-4011
みよし市	市民協働部協働推進課	470- 0295	みよし市三好町小坂50番 地	0561-32-8025	0561-76-5702
あま市	企画財政部人権推進課人権 係	490- 1292	あま市木田戌亥18番地1	052-444-0398	052-441-8330
長久手市	くらし文化部たつせがある 課交流商工係	480- 1196	長久手市岩作城の内60番 地1	0561-56-0641	0561-63-2100
東郷町	企画部地域協働課協働推進 係	470- 0198	愛知郡東郷町大字春木字 羽根穴1番地	0561-56-0727	0561-38-7933
豊山町	総務部総務課企画・情報係	480- 0292	西春日井郡豊山町大字豊 場字新栄260番地	0568-28-0913	0568-29-1177
大口町	地域協働部地域協働課地域 活動支援グループ	480- 0144	丹羽郡大口町下小口七丁 目155番地	0587-95-1691	0587-95-5721
扶桑町	総務部政策調整課政策調整 グループ	480- 0102	丹羽郡扶桑町大字高雄字 天道330番地	0587-93-1111	0587-93-2608
大治町	教育委員会社会教育課公民 館係	490- 1141	海部郡大治町大字馬島字 大門西10番地	052-443-2671	052-443-4950
蟹江町	政策推進室政策推進課企画 係	497- 8601	海部郡蟹江町学戸三丁目 1番地	0567-95-1111	0567-95-9188
飛島村	総務部企画課企画調整係	490- 1436	海部郡飛島村竹之郷三丁 目1番地	0567-97-3462	0567-52-0089
阿久比町	教育委員会社会教育課社会 教育係	470- 2292	知多郡阿久比町大字卯坂 字殿越50番地	0569-48-1111	0569-48-6229
東浦町	企画政策部協働推進課協働 推進係	470- 2192	知多郡東浦町大字緒川字 政所20番地	0562-83-3111	0562-83-9756
南知多町	企画部企画課企画政策係	470- 3495	知多郡南知多町大字豊浜 字貝ヶ坪18番地	0569-65-0711	0569-65-0694
美浜町	総務部企画課地域協働係	470- 2492	知多郡美浜町大字河和字 北田面106番地	0569-82-1111	0569-82-4153
武豊町	企画部企画政策課	470- 2392	知多郡武豊町字長尾山2 番地	0569-72-1111	0569-72-1115
幸田町	企画部企画政策課政策グ ループ	444- 0192	額田郡幸田町大字菱池字 元林1番地1	0564-62-1111	0564-63-5132
設楽町	企画ダム対策課	441- 2301	北設楽郡設楽町田口字辻 前14番地	0536-62-0514	0536-62-1675
東栄町	振興課	449- 0292	北設楽郡東栄町大字本郷 字上前畑25番地	0536-76-0502	0536-79-3554
豊根村	地域振興課	449- 0403	北設楽郡豊根村下黒川字 蕨平2番地	0536-85-1312	0536-85-1164

2020年度版 あいちの男女共同参画(2019年度年次報告書) 2020年10月発行

愛知県民文化局男女共同参画推進課 〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 電話 052-954-6179 (ダイヤルイン)

※本報告書の内容は、インターネットでもご覧いただけます。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/danjo/

(表紙の「認め合う 個性が輝く 参画社会」は、愛知県男女共同参画標語です。)